

# 草津市子ども・子育て支援 事業計画（素案）



平成26年9月3日

## 目次

<b>第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	4
<b>第2章 草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題</b> .....	5
1 人口の動向.....	5
2 家族の状況.....	9
3 保育所、幼稚園、学校等の状況.....	13
4 子ども・子育てをめぐる状況.....	18
5 ニーズ調査結果の概要.....	21
6 次世代育成支援対策地域行動計画の評価と課題.....	33
7 課題と方向性.....	36
<b>第3章 子ども・子育て支援事業計画がめざすもの</b> .....	38
1 基本理念.....	38
2 視点.....	39
3 目標.....	40
4 子ども・子育て支援施策の体系.....	41
<b>第4章 子ども・子育て支援施策の展開</b> .....	42
<b>目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり</b> .....	42
<b>施策1 幼児期の教育・保育環境の整備</b> .....	42
(1) 幼児期の教育環境の整備.....	42
(2) 保育環境の整備.....	43
<b>施策2 幼児教育・保育内容の充実</b> .....	44
<b>施策3 幼児期の教育・保育の一体的提供</b> .....	45

<b>施策4</b> 地域における体験機会の充実 .....	47
<b>施策5</b> 学校における学力向上と体験機会の充実 .....	49
<b>目標2</b> 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり .....	51
<b>施策1</b> 子どもの人権を守る環境づくり .....	51
<b>施策2</b> 虐待防止など要支援児童対策 .....	52
<b>施策3</b> 障害のある子どもと家庭への支援 .....	54
<b>施策4</b> 子どもの安全確保 .....	56
<b>施策5</b> 子育ての経済的負担の軽減 .....	57
<b>目標3</b> 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり .....	58
<b>施策1</b> 妊娠・出産からの切れ目のない支援 .....	58
<b>施策2</b> 子どもと家族の健康な生活の支援 .....	60
<b>施策3</b> 健康な心身を育てる食育の推進 .....	62
<b>施策4</b> 青少年の健全育成と心のケアを要する子どもへの支援 .....	63
<b>目標4</b> 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり .....	65
<b>施策1</b> 子育て・親育ちの体制整備、支援 .....	65
(1) 地域子育て支援拠点事業の展開 .....	65
(2) 親育ちを支援するサービスの充実 .....	67
(3) 子育て支援のネットワークの仕組みづくり .....	68
(4) 子育て相談や情報の提供 .....	69
<b>施策2</b> ひとり親家庭の自立支援 .....	71
<b>施策3</b> 子育てしやすいまちづくり .....	73
<b>目標5</b> 子育てと仕事が両立できる環境づくり .....	75
<b>施策1</b> 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供 .....	75
<b>施策2</b> 児童育成クラブの整備 .....	77
<b>施策3</b> ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実 .....	78
<b>第5章 重点的な取組み事項について</b> .....	80
<b>1</b> 幼児期の教育・保育 .....	80
<b>2</b> 地域子ども・子育て支援事業 .....	83
<b>3</b> 幼児期の教育と保育の一体的提供（幼保一体化）の推進 .....	95

<b>4</b>	<b>児童虐待防止対策の推進</b> .....	96
<b>5</b>	<b>ひとり親家庭の自立支援推進</b> .....	97
<b>6</b>	<b>障害児施策の推進</b> .....	98
<b>第6章</b>	<b>計画の推進に向けて</b> .....	99
<b>1</b>	<b>市民・地域社会・事業所・市の役割や責務</b> .....	99
<b>2</b>	<b>推進体制</b> .....	99
<b>3</b>	<b>計画の検証方法と中間年度での見直し</b> .....	101

# 第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子・高齢化の進行や核家族化が進むとともに、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子・高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化、ひとり親家庭の増加、児童虐待や子どもの貧困など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが重要となっています。

このような状況のなかで、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されるなど、子どもや若者の育成支援に関連する取組が行われてきました。平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されましたが、この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組みの「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざすものです。

「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、子ども・子育て関連3法のひとつである「子ども・子育て支援法」に基づき、区市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本市においては、次代の社会を担う子どもたちが、健やかに成長することができ、だれもが安心して子育てできる地域を築くため、平成17年3月に「草津市次世代育成支援対策地域行動計画（前期計画）」を、平成22年3月に「草津市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定し、特定事業だけではなく、リーディングプロジェクトを設定し、子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり、仕事や子育ての両立支援、親育ちの支援などに取り組んできました。

しかし、全国的に人口減少社会を迎えている中で、本市では依然として人口増加が進み、子ども人口も増加しています。また、女性の就労ニーズの高まりの中で、保育所や放課後児童健全育成事業の利用ニーズも増加し、待機児童が出ています。

本市においても、「草津市次世代育成支援対策地域行動計画」のこれまでの取組と積み残した課題を踏まえるとともに、「待機児童の解消」や「地域の子ども・子育て支援の充実」、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」等をめざすとともに、地域と一体となって子どもの育ちや子育て家庭に対する支援を進め、大人も子どもも共に育ちあい、生きることの喜びや幸せを実感できる、笑顔が輝くまちづくりを進めるため、「草津市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

### ①法的な位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条\*に基づく市町村計画です。国の定める「子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」に基づき、計画を策定します。

#### 「子ども・子育て支援法」第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### 「子ども・子育て支援法」第60条に基づき内閣府が定める「子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」に従い市町村計画に盛り込むべき事項

##### （必須記載事項）

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

##### （任意記載事項）

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
  - 児童虐待防止対策の充実
  - 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
  - 障害児施策の充実等
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### ②「次世代育成支援対策地域行動計画」との関係

「草津市次世代育成支援対策地域行動計画（前期計画：平成17年度～21年度、後期計画：平成22年度～26年度）では、急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、家庭への支援、育成環境・雇用環境整備の施策など、子どもに関わる様々な施策分野を対象としていました。

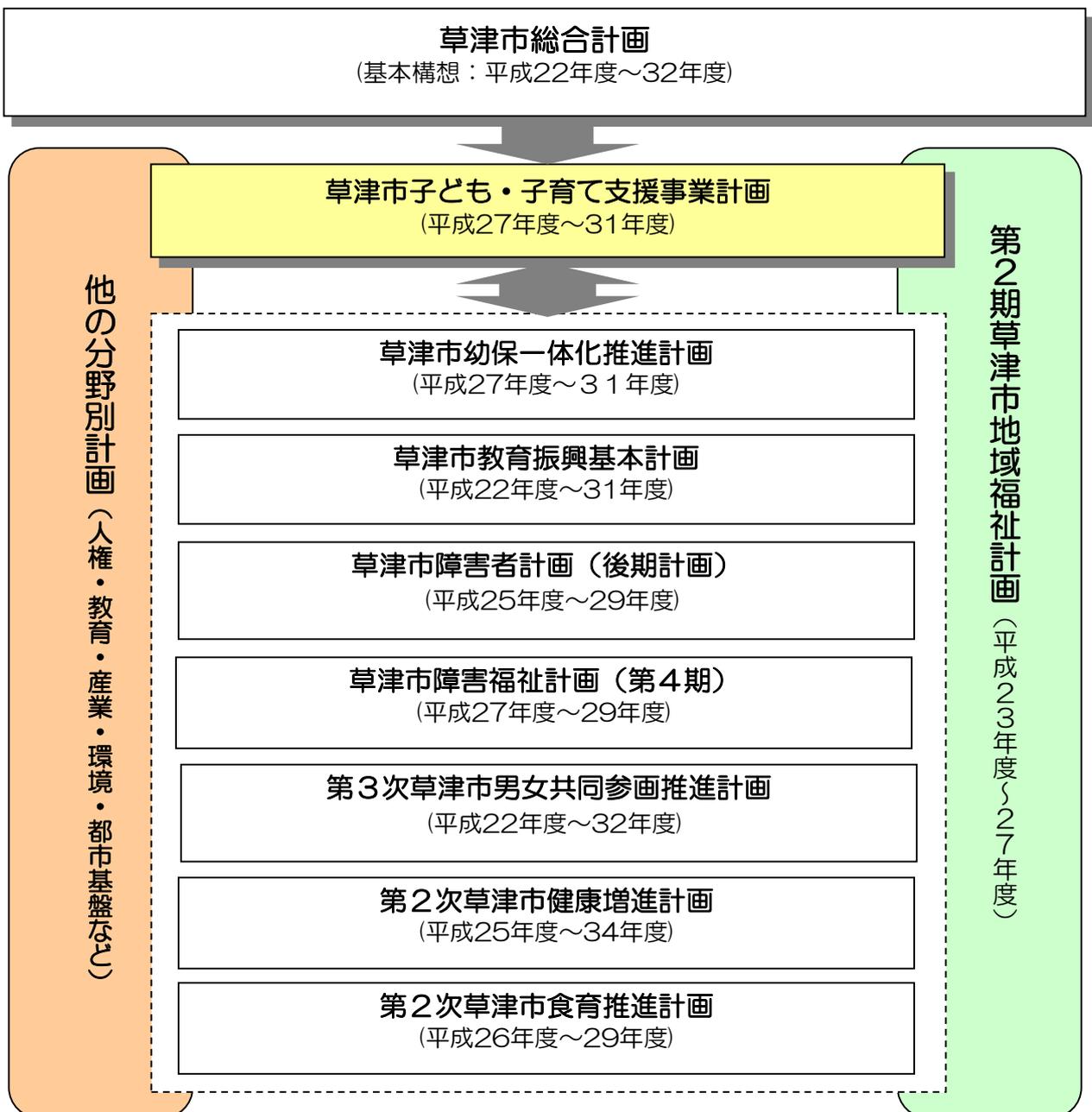
「草津市子ども・子育て支援事業計画」においては、「草津市次世代育成支援対策地域行動計画」の施策との連続性を確保しながら、子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、重点的に推進される幼児期の教育・保育、地域における子育て支援事業等について、重点的な取組を行います。

### ③上位・関連計画との関係

平成22年3月に策定された「第5次草津市総合計画」の子ども・子育て部門における個別計画として、「草津市教育振興基本計画」や「草津市障害福祉計画」など、関連計画とも整合性を保ちながら、草津市の施策を総合的・一体的に推進していきます。

また当計画における幼保一体化施策の具体的な推進方策を「草津市幼保一体化推進計画」で定めます。

#### ■計画の位置づけ



### 3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象とします。

#### 「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

### 4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間です。ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、必要な見直しを行います。

### 5 計画の策定体制

#### ① ニーズ調査・パブリックコメント

計画の策定にあたっては、子ども・子育てに関する現状や問題点を把握するため、就学前の子どもおよび小学生の保護者を対象に「草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施するとともに、平成26年12月中旬から平成27年1月中旬まで、この計画（案）についてパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見を反映しています。（予定）

#### ② 子ども・子育て会議

ニーズ調査やパブリックコメントでいただいた意見に加え、幅広い知見を通じて計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉、教育、医療、経済・労働関係者、公募市民からなる「草津市子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行いました。（現在審議中）

#### ③ シンポジウム

幼保一体化や子ども・子育て支援新制度をテーマとして、平成26年9月に、「子ども・子育てシンポジウム」を開催し、就学前児童をもつ保護者を含め、広く市民の皆様へ広報周知を行いました。（予定）

## 第2章 草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

### 1 人口の動向

#### ＜概況＞

- ◆本市の人口は、住宅開発等の進展による人口流入を受けて、増加傾向にありますが、今後5～10年後に減少に転じると予測されます。
- ◆年代別の人口を見てみると、現在は生産年齢人口の割合が比較的高いですが、将来的には高齢人口の割合が高まり、生産年齢人口、年少人口ともに割合が低下することが予測されます。
- ◆本市の就学前と小学生の児童は、緩やかな増加傾向にありますが、就学前児童数については平成28年前後をピークになだらかな減少局面に転じることが予測されます。

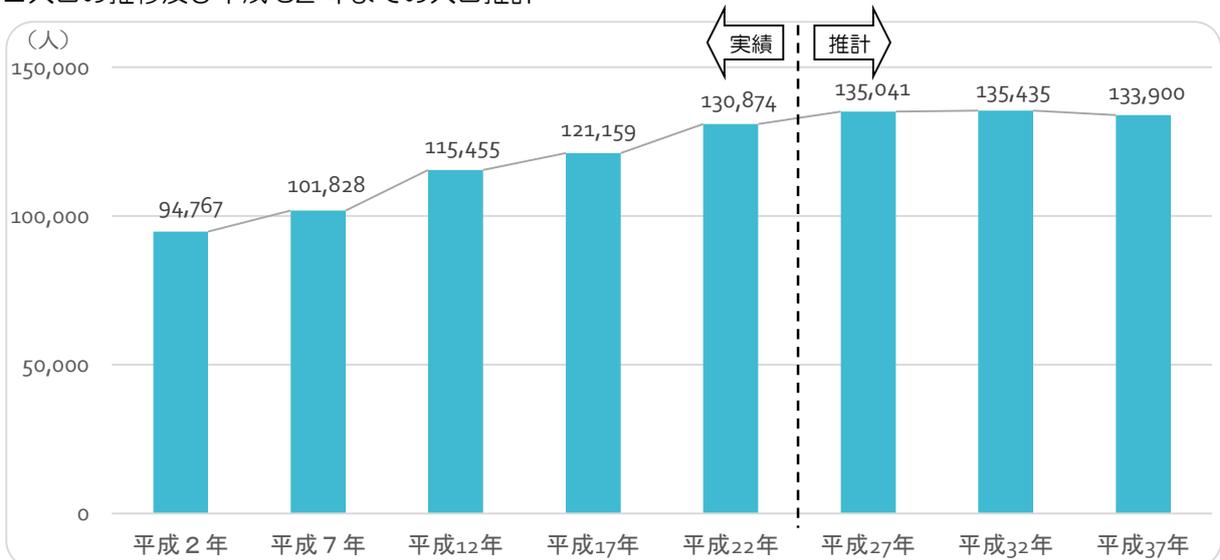
### (1) 人口

#### ① 総人口の推移

本市の総人口を見ると、増加傾向にあり、平成22年の国勢調査では130,874人となっています。

また、草津市総合計画における推計では、人口増加傾向が継続し、平成27年では135,000人、平成32年では135,400人に達する見通しであり、その後は減少に転じ、平成37年では133,900人と予測されています。

■人口の推移及び平成32年までの人口推計



資料：草津市総合計画（平成22年度以前は国勢調査）

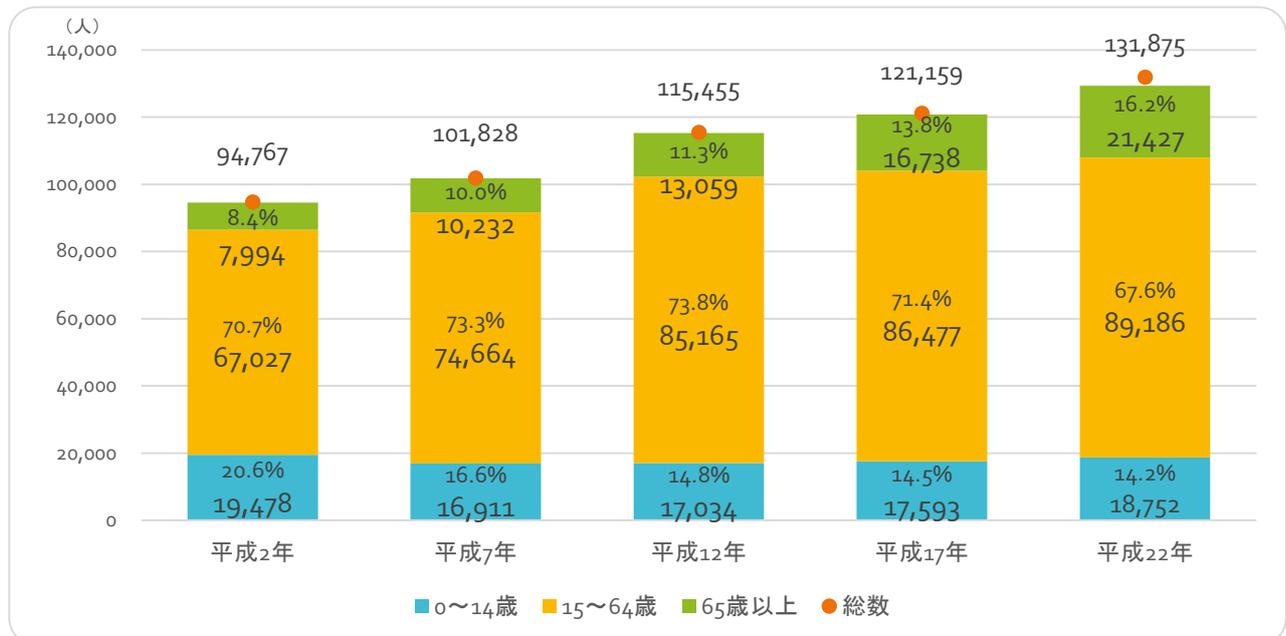
## ② 年代別人口（年少人口・生産年齢人口・高齢者人口）の推移

総人口について、0～14歳の年少人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口に年代別に3区分すると、総人口の伸びに応じて、生産年齢人口および高齢者人口が一貫して増加しており、年少人口についても、平成7年までは減少傾向にありましたが、以降、増加傾向に転じています。

一方、年代別の構成割合については、年々、高齢者人口の割合が増加し、年少人口や生産年齢人口の割合が減少していることから、本市においても、少子高齢化が進行するものと予測されます。

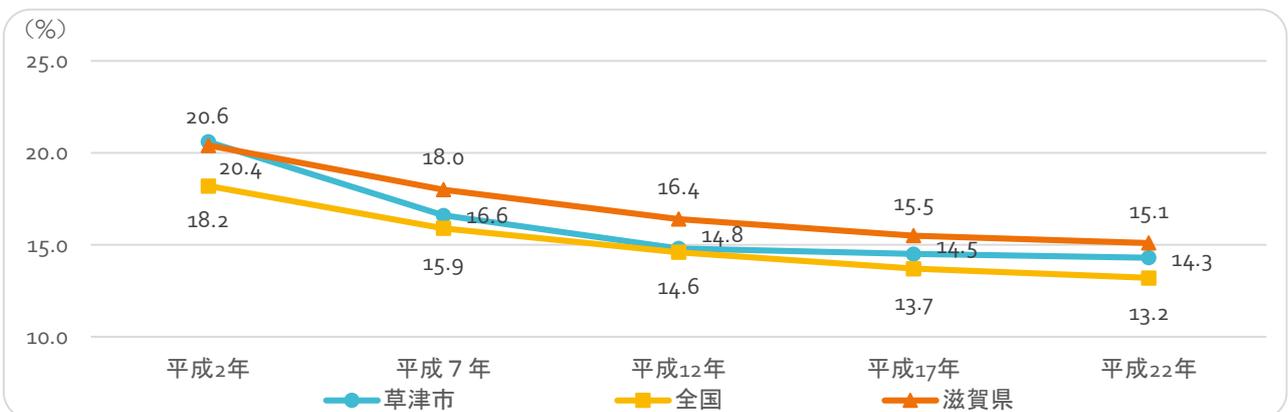
年少人口の総人口に占める割合（年少人口率）の推移では、平成2年の20.6%が、平成7年には16.6%に低下し、平成12年以降は14%台で緩やかな低下傾向を示しています。おおむね、全国水準より上で、滋賀県より下回っています。

### ■ 総人口、年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在） 注）総数には年齢不詳を含みます。

### ■ 年少人口率の推移



資料：国勢調査

## (2) 児童数（就学前と小学生）の推移

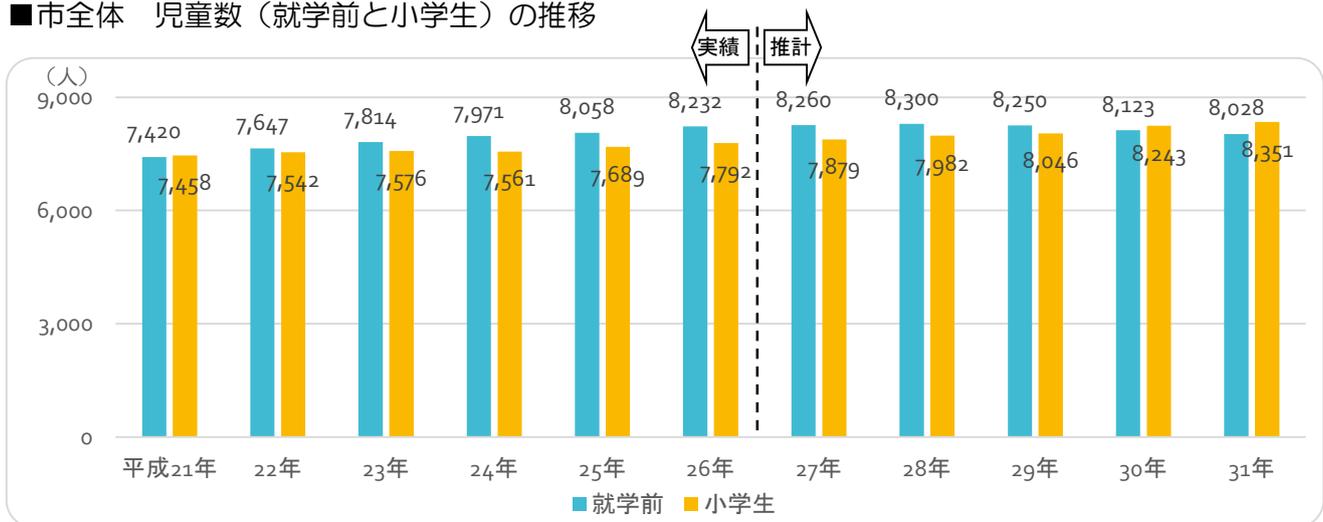
本計画では、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業について、計画期間の年次毎の見込み量を算定することとなっています。そのため、基礎となる就学前と小学生の児童数の将来推計において、直近の人口動向を反映する必要があることから、住民基本台帳人口（外国人登録を含む）を用いて推計を行いました。

ここでは、これまでの児童数の推移と、将来推計について記載します。

0歳児は毎年わずかながら増加を続け、平成26年3月末現在では1,313人となっていますが、今後は減少傾向に転じ、平成31年には1,195人と推計されます。0歳～5歳の就学前児童数は、年々増加を続け平成26年には8,232人となっていますが、今後は、平成28年をピークに減少に転じ、平成31年には8,028人と推計されます。

6～8歳の小学校低学年の児童数は、平成24年にわずかながら減少しましたが、平成25年以降は増加傾向を示し、平成26年は3,930人となっています。今後も増加を続け、平成31年には4,274人と推計されます。9～11歳の高学年の児童数は、平成23年までわずかながら減少傾向にあったのが、平成24年以降、増加傾向を示し、平成26年には3,862人となっています。今後は増減しながらも増加傾向を示し、平成31年には4,077人と推計されます。

■市全体 児童数（就学前と小学生）の推移



■市全体 児童数（就学前と小学生）の推移

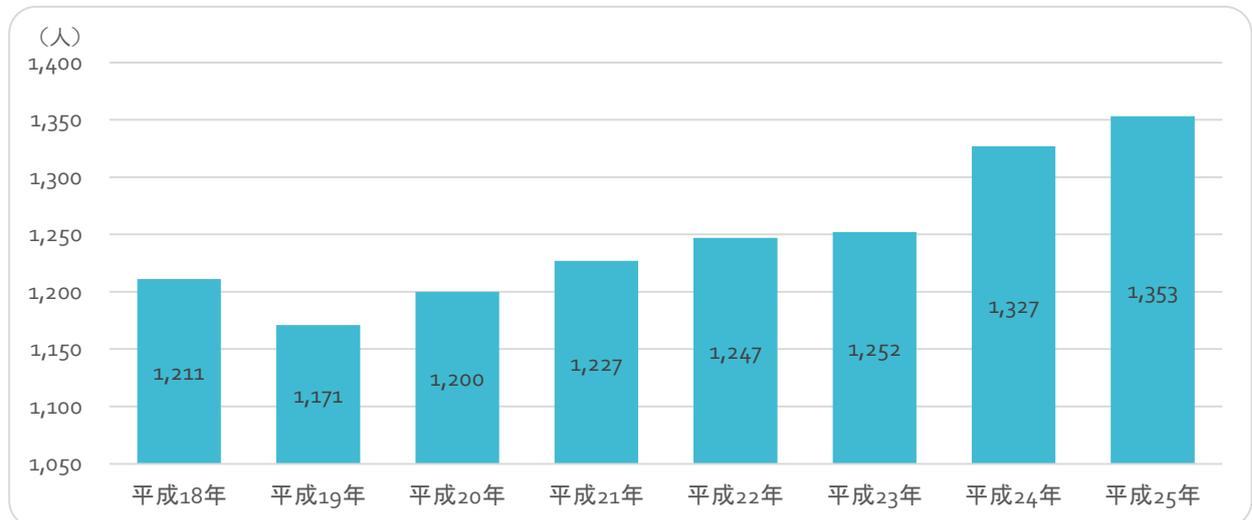
項目・年次 年齢区分	実績						推計				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	1,217	1,238	1,261	1,287	1,297	1,313	1,268	1,256	1,232	1,209	1,195
1～2歳	2,525	2,586	2,663	2,654	2,733	2,800	2,797	2,771	2,700	2,655	2,618
3～5歳	3,678	3,823	3,890	4,030	4,028	4,119	4,195	4,273	4,318	4,259	4,215
就学前計	7,420	7,647	7,814	7,971	8,058	8,232	8,260	8,300	8,250	8,123	8,028
低学年	3,714	3,803	3,852	3,805	3,861	3,930	4,068	4,105	4,132	4,199	4,274
高学年	3,744	3,739	3,724	3,756	3,828	3,862	3,811	3,877	3,914	4,044	4,077
小学生計	7,458	7,542	7,576	7,561	7,689	7,792	7,879	7,982	8,046	8,243	8,351
合計	14,878	15,189	15,390	15,532	15,747	16,024	16,139	16,282	16,296	16,366	16,379

資料：子ども子育て推進室

### (3) 出生の状況

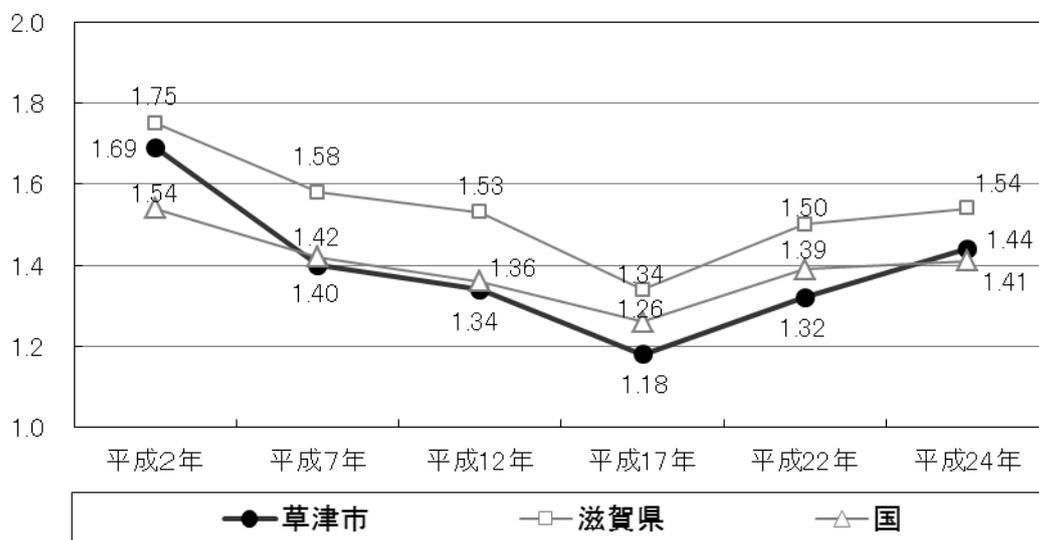
平成18年以降の本市の出生数の推移をみると、平成19年に1,200人を割りましたが、平成20年に1,200人となり、以降、年々増加傾向にあり、平成24年には1,300人を超えています。

#### ■出生数の推移



資料：健康増進課事業年報

#### ■(参考) 合計特殊出生率の比較



資料：人口動態統計、草津市母子保健計画、南部健康福祉事務所（草津保健所）事業年報

※合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、すべての女性が等しく子どもを生むと仮定した場合に、1人の女性が一生の間に生む子どもの人数。今の人口規模を維持するのに必要な合計特殊出生率の水準は、2.07とされています。

## 2 家族の状況

### ＜概況＞

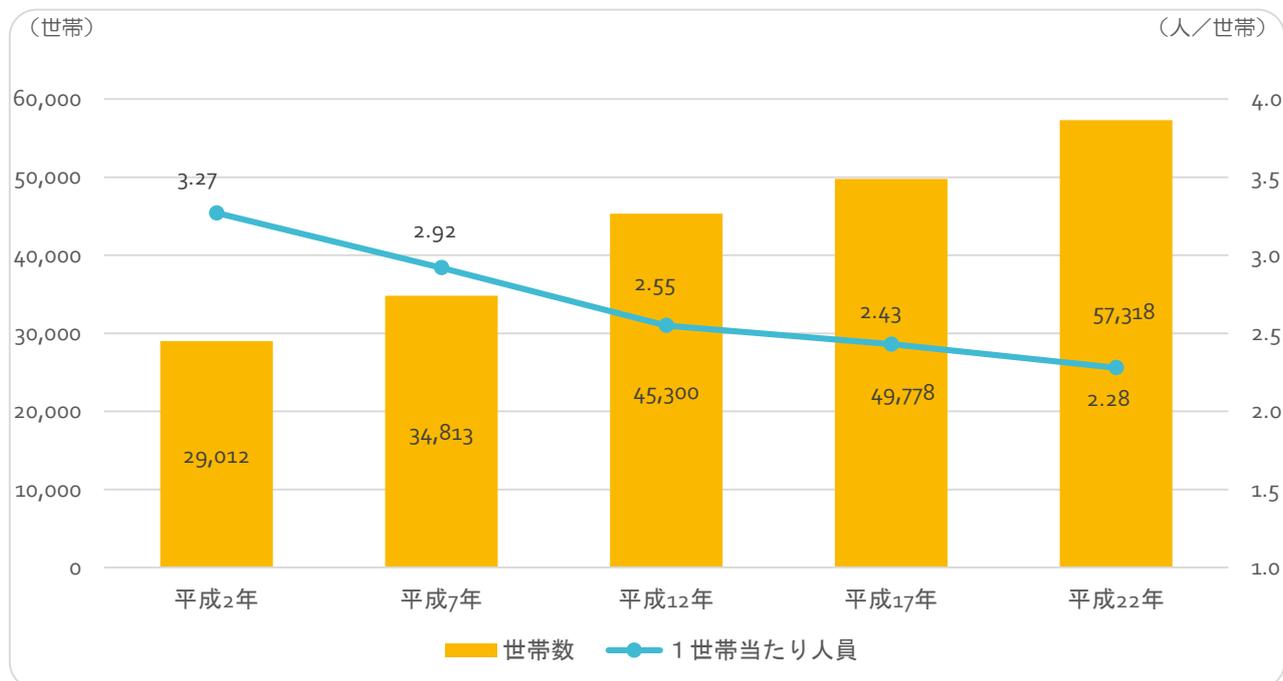
- ◆世帯数やこどものいる世帯数は増加していますが、世帯規模の縮小が進んでおり、こどものいる世帯の割合も低下しています。
- ◆子育て世帯の労働力率は年々上昇しており、働く女性の保育ニーズへの高まりへの対応が必要です。
- ◆共働き世帯が増加し、多様な就労形態が進む中で、必要とされる保育需要と多様な就労形態に対応した就学前児童の受け皿が求められます。

### (1) 世帯の状況

#### ① 世帯数、1世帯あたり人口の推移

国勢調査による世帯数の推移は、平成2年の29,012世帯が、平成22年には57,318世帯となり、20年間で1.98倍となっており、人口の伸びよりも大きくなっています。そのため、1世帯あたり人口は、平成2年の3.27人が、平成22年には2.28人となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。

#### ■世帯数の推移

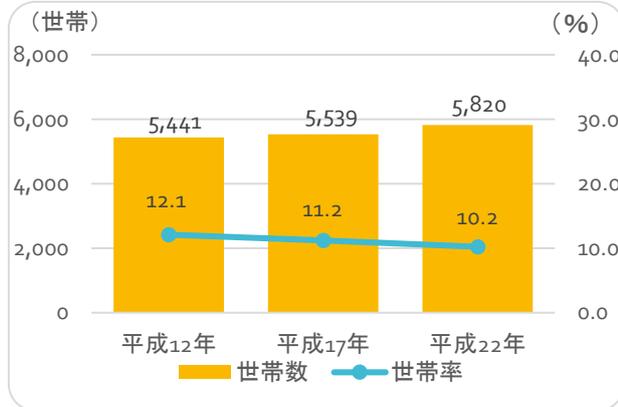


資料：国勢調査

## ② 子どものいる世帯の推移

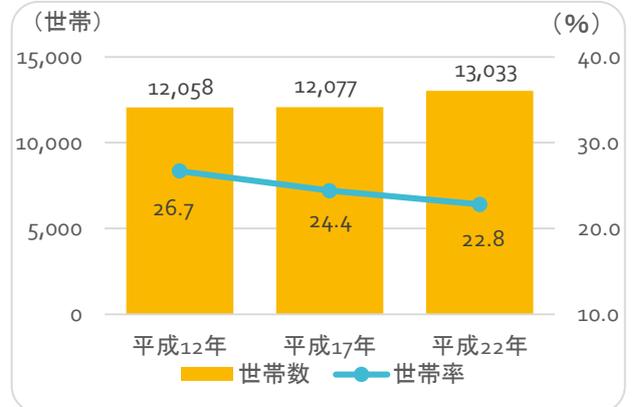
子どものいる一般世帯数は、6歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子どものいる世帯数ともに増加していますが、一般世帯総数に占める割合は、どちらも低下しています。

### ■ 6歳未満の子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### ■ 18歳未満の子どものいる世帯数の推移



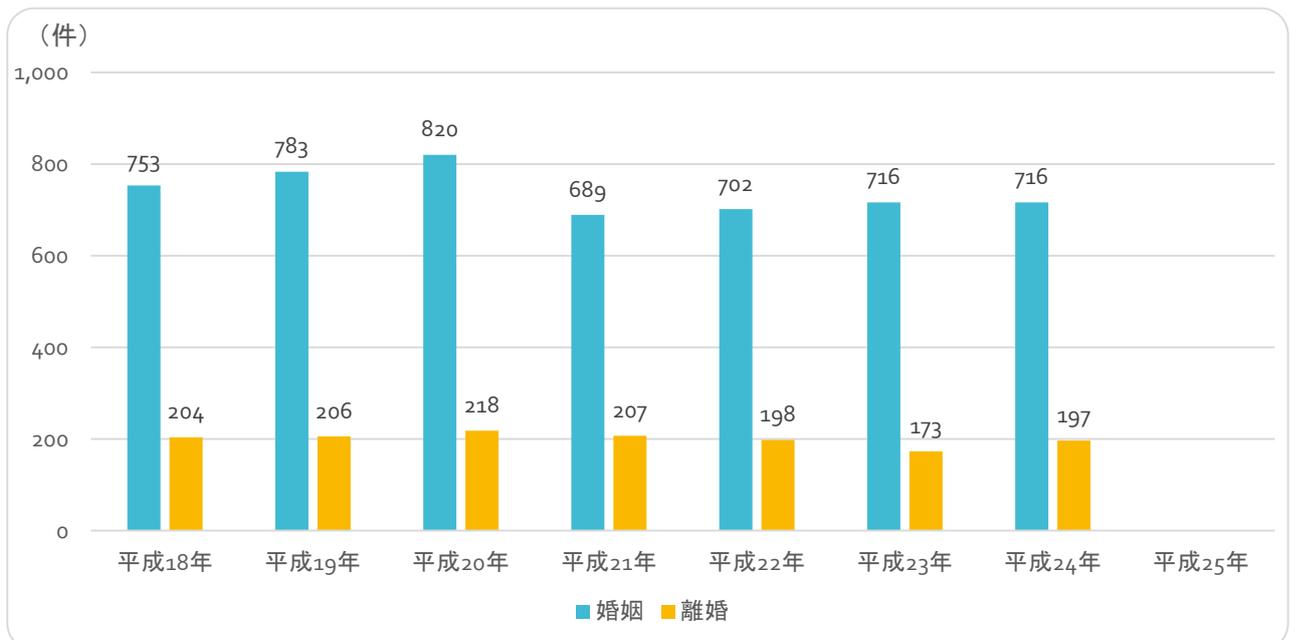
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## ③ 婚姻・離婚の状況

婚姻の状況では、平成20年が820件と多くなりましたが、平成21年には689件と減少し、その後は微増となり、平成24年には716件となっています。

一方、離婚件数は、婚姻と同様に平成20年が218件と多く、平成23年には173件まで減少しましたが、平成24年には197件と増加傾向を示しています。

### ■ 婚姻・離婚件数



資料：人口動態統計

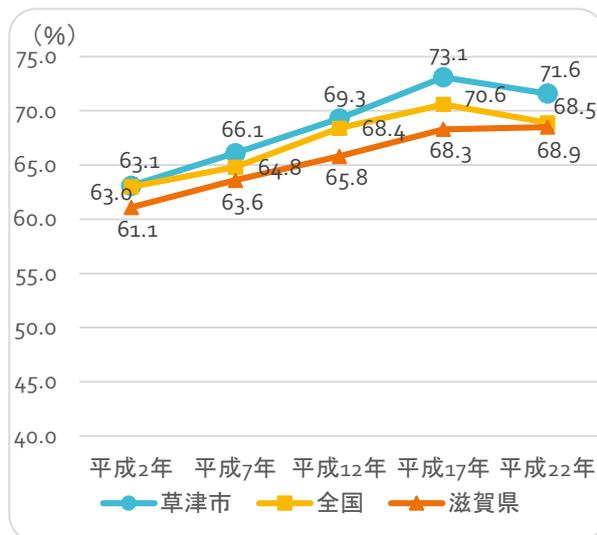
#### ④ 未婚率の状況

本市の20～34歳における未婚率の状況をみると、男性は平成17年まで滋賀県や全国を上回る水準で上昇していましたが、平成22年には全国水準と同様に低下し、71.6%となっています。

女性の場合、平成17年に全国や滋賀県水準を上回る勢いで上昇してきましたが、平成22年には全国水準と同様に、わずかながらの上昇にとどまっています。

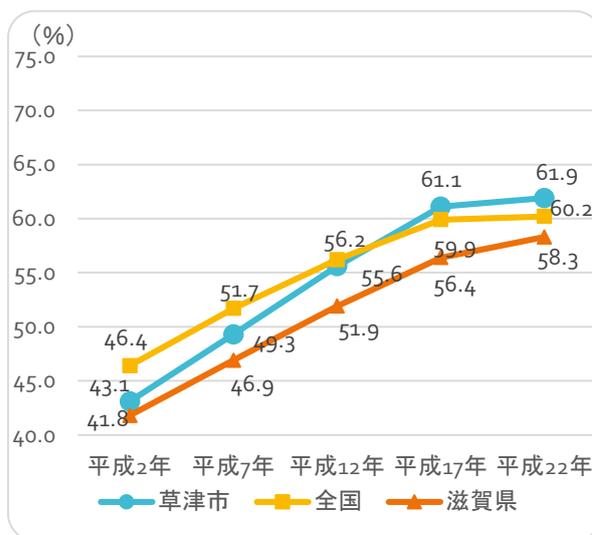
本市の場合、男女共に大学による20～24歳の未婚率への影響が、特に大きいといえます。

■男性の未婚率（20～34歳平均）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の未婚率（20～34歳平均）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

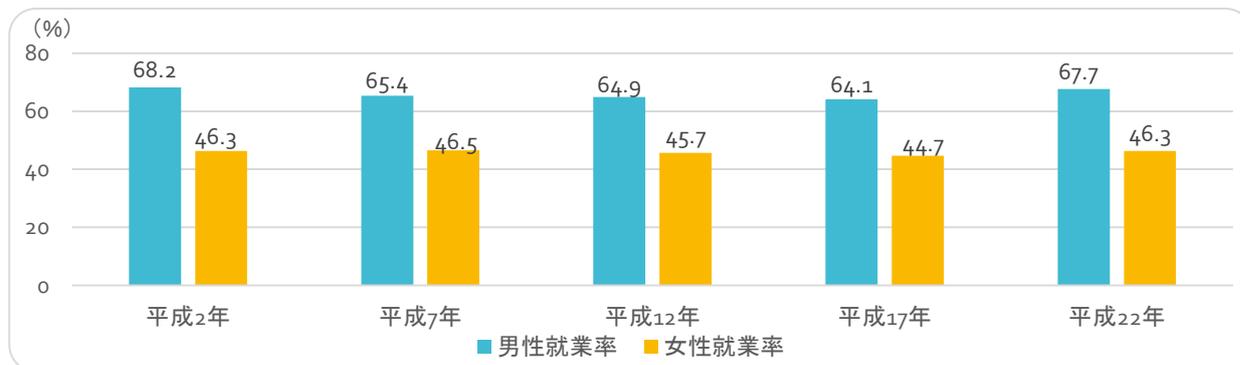
## (2) 就労の状況

### ① 男女の就業率の推移

国勢調査から、男女別の就業率の推移をみると、男性は年々低下し、平成22年には64.9%となっています。これは、全国水準よりは若干高く、滋賀県水準よりは低い状況です。

一方、女性は平成12年、17年と同程度が、平成22年には若干低下し、45.7%となっています。男性と同様に、全国水準よりは若干高く、滋賀県水準よりは若干低い状況です。

■男女別 就業率の推移

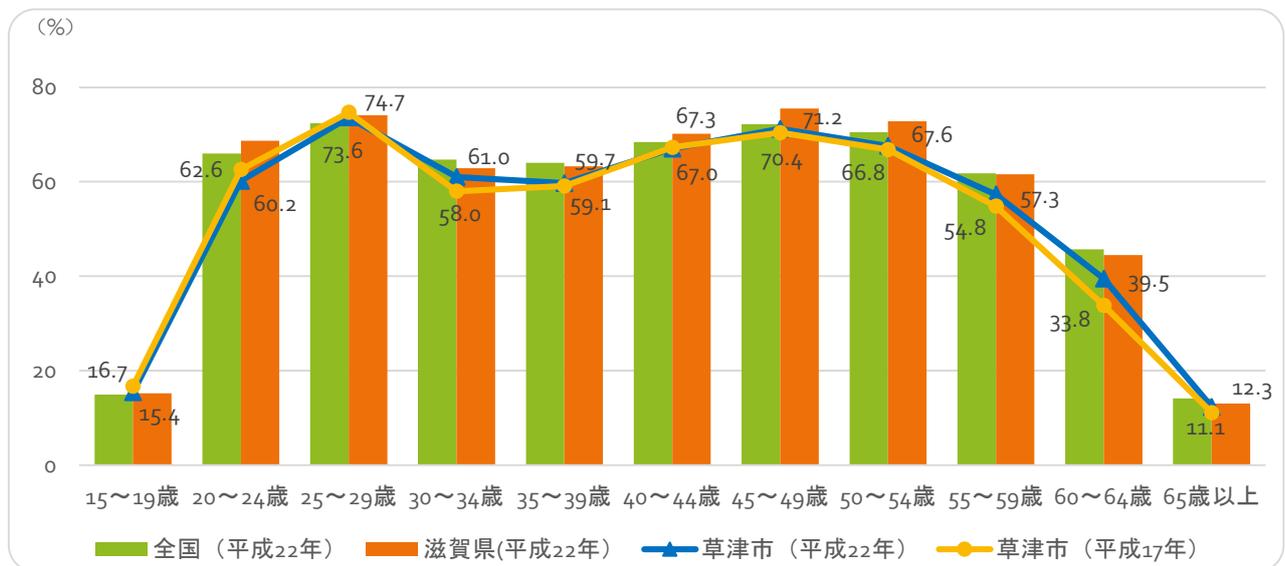


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## ② 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率について、平成17年と22年を比べると、15～19歳、20～24歳、25～29歳は若干低下しましたが、そのほかの年齢層は上昇、もしくは同程度となっています。特に30～34歳は3.0ポイント上昇し、M字カーブの谷が上昇していますが、全国や滋賀県水準よりは低くなっています。

### ■女性の年齢5歳階級別 労働力率

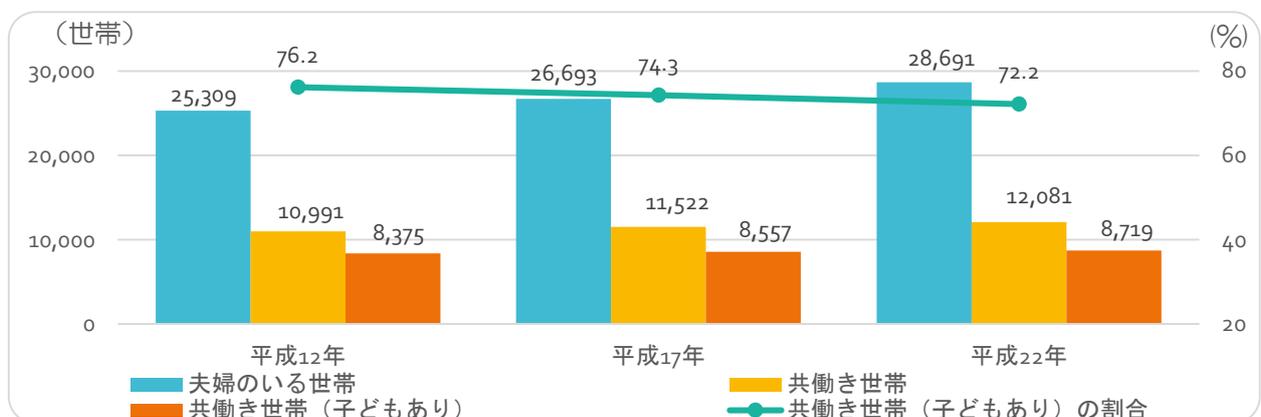


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## ③ 共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数は調査年ごとに増加し、平成22年には28,691世帯となっています。そのうち、夫婦が共に就労している共働き世帯や、共働き世帯のうちの子どもありの世帯も増加し、平成22年にはそれぞれ12,081世帯、8,719世帯となっています。しかし、共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、平成12年の76.2%が、平成22年には72.2%と低下しています。

### ■共働き世帯の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### 3 保育所、幼稚園、学校等の状況

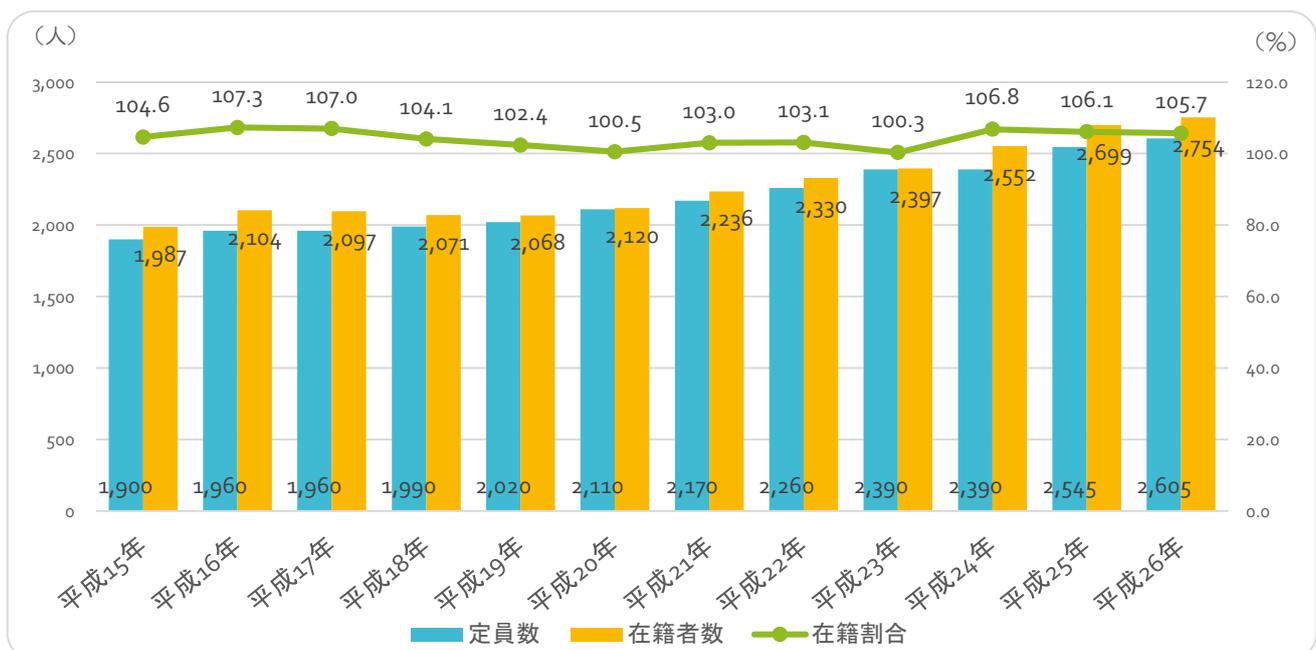
#### 《概況》

- ◆認可保育所の定員超過の状態が続いており、就学前児童の増加や共働き世帯が増加する中で、保育が必要な就学前児童の受け入れ先の確保が求められます。
- ◆低年齢児を中心に待機児童が発生し、認可保育所が定員超過している中で、引き続き待機児童解消に向けた受け入れ体制を整えることが必要です。
- ◆幼稚園に在籍する児童数が微減傾向の中で、公立・私立幼稚園ともに定員を下回る状況が続いており、地域的な在籍割合の較差も生じています。
- ◆子育て世代の共働き世帯数の増加や就労形態の多様化が進む中で、幼稚園における幼児教育や預かり保育について、就労層からの要請が高まることが推測されます。
- ◆4歳児・5歳児の概ね100%が幼稚園や保育所等の就学前施設に在籍し、3歳児の約4人に1人が現在、未就園となっており、幼児教育の提供体制が求められます。
- ◆3歳児の未就園層に対する幼児教育をどのように提供していくか、幼稚園・保育所相互のあり方を含めながら、検討していく必要があります。

#### (1) 保育所の在籍状況

認可保育所全体の在籍割合は100%を超えており、定員超過の状態が続いています。(職員配置や保育室面積の基準の範囲内で、定員の弾力運用(定員を超えた受け入れ)を行っています。)

■草津市における認可保育所の定員数と在籍者数

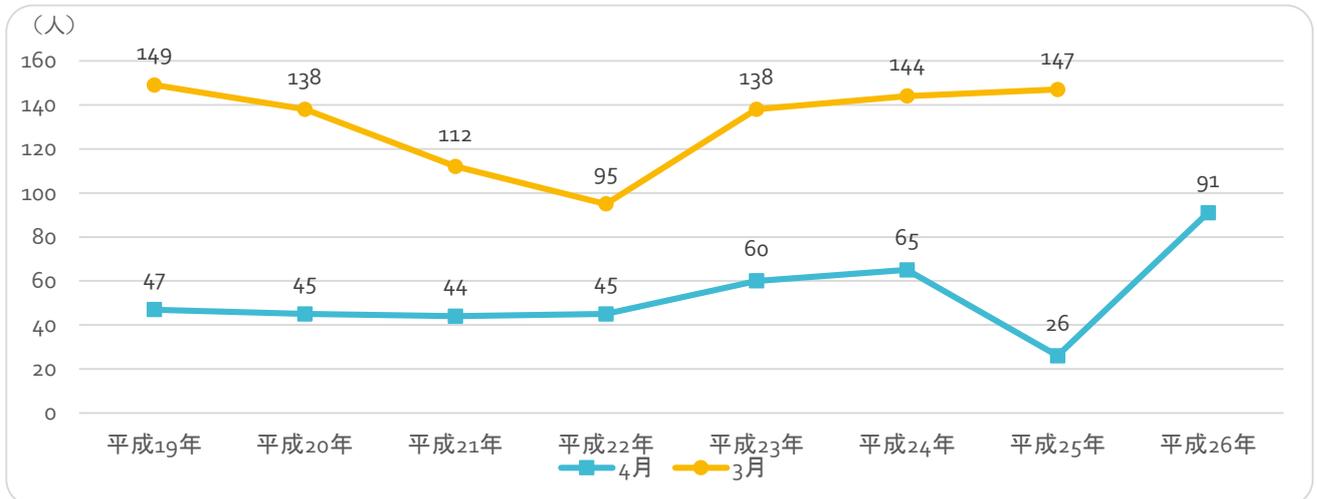


資料：幼児課（各年5月1日現在）

## (2) 保育所の待機児童数

待機児童数は平成23年・平成24年の年度当初において、60人台、平成25年には保育所の増設に伴い26人となっています。平成25年においては、待機児童の9割近くを0～2歳児が占めています。

### ■草津市における待機児童数の推移

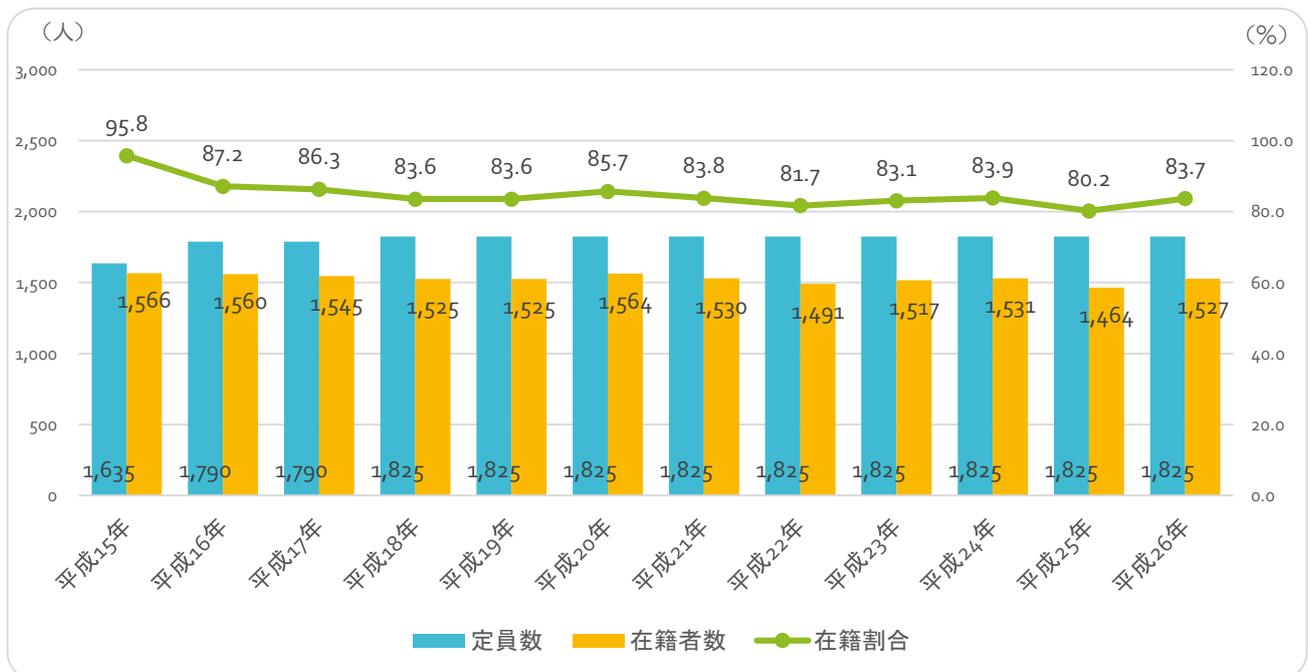


資料：幼児課（各月初日現在）

## (3) 幼稚園の在籍状況

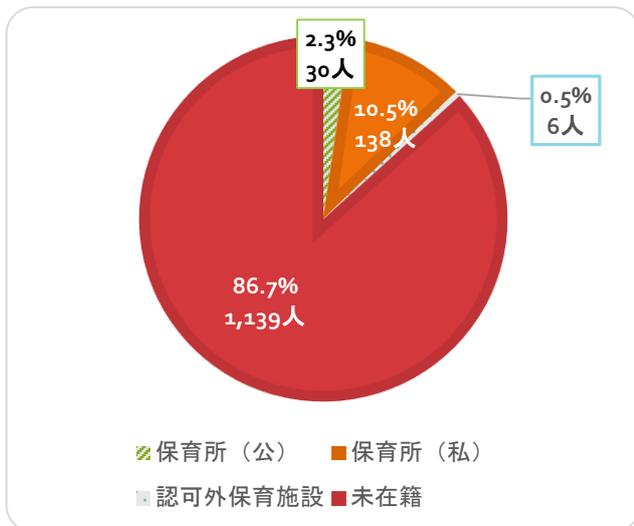
幼稚園の在籍割合は平成16年以降80%台で推移しており、定員数を下回る状態が続いています。

### ■草津市における幼稚園の定員数と在籍者数

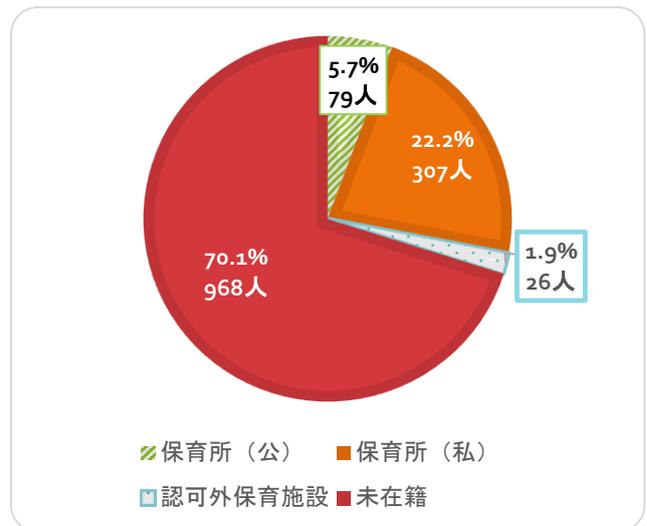


資料：幼児課（各年5月1日現在）

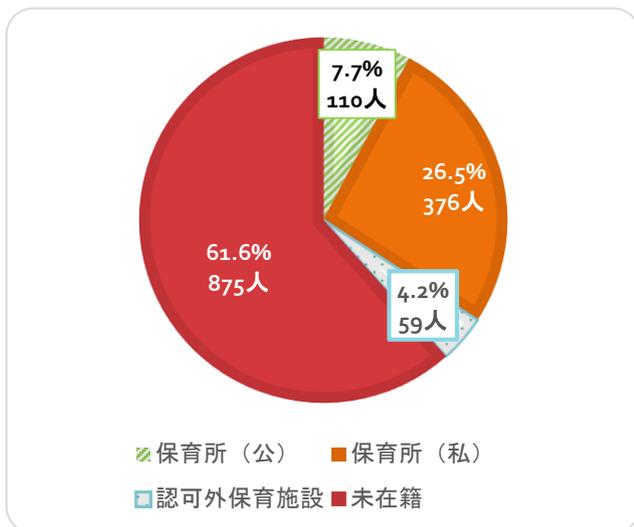
■ 0歳児の就学前施設在籍状況



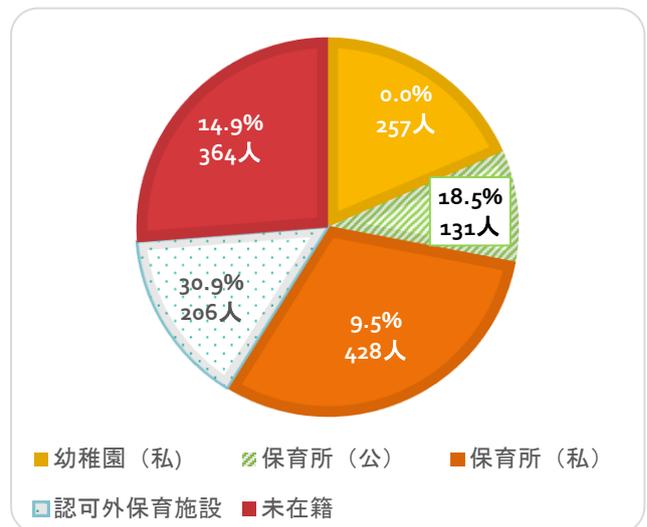
■ 1児の就学前施設在籍状況



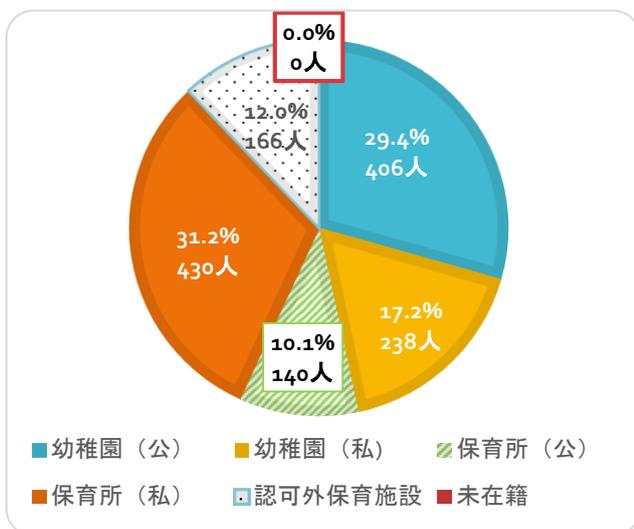
■ 2歳児の就学前施設在籍状況



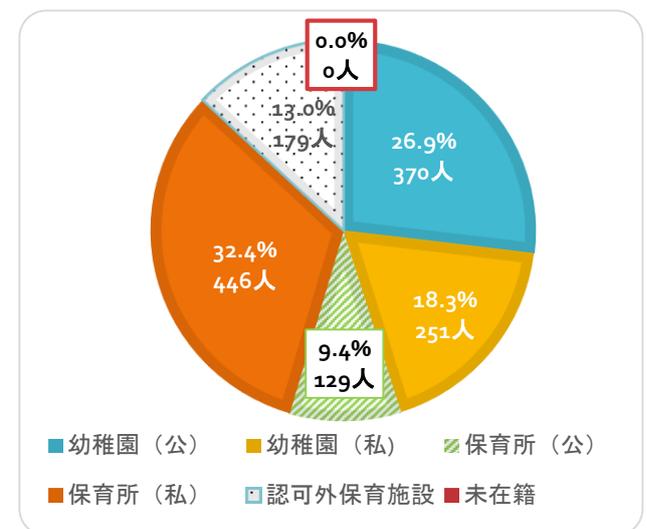
■ 3児の就学前施設在籍状況



■ 4歳児の就学前施設在籍状況



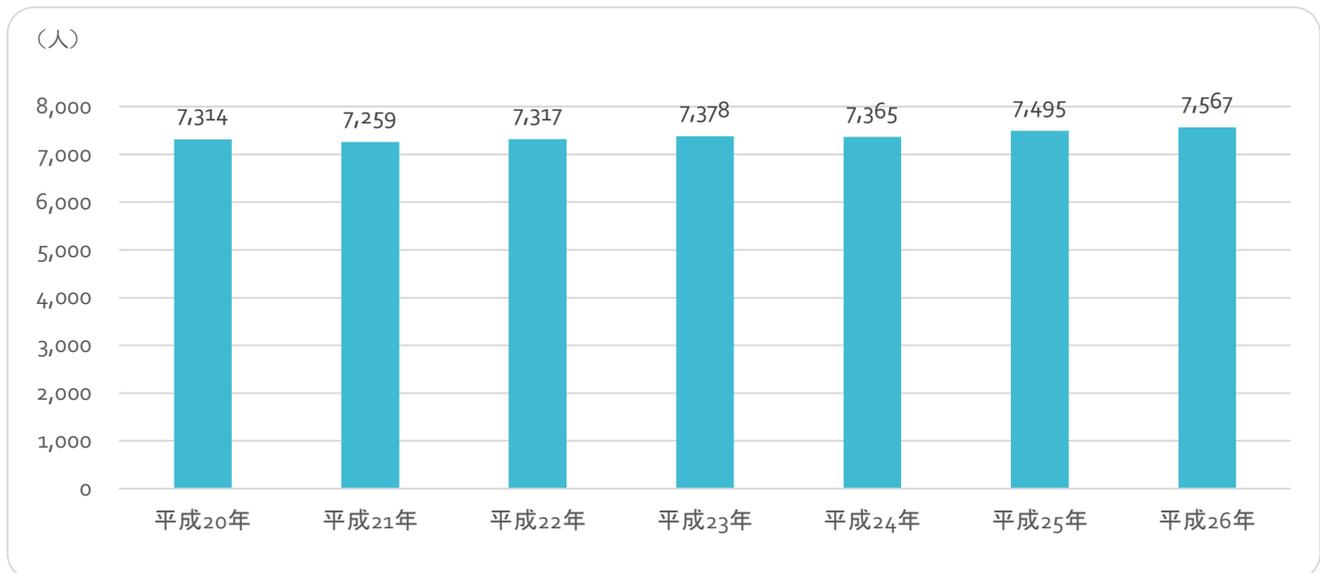
■ 5児の就学前施設在籍状況



#### (4) 小学校の在籍状況

市内には、公立小学校が13校あり、児童数の推移をみると、平成21年に若干減少しましたが、その後は徐々に増加傾向にあり、平成26年には7,567人となっています。

##### ■小学校児童数（公立）

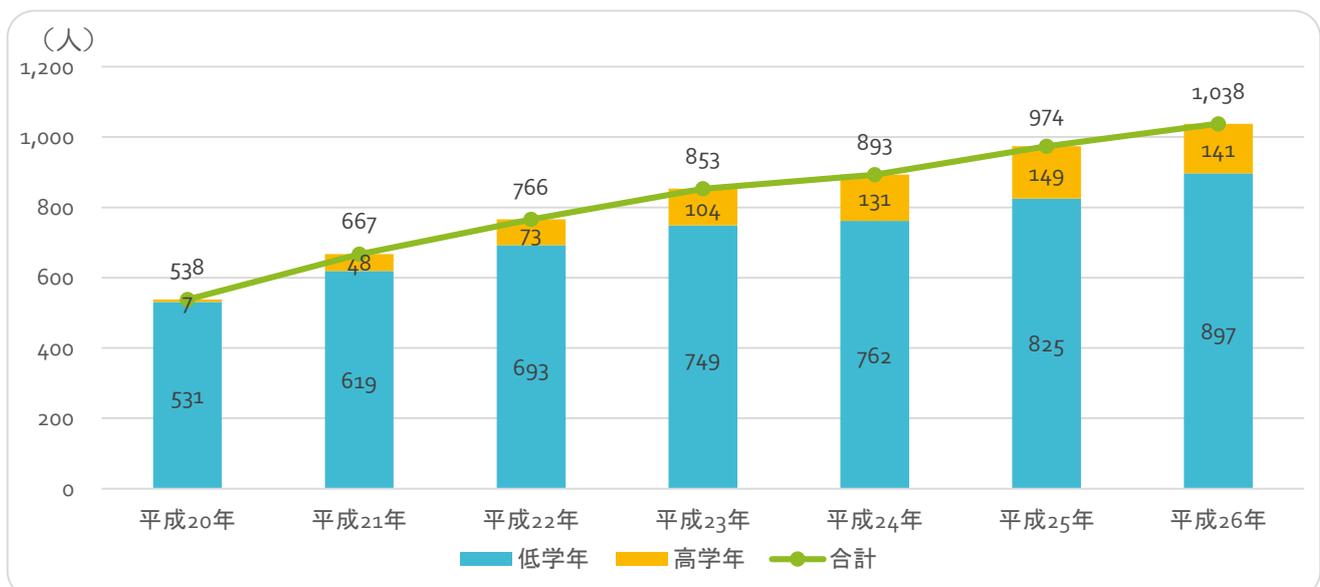


資料：草津市の教育（各年度5月1日）

#### (5) 児童育成クラブ（のびっ子）の在籍状況

各小学校区に1カ所の公設児童育成クラブ（のびっ子）があり、入会児童数は低学年、高学年ともに増加しています。特に高学年の入会希望数は7年間で20倍になっています。

##### ■児童育成クラブ入会児童数



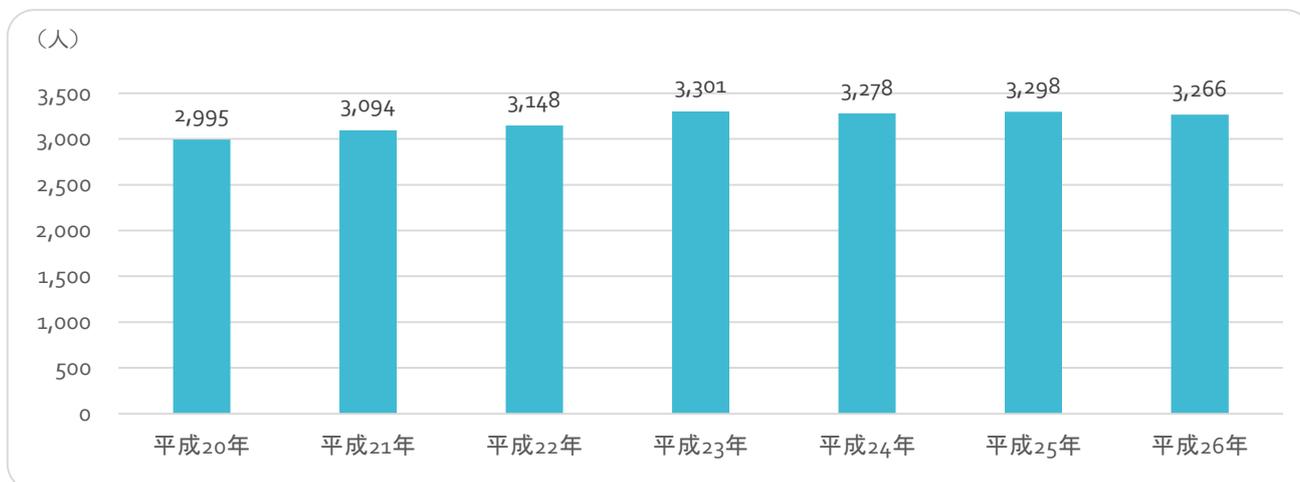
資料：子育て支援センター（各年度5月1日現在）

## (6) 中学校の在籍状況

市内の中学校については、公立が6校、私立が1校あります。

公立中学校の生徒数は、徐々に増加傾向にあり、平成23年から概ね3,300人弱となっています。

### ■中学校生徒数（公立）



資料：草津市の教育（各年度5月1日）

## 4 子ども・子育てをめぐる状況

### ＜概況＞

- ◆児童虐待の相談件数は、年々増加しており、その種別はネグレクトや心理的虐待が多くなっています。増加する相談等に対応する体制づくりが必要であると同時に、虐待を予防する取り組みが必要です。
- ◆ひとり親世帯について、母子家庭を中心に増加が著しく、子育て負担の軽減を目的とした支援の充実が求められます。
- ◆障害のある子どもについて、発達障害を含め、社会的な認知度の上昇もあり、相談や支援の対象数が増加しており、取り組みの充実が求められます。

### (1) 児童虐待相談の状況

急激な少子化、核家族化や地域のコミュニティの希薄化など社会環境が大きく変化する中で、家庭や地域での子育て機能が低下し、子育ての孤立化による不安や負担感を抱える保護者が増えるのに比例し、児童虐待の相談件数は年々増えています。

平成25年度は、平成21年度に比べて77人増加しています。虐待相談件数の8割が昨年度からの継続ケースとなっており、長期的に支援しなければならないケースが増え、今後も相談件数は増加するものと予想されます。

また、虐待種別を見てみると、ネグレクトが最も多く38%、次いで心理的虐待が36%と多くなっています。

■家庭児童相談室の児童虐待相談件数(件)

(人)

	相談件数	虐待種別			
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
平成21年度	329	60	159	109	1
平成22年度	316	58	127	129	2
平成23年度	371	76	159	136	0
平成24年度	370	87	134	143	6
平成25年度	406	99	153	148	6

資料：子ども家庭課

### (2) ひとり親世帯の状況

国勢調査からひとり親世帯の推移をみると、平成7年では384世帯が、平成22年には582世帯と、およそ1.5倍に増加しています。

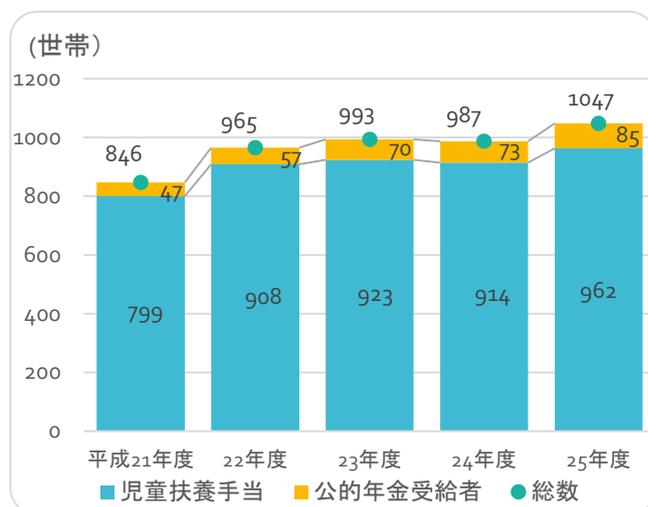
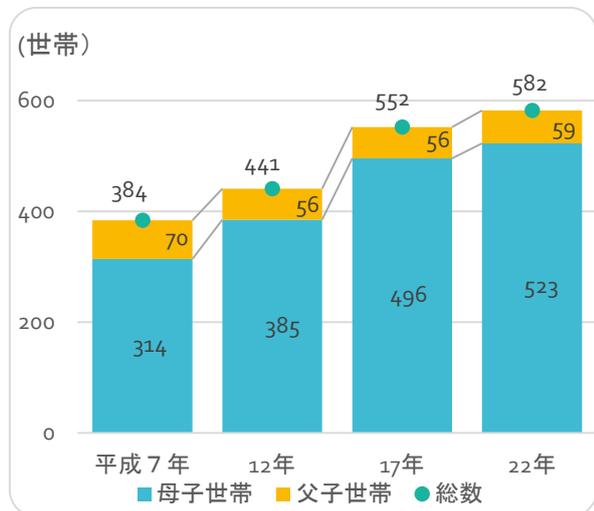
内訳をみると、平成22年では母子世帯が523世帯、父子世帯が59世帯で、父子世帯に比べて母子世帯の増加が著しくなっています。

なお、平成22年は、祖父母等の他の世帯員がいる場合も含めた数値を公表していますが、それによると、母子世帯は791世帯、父子世帯は157世帯で、ひとり親世帯全体では948世帯となってい

ます。

また、滋賀県への報告基準である児童扶養手当申請者数及び公的年金（障害年金・遺族年金）受給者で申し出のあった方の合計値をひとり親としてみた場合、平成21年以降、概ね増加傾向にあり、平成25年度末時点で1,047世帯となっています。

### ■ひとり親世帯の推移



資料：各年国勢調査

資料：市調べ（各年度末）注）高額所得等の理由により、児童扶養手未申請の人は含みません。

## （3）障害児施策をめぐる状況

### ① 特別児童扶養手当受給者の状況

20歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のある子どもを養育している保護者に特別児童扶養手当を支給しています。手当申請者数は、平成21年度以降増加しており、平成25年で223人となっています。

#### ■特別児童扶養手当申請者数

(人)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
187	196	203	217	223

資料：子ども家庭課

### ② 児童発達支援事業（湖の子園）の利用状況

湖の子園では、児童発達支援事業として、障害のある子ども及びその疑いのある子どもに対する早期の適切な療育を実施することで、2次障害を予防し、発達を促すための支援及び保護者等の援助を行っています。利用状況は、年々在籍数が増加傾向にあり、平成22年度後期より定員数を40人から50人に拡大しています。

■児童発達支援事業（湖の子園）利用者の状況

（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員数	40 人	50 人	50 人	50 人	50 人
在籍数	前期 30 人 後期 40 人	前期 30 人 後期 48 人	前期 40 人 後期 48 人	前期 38 人 後期 54 人	前期 43 人 後期 52 人

資料：発達支援センター

「湖の子園」とは・・・

発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とされる乳幼児とその保護者が通園する施設です。

③発達支援センターの相談等の状況

発達障害者支援センターでは、言葉や社会性の発達、学習上の困難等の心配事に対して、発達相談や医療相談、保護者へのカウンセリング等を実施しています。

社会的な認知度の上昇を背景に、相談件数は年々増加しており、特に、平成 24 年度以降は発達検査に関する件数が増加しております。

■発達支援センターの相談等件数

（新規以外、延べ件数）

	新規 相談	家族 相談	本人 面談	医療 相談	発達 検査	幼保 連携	学校 連携	医療 連携	関係 機関 他	相談等 総計
平成 22 年度	527	794	79	66	352	291	273	40	94	1,989
平成 23 年度	365	982	85	42	371	401	321	53	78	2,333
平成 24 年度	342	1,081	183	22	515	451	275	50	97	2,674
平成 25 年度	352	1,304	226	18	672	721	255	58	123	3,377

資料：発達支援センター

## 5 ニーズ調査結果の概要

### (1) 仕事と子育ての両立支援

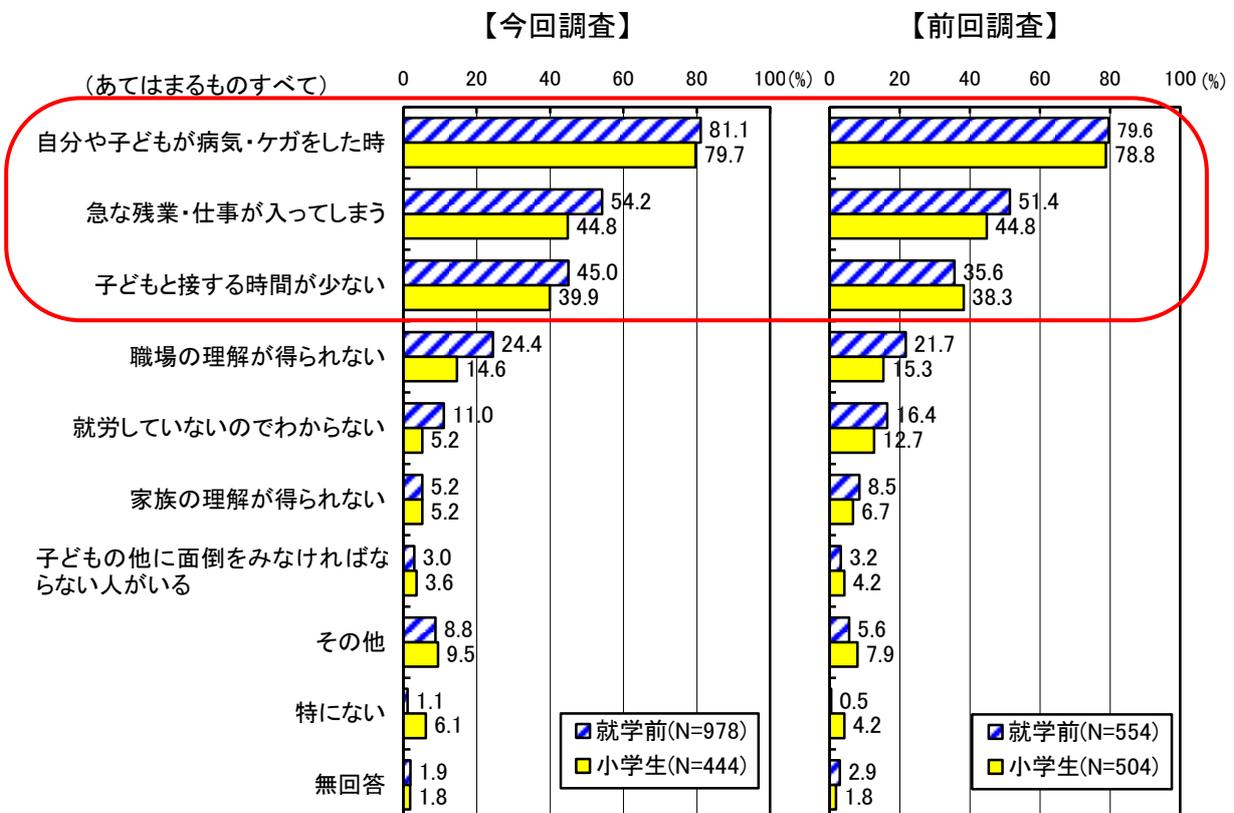
#### ＜概況＞

- ◆仕事と子育てを両立する上で、子どもや保護者自身の病気やケガの際の対応、急な残業時の対応などが大変だと感じる人が多く、両立する上で必要なこととして、こうした時に面倒をみてくれる人や保育事業が求められています。
- ◆働く保護者、特に母親は子どもと接する時間が少ないと感じる人も多く、子育てや家事、地域生活などにも参加できる、ゆとりある働き方ができる社会の実現が必要で、企業等とも一体となってワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

#### ① 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

アンケート調査では母親の就労率が上昇していますが、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについて、「自分や子どもが病気・ケガをした時」が就学前も小学生もトップとなっており、次いで「急な残業・仕事が入ってしまう」「子どもと接する時間が少ない」などと続き、前回調査と同じ項目が上位にあげられています。そのなかで、就学前の「子どもと接する時間が少ない」が9.4ポイント上昇しています。

#### ■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

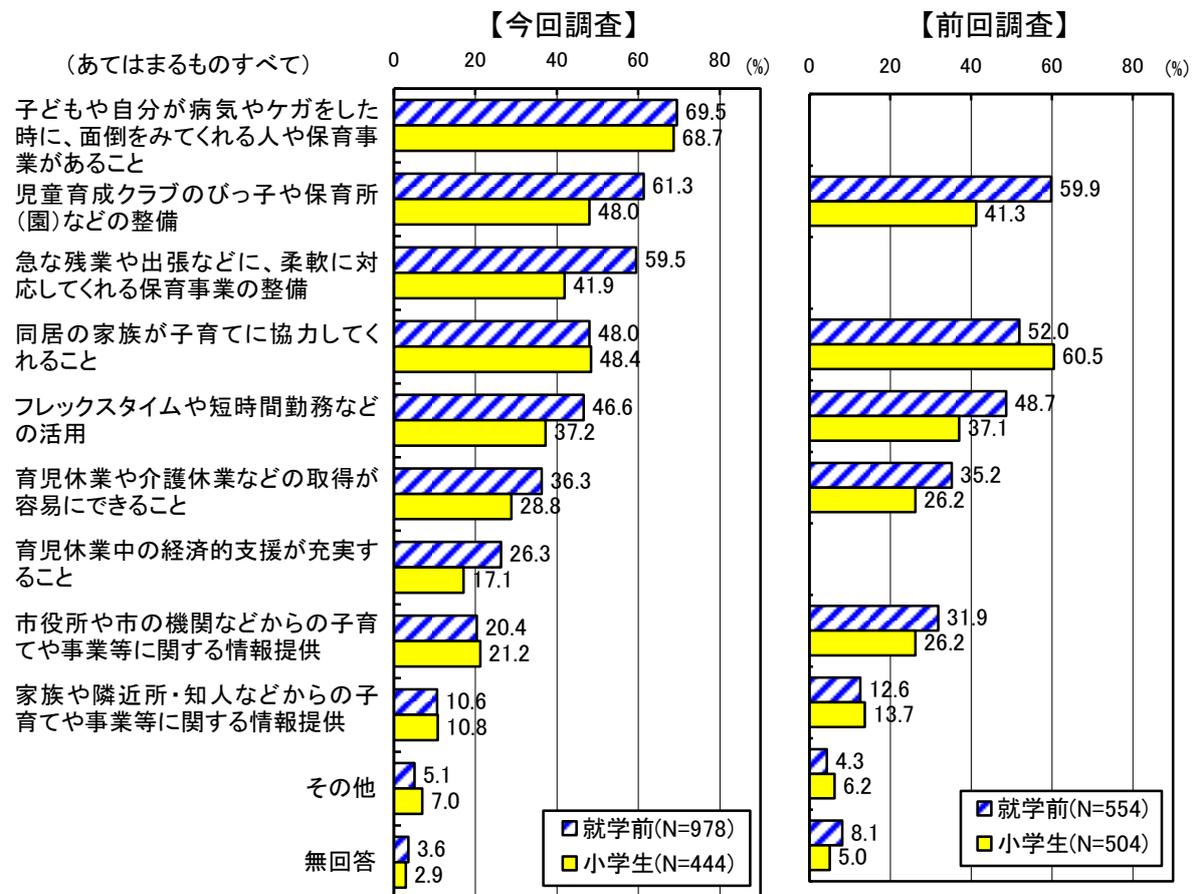


注) 前回調査では、「子どもの保育所などが見つからない」(就学前14.1%)がありました。

## ② 仕事と子育てを両立する上で必要なこと

仕事と子育てを両立する上で必要なこととしては、仕事と子育てを両立する上で大切だと感じることを反映して、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」が就学前も小学生もトップとなっており、次いで就学前は「児童育成クラブのびっ子や保育所（園）などの整備」「急な残業や出張などに、柔軟に対応してくれる保育事業の整備」などと続きます。小学生は次いで、「同居の家族が子育てに協力してくれること」「児童育成クラブのびっ子や保育所（園）などの整備」「急な残業や出張などに、柔軟に対応してくれる保育事業の整備」などと続きます。

### ■仕事と子育てを両立する上で必要なこと



注) 前回調査では、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」や「急な残業や出張などに、柔軟に対応してくれる保育事業の整備」「育児休業中の経済的支援が充実すること」がなく、「就労していないのでわからない」（就学前12.5%、小学生12.3%）がありました。

## (2) 子育ての孤立化・不安の解消

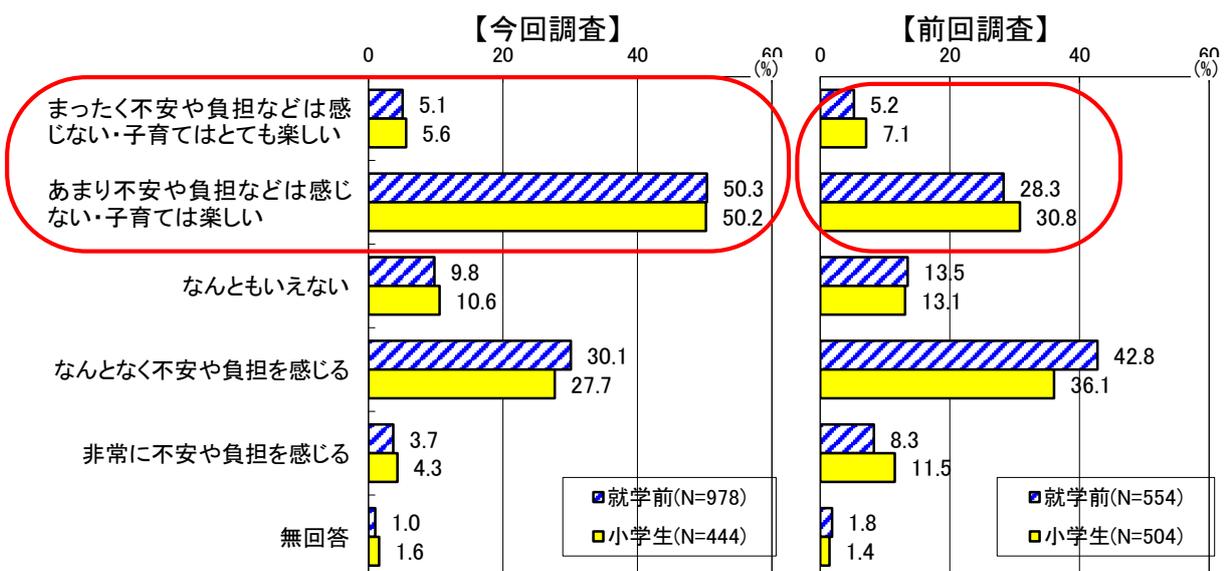
### ＜概況＞

- ◆子育てに不安や負担を感じる人の割合は、前回調査に比べて就学前及び小学生共に大きく低下しています。しかし、依然としておよそ 1/3 の人は不安や負担を感じています。不安や負担を感じる人は、就学前の場合、同年齢の子どもの親とのつきあいがあまりない人で高い傾向があり、身近な地域での交流の機会や相談窓口の情報提供等、多様な選択の機会が必要です。
- ◆子どものことで日頃悩んでいることでは、就学前は食事や栄養、病気や発育・発達に関することが1・2位に挙げられ、小学生では子どもの友だちつきあいに関することがトップとなっています。近年、発達障害のある子どもが増加していることもあり、乳幼児健診の機会を利用した相談の充実が必要です。また、多様な悩みや不安に関して、気軽に相談できる場や保護者同士が共有・共感できる場などの充実が必要です。
- ◆本市では、子育てサークルが多く、参加希望も就学前では半数を超えていることから、それぞれの活動が活発に、継続して行われるよう支援する必要があります。

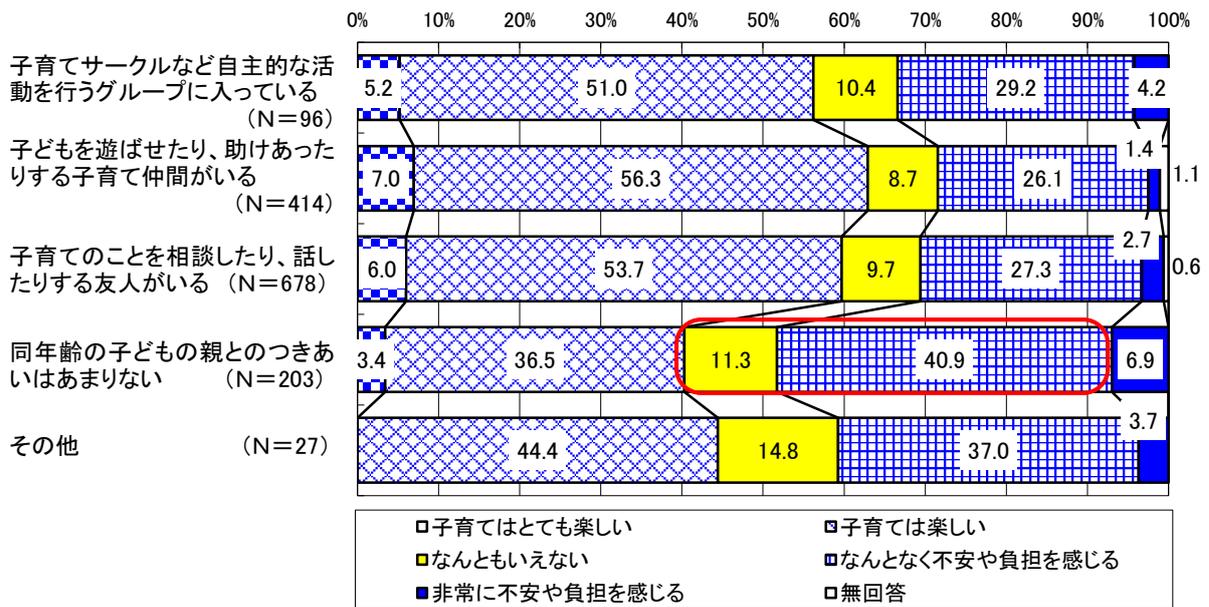
### ① 子育てに関する不安や負担

子育てに関して、「まったく不安や負担などは感じない・子育てはとても楽しい」及び「あまり不安や負担などは感じない・子育ては楽しい」は、合わせて就学前が55.4%、小学生が55.8%で、同程度となっています。また、前回調査は「全く感じない」及び「あまり不安や負担などは感じない」となっていますが、合わせて就学前が33.5%、小学生が37.9%で、これに比べて今回の調査では、大きく上昇しています。

#### ■子育てに関する不安や負担



## ■就学前の保護者同士のつきあいとの関係



## ② 子育てに関して、日頃悩んでいること

子どものことについて、日頃悩んでいることでは、就学前は「食事や栄養に関すること」が35.1%でトップとなっており、前回調査より4.1ポイント高くなっています。次いで、「病気や発育・発達に関すること」「近所に子どもの遊び友だちがいない」「子どもの友だちづきあいに関すること」などと続き、「近所に子どもの遊び友だちがいない」は、前回調査より5.5ポイント高くなっています。

小学生は、前回調査と同様に「子どもの友だちづきあいに関すること」がトップで41.0%となっており、前回調査に比べて5.5ポイント高くなっています。また、今回の調査で新しく設定した選択肢の「子どもがいじめたり、いじめられていないかなどについて」が31.8%で2番目にあげられ、「子どもの友だちづきあいに関すること」と合わせて、子ども同士の関係に不安をもつ保護者が増えています。

保護者自身のことについて、日頃悩んでいることでは、就学前も小学生も「子どもを叱りすぎているような気がする」がトップで、就学前が36.1%、小学生が31.1%となっています。前回調査も同じ項目がトップとなっていました。就学前は若干高くなり、小学生は若干低下しています。次いで「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」「自分や子どもが急に病気になってしまう」「子どもと接する時間が少ないこと」などと続きます。そのうち、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」は、前回調査に比べて、就学前が4.9ポイント、小学生が6.5ポイント低下しています。また、「子どもと接する時間が少ないこと」は、就学前は前回調査と同程度ですが、小学生が6.7ポイント低下しています。このような多様な悩みや不安に関して、気軽に相談できる場や保護者同士が共有・共感できる場などの充実が必要です。

■子育てに関して、日頃悩んでいること

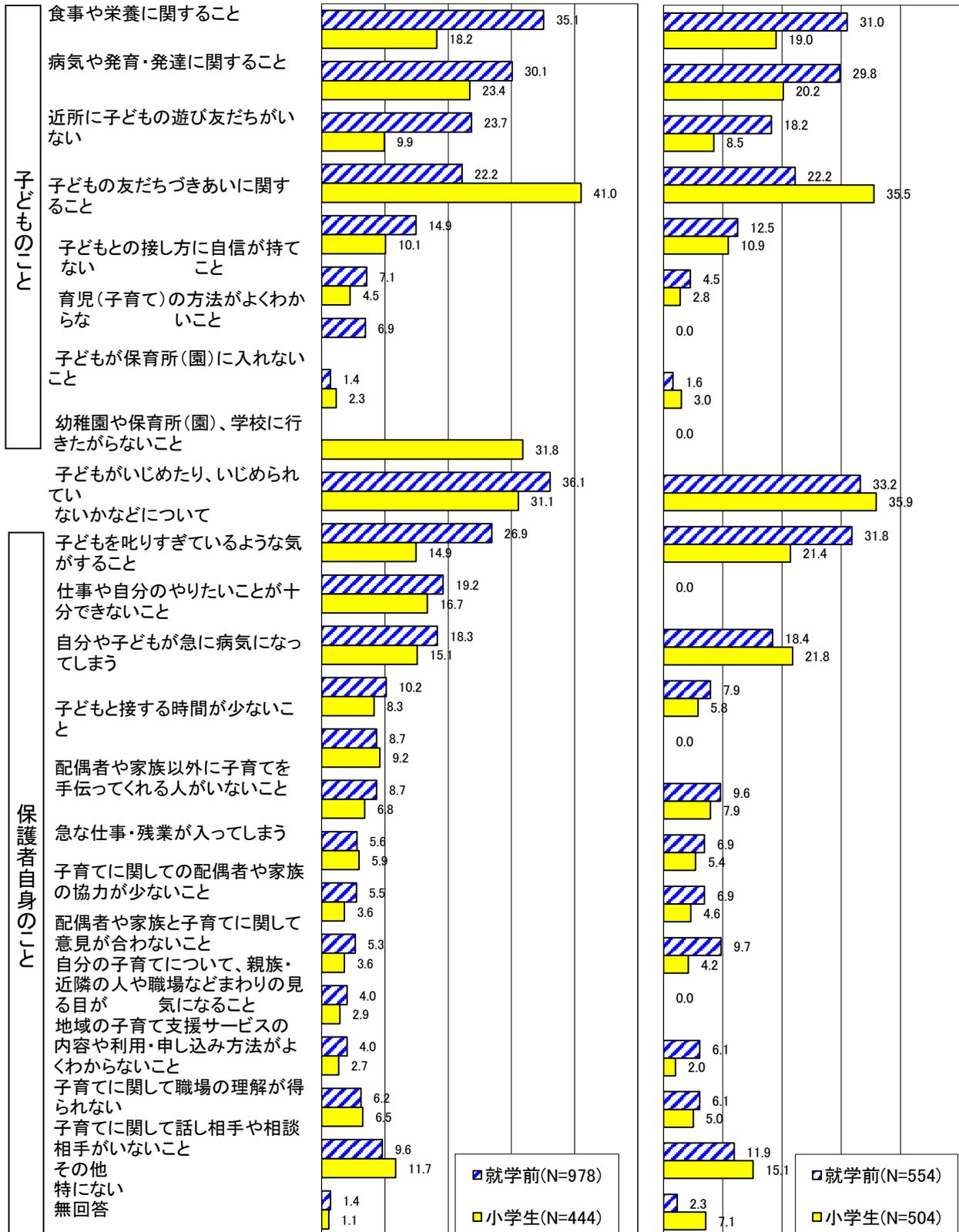
【今回調査】

【前回調査】

(あてはまるものすべて)

(%)

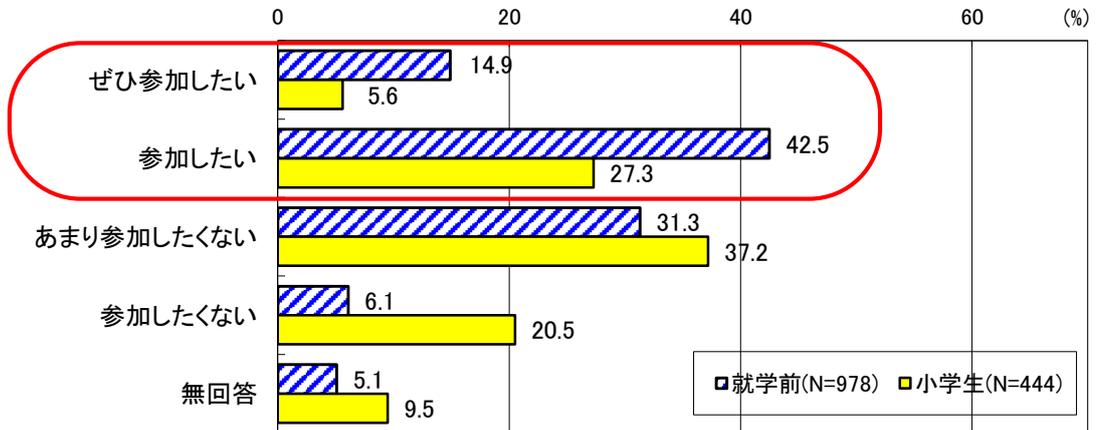
(%)



本市は子育てサークルが多く、さまざまな活動をしていますが、子育てサークルに「ぜひ参加したい」及び「参加したい」を合わせた【参加希望】は、就学前が57.4%、小学生が32.9%となっています。

それぞれの活動が活発に、継続して行われるよう支援する必要があります。

■子育て仲間づくりへの参加希望



### (3) 地域での子育て支援

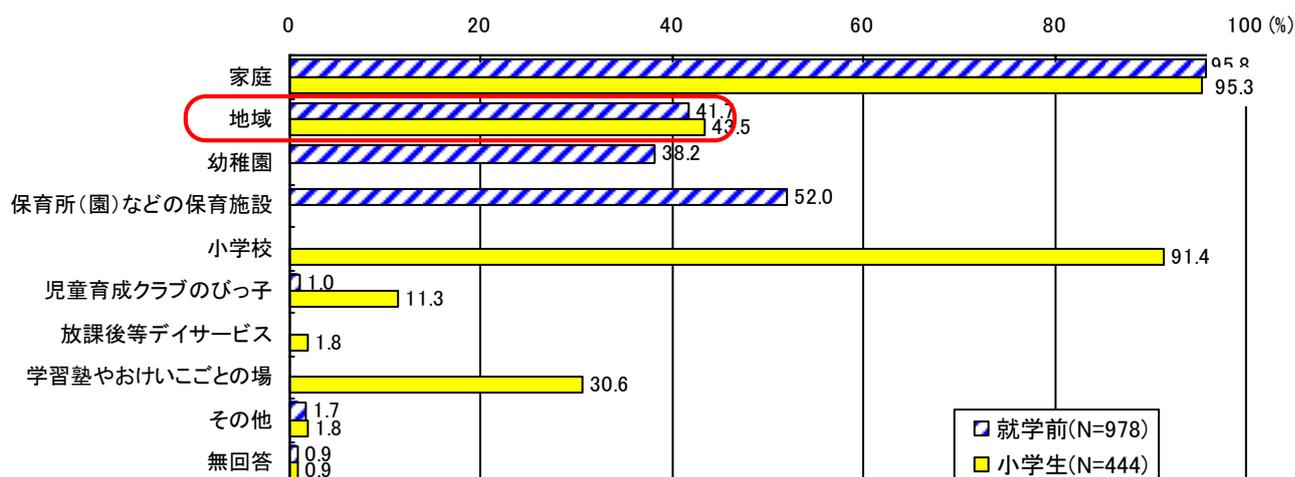
#### ＜概況＞

- ◆子育てに大きく影響すると思われる環境の中で、「地域」を挙げる人は就学前も小学生もおよそ40%となっています。また、子どもの育成のために地域で必要とされる人については、子どもの安全確保に取り組める人、ほめたり叱ったりできる人、自然体験、社会体験機会などを提供できる人などが求められています。
- ◆子育ての経験を生かせる場や機会へのボランティアの参加希望率は、就学前で40%を超え、小学生でもおよそ40%となっています。このような意欲を、身近な地域で生かせる場や機会の提供を地域と共に考え、進めていくことが必要です。
- ◆充実してほしい事業では、就学前も小学生も「子どもの遊び場」や「公園や歩道の整備」が高く、1・2位を占めます。安全にまた、のびのびと遊べる空間、ボール遊びができる空間など、年齢に応じた多様な遊びの空間や交流の機会の提供が求められています。

#### ① 子育てに大きく影響すると思われる環境

子育てに大きく影響すると思われる環境は、就学前も小学生も「家庭」がそれぞれ95.8%、95.3%と高くなっています。そのほかでは、就学前は「保育所（園）などの保育施設」が、小学生は「小学校」が2番目にあげられ、次いで、就学前も小学生も「地域」があげられ、就学前が41.7%、小学生が43.5%となっています。このようなことから、今後も、地域と一体となって子どもの育ちや子育て家庭を見守り、支援する取組を進めていく必要があります。

#### ■子育てに大きく影響すると思われる環境

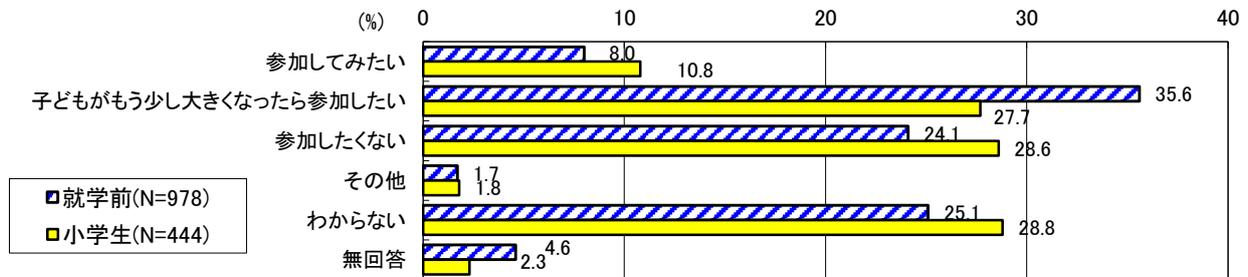


## ② 子育ての経験を生かせる場や機会へのボランティアの参加希望

子育ての経験を生かせる場や機会へのボランティアの参加について、「参加してみたい」及び「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」は、合わせて就学前が43.6%、小学生が38.5%となっています。

このような意欲を生かせる場や機会の提供を進めることが必要です。

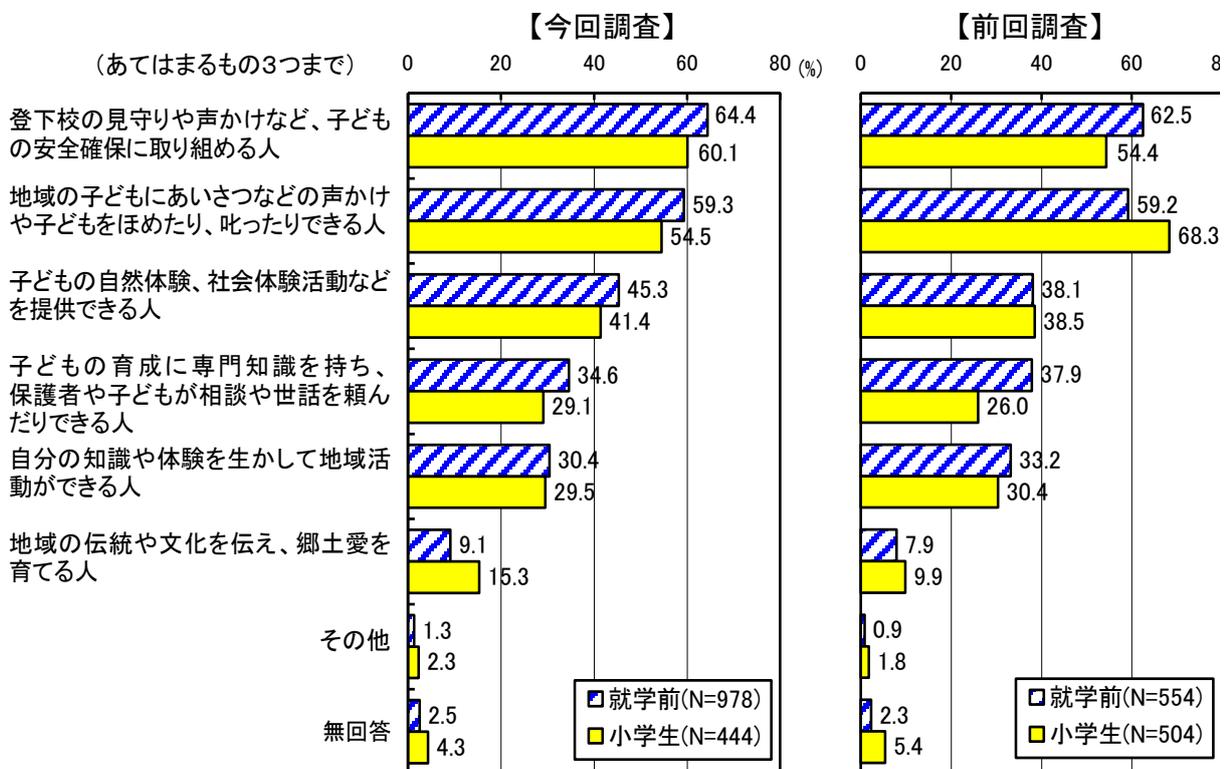
### ■子育ての経験を生かせる場や機会へのボランティアの参加希望



## ③ 子どもの育成のため、地域で必要な人

子どもの育成のため、地域で必要な人については、前回調査と同様に「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める人」がトップで、小学生では5.7ポイント高くなっています。また、就学前及び小学生ともに「子どもの自然体験、社会体験活動などを提供できる人」が高くなり、小学生では「地域の伝統や文化を伝え、郷土愛を育てる人」も高くなっています。

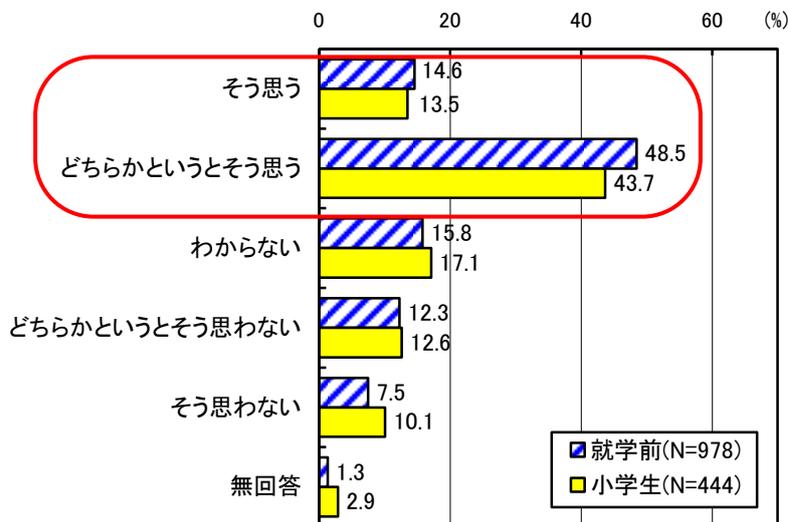
### ■子どもの育成のため、地域で必要な人



#### ④ 草津市は子育てしやすい所か

草津市は子育てしやすい所かどうかについて、「そう思う」及び「どちらかというと思う」を合わせた【子育てしやすい】は、就学前が63.7%、小学生が57.2%となっています。

##### ■草津市は子育てしやすい所か



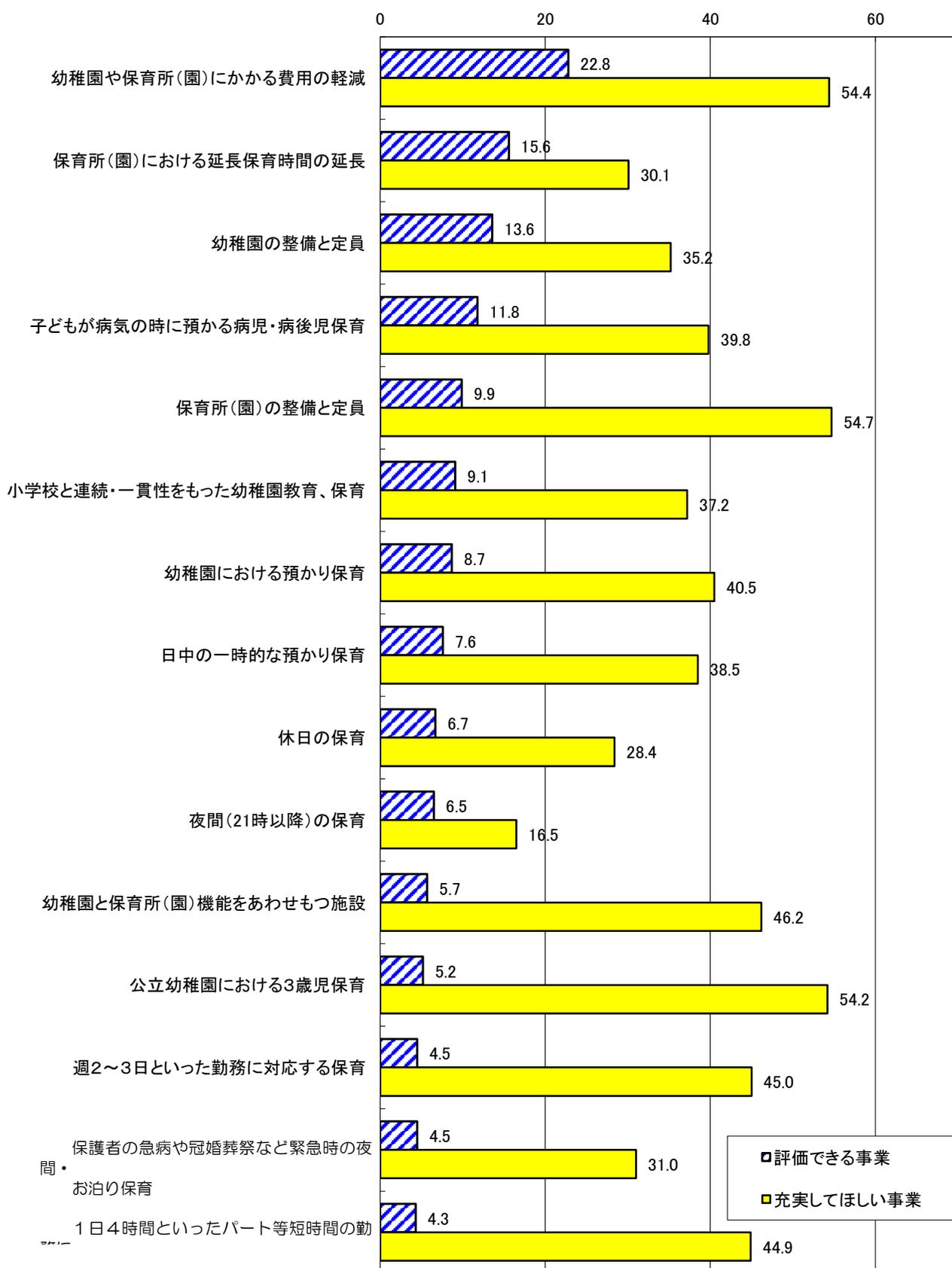
#### ⑤ 草津市の子育てに関する取組で評価できる事業、充実してほしい事業

就学前児童保護者が評価できる事業としては、「幼稚園や保育所（園）にかかる費用の軽減」が22.8%でトップ、次いで「保育所（園）における延長保育時間の延長」「幼稚園の整備と定員」「子どもが病気の際に預かる病児・病後児保育」と続き、10%以上となっています。

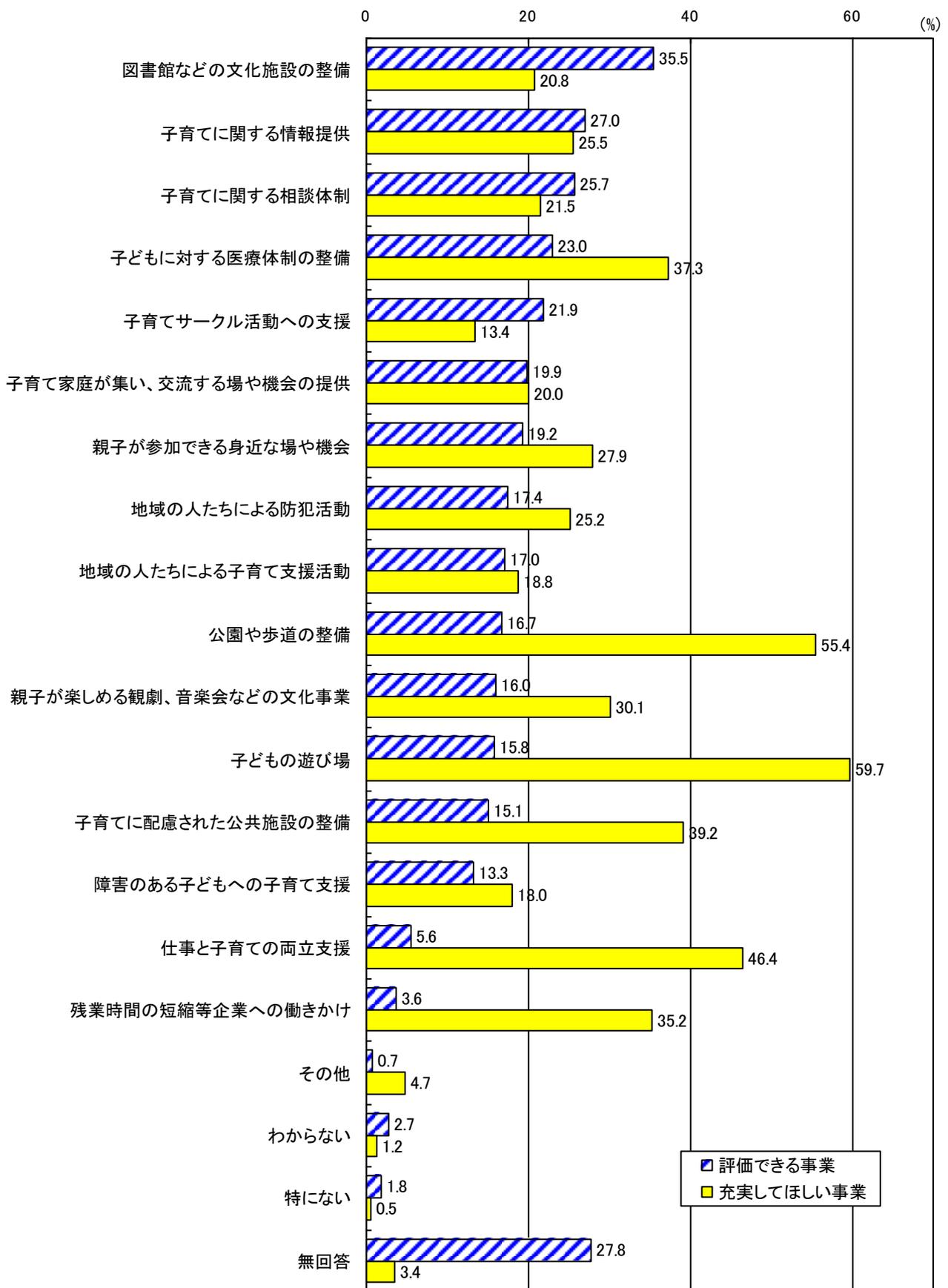
一方、充実してほしい事業は、「保育所（園）の整備と定員」が54.7%でトップ、次いで「幼稚園や保育所（園）にかかる費用の軽減」「公立幼稚園における3歳児保育」がそれぞれ50%を超えています。また、「幼稚園と保育所（園）機能をあわせもつ施設」が46.2%、「週2～3日といった勤務に対応する保育」が45.0%、「幼稚園における預かり保育」が40.5%などとなっています。

■就学前児童保護者が評価できる事業、充実してほしい事業（教育・保育関係）

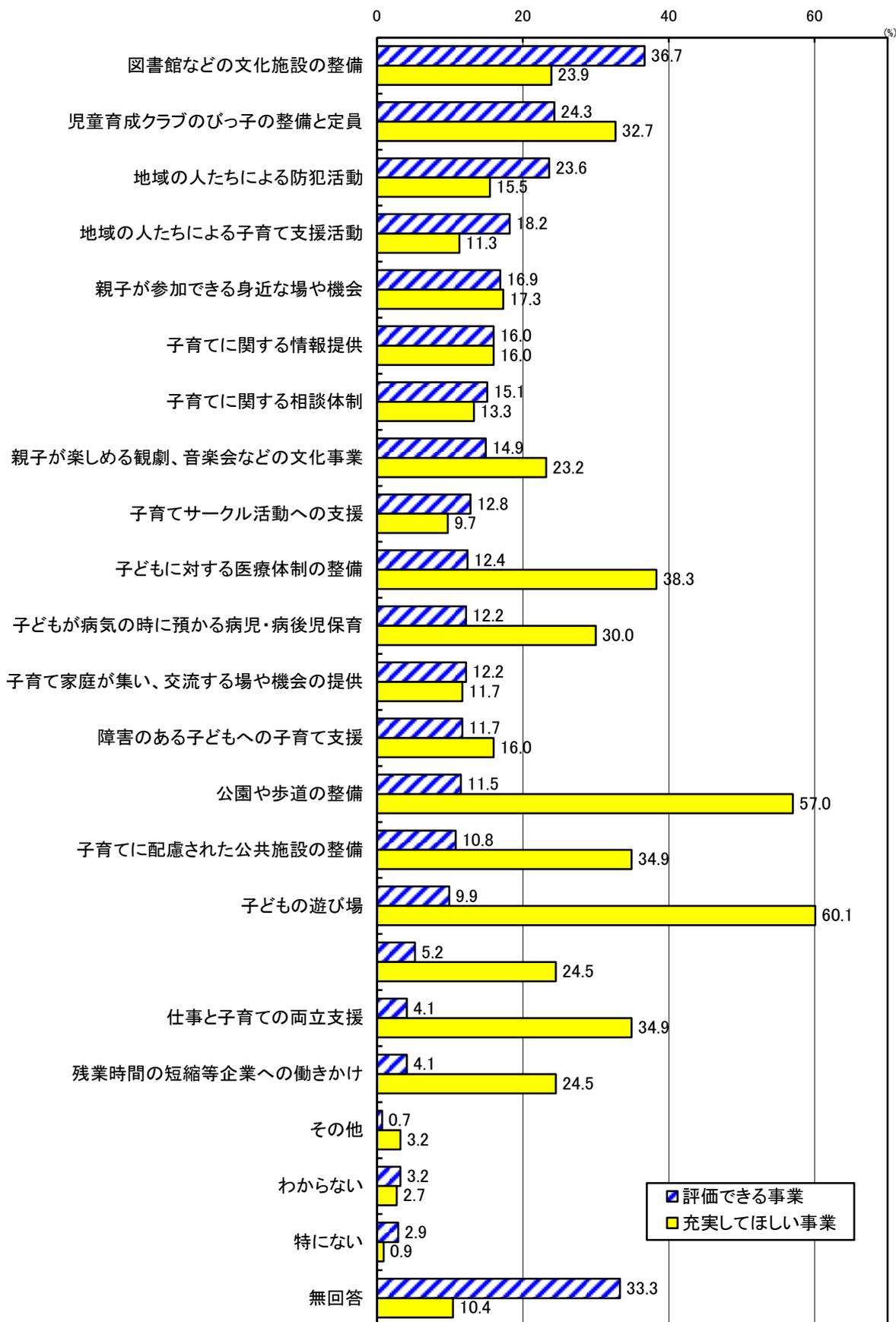
(%)



■就学前児童保護者が評価できる事業、充実してほしい事業（子育て支援・その他関係）



■小学生児童保護者が評価できる事業、充実してほしい事業（子育て支援・その他関係）



## 6 次世代育成支援対策地域行動計画の評価と課題

### (1) 評価方法

事業ごとに設定した平成26年度の目標値に対する平成25年度までの進捗率を基に、基本目標・特定事業・リーディングプロジェクトがどの程度達成できたか評価しました。進捗率が低いものは、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた課題項目として取り上げています。

平均進捗率	評価	
100%以上	達成できた	A
80%以上～100%未満	概ね（9割）達成できた	B
60%以上～80%未満	概ね（7割）達成できた	C
60%未満	達成できていない	D

### (2) 基本目標に基づく取組と課題

#### 基本目標1 はぐくみ 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 地域への愛着を育てる環境づくり	C	B(概ね(9割)達成できた)
2. 多様な体験機会の充実	B	
3. 就学前教育の充実	B	
4. 学校教育の充実	B	
5. 援助を要する子どもへの支援	B	
6. 児童虐待の防止	B	
7. 青少年健全育成	B	

#### 【評価】

各施策において、概ね9割達成できていますが、『地域への愛着を育てる環境づくり』において「地域協働合校」と「学習ボランティア登録の推進」で達成率が低いため、C評価となっています。『地域への愛着を育てる環境づくり』は、草津市の特性を活かしながら、社会全体で子育てを支える視点から重要なものであり、まちづくり協議会などの団体と連携を図りながら、各地域の実情に合った事業展開を図る必要があります。また、『地域への愛着を育てる環境づくり』や『多様な体験機会の充実』で行っている体験、参加型の事業については、多くの市民、子どもが参加できるように内容などの工夫が必要です。

そして、質の高い就学前教育や保育の実施に向けて、引き続き研修の充実や保・幼・小の

連携強化、教育・保育環境の充実に努める必要があります。

『援助を要する子どもへの支援』については、引き続き障害あるいは発達障害を抱える児童や保護者への支援や、各施設における受入れ拡充等を図るとともに、市民や保護者などの理解促進に向けた啓発が重要です。

また、『児童虐待の防止』に向けて、通報・相談体制の充実や関係機関によるネットワーク整備を図ると共に、虐待の予防、早期発見に向けた取組が引き続き求められます。

## 基本目標2 すこやか 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 妊娠・出産への支援	A	B(概ね(9割)達成できた)
2. 子どもと家族の健康な生活への支援	C	
3. 健康な心身を育てる食育の推進	A	
4. 小児医療の充実	—	

### 【評価】

『妊娠・出産への支援』と『健康な心身を育てる食育の推進』は100%の達成状況となっていますが、子どもの健やかな育ちを支援するため、更なる充実が求められています。

『子どもと家族の健康な生活への支援』は「予防接種の充実」や「思春期保健対策の充実」といった事業の達成率が低いことにより、約8割の達成状況となっています。

## 基本目標3 わかちあい 子育ての喜びや悩みを分かちあえる環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実 ※全て特定13事業化リーディングプロジェクト	B	B(概ね(9割)達成できた)
2. 親育ちを支援するサービスの充実 ※特定13事業あるいはリーディングプロジェクトが多い	B	
3. 地域における子育て支援ネットワークづくり	C	
4. 子育てに関する情報提供の充実	B	
5. ひとり親家庭等への支援	B	
6. 子どもの人権を守る意識づくり	B	
7. 男女がともに担う子育ての推進	C	
8. 子育てをする人の職場環境の充実	B	
9. 子育ての経済的負担の軽減	B	

## 【評価】

『仕事や子育ての両立を支援するサービスの充実』は、通常保育や多様な保育サービスを中心として、施策全体でB評価となっており、概ね9割の達成率です。しかし、共働き世帯の増加や就労形態の多様化等により、その必要性は益々高まっており、保育所や児童育成クラブでの待機児童を一刻も早く解消し、希望する多様な保育サービスが受けられる環境整備を図る必要があります。

子育て支援に関する、『親育ちを支援するサービスの充実』と『子育てに関する情報提供の充実』はB評価となっていますが、「子育てサークルバックアップ事業」の助成団体数が目標に達していないため、『地域における子育て支援ネットワークづくり』はC評価となっています。子育て支援については、親の子育て力をサポートし、社会全体で子ども・子育てを支える観点を踏まえ、求められる保護者ニーズをニーズ調査等により踏まえた上で、必要な事業を展開していくことが求められます。

『ひとり親家庭等への支援』について、相談・給付事業のうち達成度の低い事業を中心に広報周知を行い、生活・経済的支援や自立支援の充実に引き続き取り組むことが必要です。

その他、概ねの施策はB評価となっていますが、『男女がともに担う子育ての推進』がC評価となっています。

市民向けの講座など達成率が低い事業については、市民ニーズと事業内容が一致するよう、内容等について再検証をしていくことが必要です。

## 基本目標 4 あんぜん 安全で安心して子育てできるまちづくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 子どもと家族が安心して外出できるまちづくり	B	B(概ね(9割)達成できた)
2. 良質な住環境づくり	B	
3. 子どもの安全確保	B	

## 【評価】

全ての施策について、B評価となっており、概ねの達成が図られています。しかし、子どもが遊べる公園の整備や通学路などの安全確保は、子どもが健やかに成長できる社会の実現に必要なものであり、今後も充実が必要です。

## 7 課題と方向性

「草津市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画：平成 22 年度～26 年度）の評価、「ニーズ量調査」および「草津市の現状」からみた課題は次のとおりです。課題を大きく5つに分類し、計画の目標とします。

### 課題1》子どもたちを取り巻く環境面の課題

- ・少子化、核家族化や女性の社会進出、また就労形態の変化による保育ニーズの増加等に対応する施設定員の確保
- ・3歳未満就園児への幼児教育の提供
- ・保育所の待機児童、幼稚園の定員割れによる就学前施設の適正配置
- ・幼児教育、保育の質の確保、充実
- ・保護者の就労に捉われない、幼児教育と保育の提供
- ・保・幼・小の密接な連携体制の確保
- ・地域や学校における多様な体験機会への参加促進（まちづくり協議会等との連携、参加者を増やす工夫）



子どもたちが、たくましく育つことのできる環境づくり

### 《課題2》子どもの権利と安全を守るための課題

- ・虐待、DV、育児相談件数等の増加
- ・障害のある子どもへの支援体制の確保
- ・支援が必要な子どもの早期発見・早期対応
- ・子育ての経済的負担への対応



子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

### 《課題3》心身ともに健やかな育ちを支援するための課題

- 妊娠、出産、子育ての経済負担の対応
- 子育ての孤立化、子育て不安の解消
- 食育の推進（朝食欠食・偏食への対応、共食の推進など）
- 不登校・いじめ問題の複雑化



心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

### 《課題4》子育て支援に関する課題

- 親の子育て力へのサポート
- 子育ての孤立化解消と仲間づくりへの参加促進
- 地域とのつながりの希薄化（社会全体で子育てを支える視点）
- わかりやすい子育て情報の提供
- ひとり親家庭の増加に対する子育て支援、孤立化への対応
- 公園、子どもの遊び場、歩道の整備



子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

### 《課題5》子育てと仕事の両立等の課題

- 保育ニーズの多様化（延長保育、一時預かり、放課後児童クラブ）
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 同居家族等の子育てへの協力
- 家庭での男性の育児参加



子育てと仕事が両立できる環境づくり

## 第3章 子ども・子育て支援事業計画がめざすもの

### 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容、水準のものとする必要があります。

すべての子どもの人権が尊重され、夢や希望を持って個性や可能性を伸ばすことができる環境づくりや、社会全体で未来の宝である子どもの健やかな成長を見守り、支援することにより、子どもと大人がともに育ちあうとした草津市次世代育成支援対策地域行動計画の基本理念（「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」）を踏襲し、その実現を目指します。

なお、基本理念の達成に向けての目標やこれを構成する施策については、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえ、平成26年度までの草津市次世代育成支援対策地域行動計画の見直しを行い、目指すべき目標など新たに整理しました。

### 1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。

本市に生まれ、育つ子どもたちが誇りを持って、心豊かな人生を送ってほしい。そのために、一人ひとりの大切な命、子どもたちの人権を尊重し、子どもたちの育ちを見守る中で、たくさんの人々が子どもたちや、子育てをする人々に関わっていききたい。そして、どの子も、どの子育て家庭も安心して地域の人々とともに暮らしていける環境をつくっていききたいと考えます。

本市には、本陣をはじめとした歴史的資源や、湖岸や川辺、美しい田畑、あおばな等の特色ある産物、事業所の集積、市民発意の活動等、多様な資源があります。また、京阪神の通勤圏内であることから、転入転出等の人口移動も多く、新たな市民も増え、人口の増加が続いていますが、今後、少子高齢化が進んでいくと考えています。

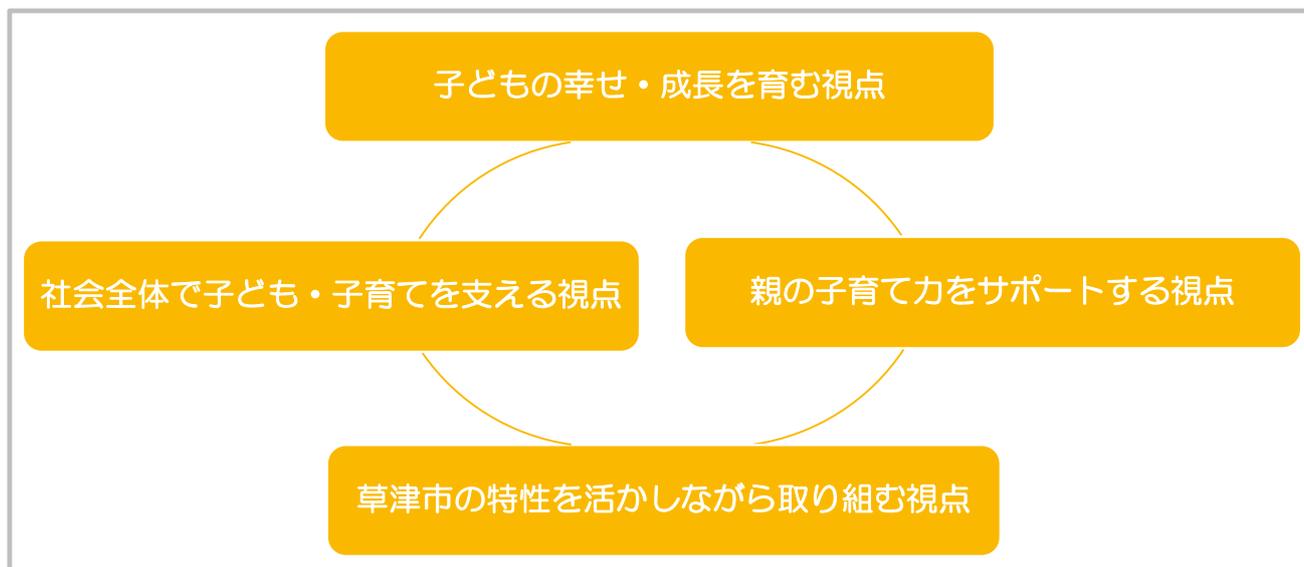
子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながるものであり、そうした取り組みを通じ、子どもを産み育てるといふ人々の思いがかなえられるよう、子どもたちの思いに触れ、関わりあって、大人たちも、子どもたちの育ちとともに歩んでいきたい、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していきたいと考えています。

市民をはじめ地域社会、事業者、市など多様な主体が連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津をめざして、取り組みを進めていきましょう。

**子どもの人権が尊重され、子どもと大人が  
ともに育ちあい、笑顔輝くまち草津**

## 2 視点

本市では、前項に掲げる基本理念のもと、子ども・子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の4つの視点に立って取り組むこととします。



<p><b>子どもの幸せ・成長を育む視点</b></p>	<p>子どもの人権と個性を大切にし、一人ひとりの子どもの最善の利益が実現され、健やかな成長とその生活が保障されることを第一に考え、子ども・子育て支援施策を展開する必要があります。</p>
<p><b>親の子育て力をサポートする視点</b></p>	<p>子育ての第一義的責任は、保護者が有するという基本認識のもと、保護者が子どもときちんと向きあいながら、親子の信頼関係を形成し、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを見出すことができるよう、また、子ども自身は周りの人に愛されている、見守られているという気持ちを持てるよう、家庭・保護者の子育て力を向上させることが求められます。</p>
<p><b>社会全体で子ども・子育てを支える視点</b></p>	<p>子育ては家庭だけの問題ではなく、子どもの健やかな成長を社会全体で支え、見守ることが重要です。そのため、市民や地域、企業、関係団体、市などの多様な主体が連携・協力し、仕事と家庭の両立や様々な地域活動など、子ども・子育て支援に取り組む必要があります。</p>
<p><b>草津市の特性を活かしながら取り組む視点</b></p>	<p>子育て支援策の展開にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く地域の特性を踏まえ、豊かな自然環境や人口の動向など地域の特徴を踏まえながら、関連する施策との連携を図り、子ども・子育て支援事業を進める必要があります。</p>

### 3 目標

#### 目標 1

子どもたちがたくましく  
育つことのできる環境づくり

- ・ 質の高い教育・保育の充実に向け、幼児教育と保育の一体的な提供を進めます。
- ・ 地域と共に実施する「地域協働合校」など様々な体験機会を通して、歴史や文化、科学、環境について学ぶ環境をつくります。

#### 目標 2

子どもの権利と安全を  
守る仕組みづくり

- ・ 子どもの虐待を防止し、子どもの権利を守る取り組みを促進します。
- ・ 障害のある子どもや援助を要する子どもと家庭への支援を充実します。

#### 目標 3

心身ともに健やかな育ちを  
支援する仕組みづくり

- ・ 子育てする家族と子どもが健康的に生活できるよう、妊娠から出産後までの精神的、経済的な支援を行います。
- ・ 保健師・助産師と保育士が訪問する「すこやか訪問」などの事業により子どもの発育と保護者の不安解消に努めます。

#### 目標 4

子育ての喜びや悩みを  
分かち合える環境づくり

- ・ 不安を抱え孤立する子育てを防ぐため、親子が集い、地域で悩みを相談できる場所の充実を図ります。
- ・ 草津川跡地整備など草津市の自然や資源を活用した子育てしやすいまちづくりを進めます。

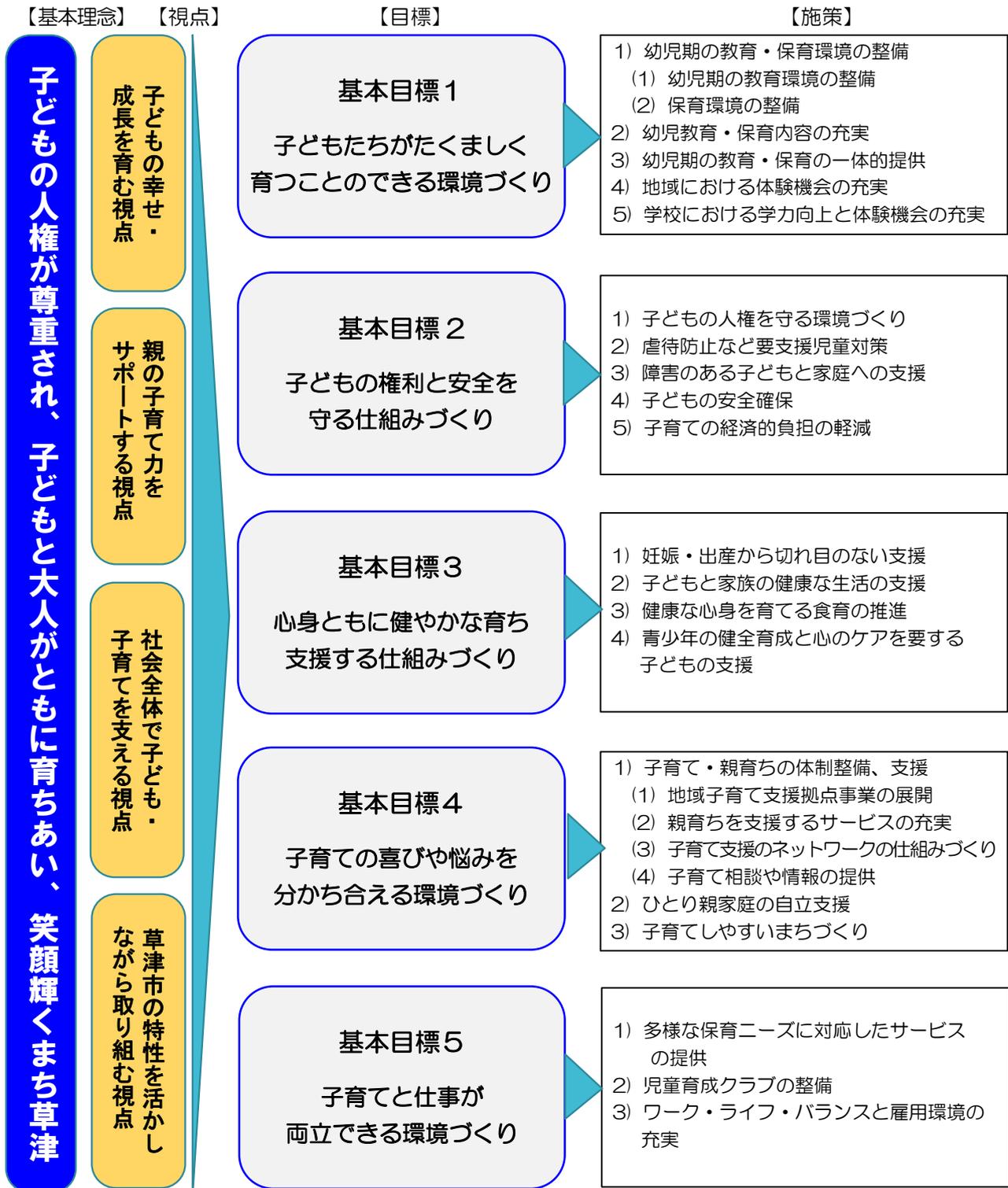
#### 目標 5

子育てと仕事が  
両立できる環境づくり

- ・ 安心して仕事に向かえるよう、様々なニーズに合わせた保育サービスを充実させます。
- ・ 子育てと家庭への職場の理解を深めるため、事業所への働きかけや学習機会の提供を推進します。

## 4 子ども・子育て支援施策の体系

本計画の基本理念である「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」の実現に向けて、子ども・子育て関連施策・事業を展開するため、施策の体系を次のように設定します。



## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

第2章「草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題」をもとに、子ども・子育て支援事業計画で取り組む各施策の【現状・課題】および【施策の方向】を記載しております。なお、次世代育成支援対策地域行動計画に基づき実施している事業のうち、継続・拡大する事業を【主な事業】として挙げています。

### 目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

#### 施策1 幼児期の教育・保育環境の整備

##### (1) 幼児期の教育環境の整備

#### 【施策の方向】

学校区ごとの就学前児童人口や保育需要量を見極めながら、幼保一体化の議論を進めていく中で、施設の効率的な活用や今後の幼稚園のあり方について検討し、必要な修繕工事を進めていきます。

#### 【現状・課題】

公立幼稚園は全園において耐震基準を満たしているものの、大規模な修繕・更新を必要とする建築後30年を越えるものが半数を占めていることから、具体的な長寿命化の方策や建物更新について検討が必要です。

また、幼稚園全体の在籍状況では、公立私立の多くの園で定員を下回る状況が続いており、各園の地域的な状況による在籍割合の格差が生じています。

また、4歳・5歳児はそれぞれ約44～46%が幼稚園に在籍する一方で、3歳児の28%が未就園であり、3歳児への幼児教育体制の確保が課題となっています。

#### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
幼稚園の整備	老朽化の進む幼稚園について、必要に応じて順次改修を行います。	幼児課

## (2) 保育環境の整備

### 【施策の方向】

潜在的なニーズも含めた需要量の見込みに合わせて施設整備を進めるとともに、特に0～2歳の低年齢児を対象とした整備について、認可保育所整備に加え、小規模保育事業の実施を進めるなど、多様な事業手法により、重点的に行います。なお、需要量の見込みについては、就学前児童数や保育ニーズの動向に併せて、随時、見直しを行い、必要な施設整備を行います。

### 【現状・課題】

子育て世帯の転入などによる就学前児童数の増加、共働き世帯の増加や就労形態の多様化による保育ニーズの高まりにより、認可保育所全体の在籍割合は100%を超えており、待機児童が発生している状況です。

この待機児童のうち、特に0歳～2歳の低年齢児が大半を占めており、潜在的なニーズを含めると、今後さらなる保育ニーズの増大が見込まれています。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
保育所の整備	待機児童解消のため、必要な施設の整備を進めます。	幼児課

## 施策2 幼児教育・保育内容の充実

### 【施策の方向】

子どもの交流活動や教職員の合同研修など、さらなる充実を図る必要がありますが、今後、中学校区での連携事業を核として、緊密なつながりを構築し、それぞれの教育内容の理解と交流を推進します。

### 【現状・課題】

就学前教育と小学校教育との確かな連携を図るため、小学校児童や保育所、幼稚園児との交流活動や、教職員の合同研修を実施し、お互いの教育内容や育てたい力など相互理解を深めています。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
学校や保育所・園との連携の推進	小学校・幼稚園・保育所が公開保育や公開授業、連絡会や研修会等を通して交流し合い、お互いの保育・教育内容を理解することにより、保育所・幼稚園から小学校への円滑な接続を推進します。	幼児課
幼稚園ステップアップ推進事業	教師の指導力向上のための園内研究会の開催や、質の高い学びが得られる体験活動の充実、地域の特色を生かした園経営の創意工夫など、「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現に向けて取組みます。	幼児課

### 施策3 幼児期の教育・保育の一体的提供

#### 【施策の方向】

幼稚園・保育所間での在籍状況のアンバランスや3歳児未就園層への幼児教育の提供など、本市の抱える課題を解決し、質の高い幼児教育と保育を一体的に提供することを目的に、幼保一体化を推進します。

幼保一体化の実施に際しては、幼保一体化の実施計画である「草津市幼保一体化推進計画」（別途策定）に基づくものとし、手法や時期、各施設の現状や地域性、施設の配置状況等を踏まえながら、幼保一体化のリーディングとして、公立においてモデル園を選定し、市民や保護者への広報周知を行いながら、幼稚園・保育所から、認定こども園への移行を推進します。

また、培われてきた幼児教育と保育の成果を相互に活かす取組みとして、公立幼稚園、保育所において、実践交流研修や人事交流の実施と併せ、草津市乳幼児教育・保育指針に基づき、就学前教育・保育に関する共通カリキュラムを作成し、幼稚園・保育所での教育・保育内容の共通化を推進します。

#### 【現状・課題】

現在、本市の就学前施設においては、幼稚園・保育所間での在籍状況のアンバランスや3歳児未就園層への幼児教育の提供、就労の有無に関わらない受入れの確保等の課題があり、保護者の選択肢の拡大の面からも、幼保一体化施設の必要性が高まっており、子ども・子育て支援新制度においても、推進方策の一つとして位置付けられています。

本市においては、草津市幼保一体化検討委員会により、幼保一体化について検討を行ってきており、その提言内容を踏まえ、本市の現状と課題を解決する形で、幼保一体化の推進方策について、検討を進めてきています。

現在、公立幼稚園・保育所において実践交流研修や職員の人事交流を行っており、平成25年度に乳幼児教育保育指針を策定しており、培われてきた幼児教育と保育の成果を相互に活かす取組みを進めています。

#### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
保育実践交流研修の実施	幼稚園・保育所での日課や教育・保育内容を交流することにより、幼保一体化に向けての課題や方策について考える場とし、互いの良さを活かした保育・教育内容の充実を図ります。	幼児課
乳幼児教育・保育カリキュラムの推進（共通カリキュラム）	就学前におけるすべての子どもの豊かな育ちを保障し、質の高い保育・教育を確立するため、幼稚園、	幼児課

	保育所における共通のカリキュラムを作成し、就学前教育・保育を進めます。	
幼保一体化モデル園の推進	認定こども園のモデル園を公立幼稚園・保育所で実施します。	幼児課

※なお、幼保一体化の具体的な推進方策につきましては、「草津市幼保一体化推進計画」にて定めています。

## 施策4 地域における体験機会の充実

### 【施策の方向】

今後も引き続き、社会や地域全体で子育てを支える観点から、まちづくり協議会等の団体と連携を図りながら、「地域協働合校」等を中心とし、地域での体験機会の充実に努めます。

また、平成25年度に策定した「草津市シティセールスアクションプラン」に基づき、草津市の魅力を発信するとともに、子どもや子育て世帯、まちづくり協議会、市民や団体の積極的な参加促進に向け、今後とも啓発活動や事業の充実に努め、参加者が少ない事業については、子どもが参加しやすいテーマの検討や親子で参加できる事業の展開を検討し、子どもたちがさまざまなことに自ら興味を持って学びきっかけづくりを推進します。また、子どもたちが幼い間から本に親しめる環境と、本への興味関心を高めるきっかけづくりに取り組んでいきます。

### 【現状・課題】

歴史、環境、スポーツ等、さまざまな体験から子どもたちが学べるよう、事業展開を図っています。

特に「地域協働合校」は、まちづくり協議会を中心とした地域と、学校、家庭が目標や課題を共有しながら、子どもと大人の協働や、地域コミュニティの育成などを目指して、体験授業、各種イベント等を実施する事業であり、地域とのつながりをつくり、地域で子どもを育てる大きな柱となっています。しかし、事業によっては内容の固定化や子どもの参加者が少ないといった課題があり、より多くの市民、子どもが参加できるよう、内容の工夫など検討が必要です。

また、子どもたちの学ぶ意欲を高める場である図書館は市内に2施設、保育所などを巡回する移動図書館車が1台あります。図書館では未就学児や小学生を対象とした絵本・紙芝居の読み聞かせ、人形劇、講演会などのイベント開催に力を入れ、子育て世帯から好評を得ています。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
保育体験・異年齢交流の推進	幼稚園・保育所において、学区の中学校や小学校からの保育体験や職場体験の受入、5年生と5歳児の「5・5交流」等を実施することで、異年齢交流の推進を図ります。	幼児課
地域協働合校の推進	学校、家庭、地域が、教育目標や課題を共有し、知恵と力を出し合って、青少年の健全育成、子どもと大人の協働、地域コミュニティの育成を目指し、体験授業、各種イベント等を実施します。	生涯学習課

学習ボランティア登録の推進	各種学習活動などにより得られた知識や経験を生かしたいという学習ボランティア（個人および団体）を登録し、登録情報の提供を通して生涯学習活動を推進します。	生涯学習課
親子遺跡発掘体験	遺跡発掘調査や出土品整理作業を体験し、地域の歴史への理解を深める機会のづくりを図ります。	文化財保護課
歴史資産を活かした体験機会の充実	草津の歴史を紹介するテーマ展などにあわせた体験イベント（むかし たいけん）や、史跡草津宿本陣でのクイズラリー、夏休みの自由研究の相談（夏休みふるさと学習相談会）などを実施し、草津の歴史や文化に触れる機会を積極的に設けていきます。	草津宿街道交流館
こどもエコクラブの充実	財団法人日本環境協会の事業である「こどもエコクラブ」の市窓口を設置し、加入を促進していきます。	環境課
各種スポーツ教室やイベントの開催	子どもが運動に関心を持ち、スポーツに親しむためのスポーツ教室やイベントの開催などスポーツ環境の充実に取り組んでいます。	スポーツ保健課
総合型地域スポーツクラブへの支援	総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベントなどの開催に対して支援しています。	スポーツ保健課
パワフル交流・市民の日	市民公益活動団体と市民との交流の機会を創出することで、市民のまちづくりに関する関心を高め、参加と理解を促進し、明るく住み良いまちづくりを推進します。	まちづくり協働課
わんぱくプラザの推進	各学区で子どもと大人が協働し、自然体験や地域ボランティア活動等を行うことにより、青少年の健全育成や仲間づくりおよび世代間の交流、相互理解を推進します。	まちづくり協働課
図書館における子どもの読書活動の推進	おはなしのじかんやおはなし会、こどものつどい、出張ブックトーク・講演会など、乳幼児から中高生まで年齢に応じた子どもの読書活動の契機となる機会の充実に取り組んでいます。	図書館

## 施策5 学校における学力向上と体験機会の充実

### 【施策の方向】

学校においては、幅広い学びの充実を通して、すべての児童生徒が生きる力につながる学力を身につけられるよう、「草津市子どもが輝く学校教育充実プログラム」を推進します。

公立小学校では、理科教育を中心とした指導の充実と、子どもの思考・判断・表現する力の向上を図ります。また各学校が独自に教育目標を掲げ、特別支援教育、小中連携、ICT（情報通信技術）活用など、学校教育の質の向上を推進します。

### 【現状・課題】

体験的な学習や英語教育、タブレット端末などを活用するICT（情報通信技術）など学校教育に求められるものは日々複雑化しており、教職員の資質の向上と指導体制の充実が求められています。基礎学力と、様々なことに興味関心をもち、自ら意欲的に取り組む姿勢の育成に向け、教育内容および施設・設備の充実、多彩な体験機会の提供を図っています。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
学校施設・設備の充実（小中学校）	老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、必要に応じて施設の新・増築等を進めます。	教育総務課
国・算（数）・英を中心とした基礎学力向上事業	「草津市子どもが輝く学校教育充実プログラム」の具体的取組の一つとして、児童が基礎基本の確かな学力を身につけられるよう小学校4年～中学校3年まで漢字検定や文章検定、中学校1年～3年まで英語検定を実施します。	学校教育課
学校すこやかサポート支援員配置事業	各小中学校に学校すこやかサポート支援員を配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行います。	学校教育課
タブレット活用推進リーダー研修会での情報交換	「タブレット活用推進リーダー研修会」を開催し、市内全小学校と市立小中学校特別支援学級に導入されたタブレットPCを活用して、学習意欲の向上、思考	学校教育課

	力・コミュニケーション力の育成を図るための研修や情報交換を行います。	
「情報活用能力」育成のための教育推進	市内全小中学校において、電子黒板ならびにタブレットPC等の授業における有効な活用方法等について、校内研修会を実施します。	学校教育課
理科教育推進事業の充実	理科教育に関わる教育資源をもとに、地の利を生かした学校教育の推進をめざし、理科学習にかかわる学習環境の充実や指導技術の向上を図ります。	学校教育課
子どもの思考力育成事業（レッツ エンジョイ シンキング）	市内小学校 5 年生を対象に学校での学習と連携した家庭学習用プリントを作成し、年間 15 回実施。提出されたプリントは教員OB等が添削指導を行い、解答に必要な考え方の道筋等を丁寧に指導することで、取り組み意欲の喚起および思考力の向上を図ります。	学校教育課
スペシャル授業in草津の推進	各小中学校において、各界の第一線で活躍する専門家や達人を招聘して特別授業を行い、児童生徒の夢や希望をはぐくみ、学習意欲の向上や進路選択にかかわる能力の育成を図ります。	学校教育課
スクールISOクサツ事業の推進	学校の実態に即しつつ、児童・生徒の自主性を生かした取り組みを通して、環境保全に関する意識の向上と、学校ぐるみ地域ぐるみの環境教育・環境学習の展開を図ります。	学校教育課
子ども読書活動推進計画	子どもたちが読書に興味と関心を持ち、自主的に本を読む習慣を形成することにより、豊かな知性と人間性のある子どもの育成をめざすため、家庭、地域、学校、図書館等において、子どもたちの読書活動を総合的に推進するため、計画を策定し推進します。	生涯学習課

## 目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

### 施策1 子どもの人権を守る環境づくり

#### 【施策の方向】

今後も人権に関する研修会やフォーラム、各種媒体を通して、引き続き子どもの人権をテーマに啓発活動を推進します。また、児童虐待防止の観点から、関係機関と連携し強化月間である11月に啓発活動を実施します。

#### 【現状・課題】

平成22年度に策定した「人権擁護に関する基本方針（改訂版）」や平成25年度に策定した「草津市人権教育基本方針」に基づき人権学習を推進し、子どもの人権を含む人権施策の推進に努めています。

また、人権教育啓発推進のためのリーダー育成については、市職員を対象に研修会などを適宜実施しながら、子どもの人権を含むあらゆる人権問題に取り組む、広く市民に考えてもらうために、啓発ビデオや図書を備えるほか、啓発パネル等を作成し、さまざまな機会を通して啓発活動を行っています。

その結果、平成25年度に市で実施した市民意識調査では、43.7%の方が子どもに関する人権の問題に関心を持っており、約73%の方が精神的苦痛や育児放棄などの虐待に関して人権尊重の観点から見て問題があると思うと答えました。

#### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
人権・同和教育や道徳教育の推進	草津市人権学習実践資料「確かな学びを～部落問題学習草津市モデルプラン～」の一部改訂版を発行し、市内全教職員が部落問題学習についての理解を深め、実践を積み上げていきます。	学校教育課
男女共同参画意識の浸透	市内の小中学校19校において「男女共同参画副読本」を活用した授業を実施します。	企画調整課
企業内同和教育推進事業	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における企業内公正採用・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	産業労政課

## 施策2 虐待防止など要支援児童対策

### 【施策の方向】

児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図り、地域、各関係機関と連携することで、虐待の早期発見、迅速な対応ができるよう各種支援事業を実施します。また、複雑化、多様化するケースに適切かつ迅速に対応するため、家庭児童相談室の職員の専門性の向上を図ります。

児童虐待は、様々な要因が絡みあって起こるものであり、単独機関だけで対応できるものではないことから、各関係機関が危機意識を持って情報を共有し、各機関が果たす役割を認識し、早期に適切な支援を行うために、調整機関である家庭児童相談室の充実と、「草津市要保護児童対策地域協議会」の体制強化を図っていきます。

### 【現状・課題】

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。

本市では、「すこやか訪問」など家庭訪問事業や母子保健事業などにおいて、虐待予防の視点を持ち、早期発見や支援に努めています。また、子どもと接点を持つことができる幼稚園、保育所、学校などが把握した気になるケースについて、関係機関と連携を図りながら、多方面から支援することで、虐待の予防、早期発見に努め、子どもの健全な養育のできる家庭を目指し対応しています。

しかしながら、虐待等の相談件数は毎年増加しており、また複数の問題を抱え複雑化、長期化するケースが増えてきていることから、家庭児童相談室の相談体制をさらに強化し、関係機関との連携を密に行い、地域社会全体で虐待の防止に向けた取り組み、支援体制の強化を図る必要があります。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置運営します。	子ども家庭課
児童虐待防止に関する啓発の推進	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口の存在を広く周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を実施します。	子ども家庭課
養育支援ヘルパー派遣事業	就学前の児童を養育する家庭で、特に保護者の養育	子ども家庭課

	を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対し、家事育児のヘルパー派遣を実施します。	
家庭児童相談室の充実	福祉事務所における家庭児童に関する相談業務および指導業務を強化することにより、家庭における適正な児童養育を推進し、児童福祉の向上を図ります。	子ども家庭課
養育支援家庭訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等支援を行います。	健康増進課

### 施策3 障害のある子どもと家庭への支援

#### 【施策の方向】

今後も発達障害についての認識・理解を促すとともに、児童発達支援センターでは、障害のある子どもの通所支援および相談支援・地域支援を一体的に行う施設として、関係機関との連携を一層推進しながら、乳幼児期から学齢期、青年・成人期まで各ライフステージに応じた幅広いニーズへの対応を図っていきます。

放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業等の実施により、障害のある子どもに対する活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。さらに、保育所や幼稚園、児童育成クラブ等での障害児に対する保育、教育等の充実を目指します。また、早期療育を目指した児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業を推進します。

#### 【現状・課題】

現在、障害のある子どもについては、認識と理解の広がりや乳幼児健診の充実など早期発見機会の増加とともに、相談や支援に対するニーズが高まってきており、各関係機関が連携を図りながら支援に取り組んでいます。

さらに草津市立発達支援センターは、平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターとして、障害のある子どもへの支援体制を充実・強化し、「湖の子園」療育事業や保育所・幼稚園への巡回相談、新たに5歳児相談を実施する等、相談・支援事業の拡充を図るとともに、各関係機関との連携も取りながら早期発見・早期支援に取り組んでいます。

また、日中一時支援事業や新たに放課後等デイサービス事業を実施し、学校などの活動に加えて、地域に療育活動の場を確保していますが、十分対応できていない状況です。

#### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
日中一時支援事業	障害児が自立した日常生活または社会生活を営むために、当該障害児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。	障害福祉課
ホームヘルプなど日常生活への支援	障害児に対し、ヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を行うとともに、家族などの介護負担の軽減を図ります。	障害福祉課
障害児福祉手当	20歳未満の精神または身体に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする者に対して、手当を支給します。	障害福祉課
相談・支援事業	発達相談、巡回相談、保育所等訪問支援、5歳相談などの事業を行っています。	発達支援センター

	各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別に関わらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。	関係各課
湖の子園の充実	発達支援が必要な乳幼児とその保護者に対して、早期から専門的な療育を行います。	発達支援センター
放課後等デイサービス事業	学校通学中の障害児に対し、放課後などにおいて、生活能力向上のための訓練などを提供することにより、学校教育とあいまって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所を提供します。	発達支援センター
保育所、幼稚園などでの障害児保育（特別支援教育）	保育所、幼稚園などにおいて、障害児保育（特別支援教育）の実施を行います。	幼児課
保育士、幼稚園教諭に対する障害児保育（特別支援教育）研修	保育士、幼稚園教諭に対する障害児保育（特別支援教育）研修を実施します。	幼児課
児童育成クラブでの障害児利用	児童育成クラブでの障害児対応を行います。	子育て支援センター
ファミリー・サポート・センター利用助成	障害児が利用する際、依頼会員に利用料の助成、提供会員に報酬の助成を行います。	子育て支援センター
特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に中程度以上の障害を有する児童について、家庭で監護、養育している父母などに特別児童扶養手当を支給するための事務を行います。	子ども家庭課

## 施策4 子どもの安全確保

### 【施策の方向】

老人クラブや各種団体へ協力依頼を働きかけ、スクールガード登録者数の増加と、体制強化を図ります。ボランティアなどの地域の協力を得ながら、学校、事業所、地域、保護者などの連携による児童の見守り体制を充実します。

また、子どもたち自身が安全への意識を持てる交通安全教育の推進や、幼稚園・保育所・学校における訓練、危機管理体制の一層の充実を図っていきます。

### 【現状・課題】

全国各地で子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が後を絶ちませんが、子どもたちの安全を守るためには、市・保護者・地域住民の協働による多方面からの見守りが欠かせません。本市では、ホームページ・防犯情報メールで注意を呼びかけることに加え、登下校（園）及び在校中・保育時間中の安全を確保するため、保護者や地域ボランティア（スクールガードなど）によるパトロールや「子ども110番の家」の設置を行い、不審者に対するセキュリティを強化しています。しかし、パトロールを行うスクールガードなどは、登録者が伸び悩んでいる現状もあります。

また、事件以外の災害の発生には、各幼稚園・保育所・小学校では対応マニュアルの作成や避難訓練の実施により万一の事態に備えています。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
保護者や地域との連携による児童の見守り体制の充実	各小学校にスクールガードとして登録した地域住民が、子どもたちの登下校時刻に合わせて、通学路などの巡回パトロールや見守りなどを行う学校安全ボランティアを支援しています。	スポーツ保健課
通学路点検の充実	警察やおうみ通学路交通アドバイザーなどの関係機関とともに、通学路合同点検を実施し、子どもたちの安全対策に取り組んでいます。	スポーツ保健課
交通安全教育の推進	悲惨な交通事故に遭わないために、児童や幼児自らが交通ルールを理解し、実践出来るように交通安全教室を開催します。	交通政策課
防犯灯の整備など犯罪の起こりにくい環境整備の推進	防犯灯の整備および維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めています。	危機管理課
学校、幼稚園、保育所における「危機管理マニュアル」の点検と充実	県教委の指導を得つつ、また、関係消防署の協力もいただきながら、火災・地震・災害などの防災、不審者対応、救命救急などの各種マニュアルの策定と日頃からの訓練を実施します。	学校教育課 幼児課

## 施策5 子育ての経済的負担の軽減

### 【施策の方向】

「児童手当」の支給とあわせて、「乳幼児医療費」、「小中学生入院医療費」の助成などにより、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます。また、平成27年度より開始する「実費徴収に係る補足給付事業」では、保護者の所得状況によって、幼稚園・保育所で利用する日用品・文房具など教育・保育に必要な物の購入に関する費用や、行事への参加費用を助成します。

### 【現状・課題】

平成24年度から開始した「児童手当」により経済的負担の軽減を図るとともに、幼稚園就園児童の保護者に対し、「保育料補助金事業」を実施し、補助金を交付しています。また、「就学援助費給付事業」では、市立小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して就学援助費を支給しています。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
児童手当	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るために、中学校卒業までの児童がいる家庭について児童手当を支給します。	子ども家庭課
幼稚園、保育所の保育料軽減	保護者の負担する保育料については、家計に与える影響を考慮し、所得に応じ国基準より軽減します。	幼児課
乳幼児医療費の助成	小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
小中学生入院医療費	入院に係る保険適用医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成します。	幼児課
就学援助費給付	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などの就学に要する費用の援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施を進める。	学校教育課

## 目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

### 施策1 妊娠・出産からの切れ目のない支援

#### 【施策の方向】

市内の小児科などとの連携を図り、かかりつけ医、小児救急、休日急病などによる24時間切れ目のない小児医療体制の構築に取り組みます。また医療機関情報や子どもの急病への応急措置などの情報提供の充実を図ります。

また、妊婦だけでなく配偶者やその家族が妊娠期から出産までの間、妊婦の健康管理に気遣うことができるよう、情報提供及び啓発などを積極的に行います。

そして、妊婦が気軽に地域での交流機会が育めるよう、子育て支援センターなどを活用したイベントの開催について創意工夫を行うとともに、母子（親子）健康手帳交付時やすこやか訪問時などには家庭の状況把握など、個別相談や支援の充実を図ります。また、ホームページをはじめ、相談や訪問時などに子育て支援に関する情報提供に努めます。

#### 【現状・課題】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、安定的な小児救急医療体制の運営を図るため、休日夜間における小児救急電話相談（#8000）や草津・栗東・守山・野洲の4市で運営する休日の急病に対応する休日急病診療所、小児救急診療の輪番制による診療を行っています。さらに、妊娠・出産期の支援として、母子（親子）健康手帳交付時や家庭訪問などにより、妊娠時における母子の健康の保持増進や、妊娠・出産・育児に関する情報伝達、不安の解消を図っています。また、受動喫煙の影響について妊婦はもとより、配偶者や家族に対しても、妊娠期から出産における正確な情報提供と啓発を行っています。そして、幼少期からかかりつけ医を持ち、早期受診や相談をしやすい健康管理体制の強化を促進しています。

#### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
妊婦健診費の助成	妊婦健診を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるようにします。	健康増進課
すこやか訪問の推進	生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師か保健師が訪問し、育児への助言などを行います。	健康増進課
市内小児科医療の情報提供	インターネットサイト「救急医療ネットしが」内で診療が受けられる医療機関を24時間お知らせします。	健康増進課
出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産	保険年金課

	した被保険者に対し出産育児一時金を支給しま す。	
--	-----------------------------	--

## 施策2 子どもと家族の健康な生活の支援

### 【施策の方向】

妊娠前、妊娠中からの心身の健康づくりや子どものすこやかな発育とよりよい生活習慣の形成などへの取り組みにより、健やかな生活習慣を幼児期から身につけ、生活習慣病予防の基盤を固め、生涯を通じた健康づくりを推進します。

また、健康に関する情報提供と気軽に相談できるような体制の充実を進め、子どもを中心とした取組を通して、保護者など周りの大人への健康意識の高揚と健康づくりを図ります。

### 【現状・課題】

家族全体の健康的な生活の支援のため、健診や各種予防接種の実施、2回の「すこやか訪問」による発育状況の確認、育児相談、子育てに関する情報提供を実施しています。また、妊婦や子どもへの飲酒・喫煙の影響や歯の健康の大切さについて、母子（親子）手帳交付時や乳幼児健診時にパンフレットなどを配布するほか、乳幼児健診の待ち時間に関覧できるよう、パネル展示するなど、情報提供のあり方について工夫を行っています。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
乳幼児健診の実施	子どもの健全な育成、健康増進を図るため、4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月健診を実施します。	健康増進課
離乳食レストランの充実	4～10か月の乳児を育児している者が離乳食の進め方を習得することと、親同士が交流を持ち、育児不安を解消することを目的に実施します。	健康増進課
家庭訪問などにおける相談の実施	乳幼児などがいる家庭を訪問し、養育などの指導・助言を行います。	健康増進課
予防接種の充実	各種感染性疾病の感染予防、発症予防、重症化予防、まん延予防するため、定期接種ワクチンの実施および接種勧奨を行います。	健康増進課
子どもの事故防止に向けた啓発や情報提供	子どもの事故防止のため、保健センター内の掲示やチラシなどの配布による情報提供を行います。	健康増進課
たばこ対策事業	母子手帳交付時からすこやか訪問、各乳幼児健診時に、喫煙している保護者などに対し、チラシやDVDを活用し禁煙啓発を実施します。	健康増進課
保育所、幼稚園、学校での健診の充実	保育所、幼稚園、学校に在籍する幼児・児童・生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断を実施します。	スポーツ保健課 幼児課

就学時健康診断の実施	次年度に入学される新1年生を対象に、心身の状態を把握するとともに、健康について保護者や本人の認識と関心を高めるため、健康診断を実施します。	スポーツ保健課
------------	---	---------

### 施策3 健康な心身を育てる食育の推進

#### 【施策の方向】

食の大切さや健康づくりのための重要性の理解を進めるため、乳幼児の保護者に栄養相談や教室を実施し、乳幼児期からの正しい食習慣づくりを行うとともに、食事に対する不安の軽減を図ります。また、離乳食教室の運営などについては、健康推進員と連携しながら食育について取り組んでいきます。

#### 【現状・課題】

食育については、乳幼児健診などで啓発を行い、心身の成長における食の大切さを学ぶ機会を創出しています。さらに、栄養士による栄養相談、健康推進員による離乳食教室、幼稚園・保育所での食育など食育推進活動を行っています。しかし、朝食の欠食や孤食、野菜摂取量の不足などの食生活の乱れがあり、どのような場面でも食育に対して、高い意識を持つことができる仕組みづくりが重要です。

#### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
食育推進計画の推進	市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とした第2次草津市食育推進計画を推進します。	健康増進課
栄養相談の実施	市民を対象に、栄養や食生活に関する相談を実施します。	健康増進課
幼稚園・保育所での食育の推進	食育研修を実施して、教職員のスキルアップに努めます。毎月の献立表の配布、食育だよりの発行により職への関心を高めるとともに、栄養士による巡回食事指導を行い、食べ物の働きやバランスについての話などをひろめ、食育を推進します。	幼児課

## 施策4 青少年の健全育成と心のケアを要する子どもへの支援

### 【施策の方向】

やまびこ相談教室と適応指導教室、小学校など関係機関との連携を図り、個別支援を行う体制構築をしていきます。また教育相談の重要性を広報周知するほか、就学前児童など、できるだけ早い時期からの対応をめざし、引き続き、各学校が行う教育相談体制の充実や、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの学校への派遣、小学校へのスクーリングケアサポーターの配置を行い、早期発見と初期対応を推進していきます。

青少年の非行の低年齢化と不良行為の増加といった課題解決に向けては、それぞれの背景の掘り下げをはじめとして、現在の青少年の意識について、各相談機関が連携して調査研究するなどの取組を推進すると同時に、今後とも家庭、学校、地域社会が一体で環境の浄化と青少年健全育成活動の充実に努めます。

### 【現状・課題】

小学生の子どもを持つ保護者の約32%が、いじめに関する不安を抱いているというニーズ調査結果からも分かるように、いじめの問題は子育てに関する大きな課題であり、本市でも保護者からの来室や電話相談が増えています。

また、友人関係での躓きや学習の遅れから不登校に陥る傾向が年々高まっていることに合わせて、子どもを学校へ送りだす家庭の力が弱くなっているなど、復帰までに時間がかかるケースも増えており、早い段階からの対応が重要です。

さらに、子どもの健全育成に関しましては、協議機関として設置されている青少年問題協議会において施策の実施に必要な重要事項の審議とともに、関係機関との連携を図っています。また、地域活動団体としては、青少年育成市民会議が組織され、地域活動に携わる各種団体が参画し、学区民会議活動や健全な環境づくりなどの活動が積極的に推進されています。しかし、青少年の非行は全国的な傾向と同様に、本市でも低年齢化していることや、万引きなどのいわゆる初発型非行と喫煙などの不良行為が増加しているという状況です。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
適応指導教室の充実	一日の生活リズムを整えたり、小集団での活動体験を通して協調性や集団の中で過ごせる力をつけたりし、学校復帰につなげるための支援を行います。	学校教育課
やまびこ教育相談室の充実	学校生活への不安や悩み、不登校（不登校傾向）のある子ども、およびその保護者に対して教育	学校教育課

	相談や適応指導を行います。また、教職員に対し、子どもや保護者対応の仕方について支援します。	
不登校児童生徒支援の推進	グレードアップ連絡会の定期的な実施、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーターを学校に配置することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。	学校教育課
スクールカウンセラー相談事業の充実	不登校など児童生徒やいじめをはじめとする問題行動などの対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要です。児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣し、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決を図ります。	学校教育課
非行少年等立ち直り支援事業「あすくる草津」の充実	非行などの問題、さまざまな悩みや課題を抱えた少年が健やかに成長していくため、少年および家族への立ち直り支援事業を実施します。	生涯学習課
出会い系サイトやインターネットによる有害情報の危険性の啓発	出会い系サイトやインターネットによる有害情報の危険性について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	生涯学習課
喫煙、飲酒、薬物等の害についての学習の推進	喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	生涯学習課

## 目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

### 施策1 子育て・親育ちの体制整備、支援

#### (1) 地域子育て支援拠点事業の展開

##### 【施策の方向】

子育ての不安を解消するための相談対応、子育て支援センターの充実を図り、孤立化を防ぎます。また、気軽に親子が集える場、子育てに関する相談や情報収集ができる場としての拠点施設である「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」の他にも、市民センターを活用し、市内で活動する子育てサークルなど市民活動団体への支援として、活動場所の調整やリーダー育成研修などを実施していきます。

##### 【現状・課題】

市外からの転入や、共働き世帯の増加、核家族化が進む中で、子育てに関して周りに気軽に相談できる人が居らず、不安を抱え込み孤立していく問題が発生しています。子育ての孤独化を防ぎ気軽に親子が集える場として、本市では現在、さわやか保健センターでの子育て支援センターとあわせ、2か所の地域子育て支援センターと4か所のつどいの広場を展開し、親同士の交流や相談機会の提供に努めています。

しかし、ニーズ調査では子育てについて不安を感じ、周りに相談できる人が居ないと答える人が全体の約30%、利用していないと答えた人が全体の83%に上ることから、より身近な場所での実施と内容の充実が必要です。また、特に幼稚園や保育所に通わない家庭の相談場所、日中の居場所の確保が求められています。

##### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
子育て支援センター機能の充実	子育て支援の総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる居場所の提供、相談・支援に関する幅広い情報の一元化と提供、支援に関わる方のネットワークの構築、人材育成、地域における子育ての促進などを実施します。	子育て支援センター
地域子育て支援センターの充実	子育ての不安感・負担感の解消や家庭の養育力の向上を図るため、保育園の資源を活用します。保育園の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。	子育て支援センター
つどいの広場事業の充実	常設の広場を開設し、子育て家庭の親とその乳幼児が気軽に集い、ふれあいながら相互に交流を図る場を提供します。	子育て支援センター
児童館運営事業	民間児童館の創意工夫・柔軟な運営などの特色	子育て支援センター

	を生かし、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操の豊かな児童健全育成と地域の子育て支援を促進します。	
--	---	--

## (2) 親育ちを支援するサービスの充実

### 【施策の方向】

保護者のニーズを把握し、参加しやすい学習機会の工夫を図りながら、今後もさまざまな学習機会と情報提供に努めていきます。特に父親の子育てへの関わりは、子どもに喜びを与えるだけでなく、母親の心身の負担や不安を軽減し、さらには地域の子育て力を高めるため、男性を対象とした事業を推進します。

### 【現状・課題】

核家族化が進み、親戚や地域の子どもを抱く機会があまりないため、自分の子どもができて初めて赤ちゃんを抱いたという人が近年増えています。子育てに大きく影響する家庭環境は非常に重要であり、家庭の教育力向上不安解消のためにも、保護者が共に学び育てる環境の整備が求められています。

本市においては、「ブックスタート事業」や「子どもが輝くブックトーク・コンサート」など本を通してコミュニケーションを図るきっかけづくりを支援するとともに、幼稚園・保育所、小学校で保護者向けの研修会を開催しています。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
ツインズ・フレンズの充実	ふたご、みつごを育てている家庭や妊婦を対象に交流の場を提供します。	健康増進課 子育て支援センター
子どもが輝くブックトーク・コンサートの開催	子どもたちの読書への関心や読書を通じた親子のコミュニケーションを図るきっかけとし、子どもの読書活動の推進および家庭教育の向上を図る。	生涯学習課
家庭教育サポート事業の推進	家庭で子どもたちが基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとした生きる力の基礎となる能力を身に付けることができるよう、参観日やPTA研究会などに保護者向けの学習プログラムを提供し、家庭教育支援の推進を図る。	生涯学習課
家庭教育に関する学習機会の提供	各幼稚園・保育所で保護者向けの子育て研修会や講座を開き、幼稚園や保育所と協働で子どもの豊かな成長・発達を支える環境づくりに努め「家庭教育力」を高めます。	幼児課

### (3) 子育て支援のネットワークの仕組みづくり

#### 【施策の方向】

子育てサークルやサロンの活動を支援する体制を強化します。例えば、サークル活動に補助金を交付するとともに、子育て応援サイト「ほかほかタウン」での情報提供などに努めます。市内の子育てサークルやサロンなど市民の自主的な活動の支援を充実するため、地域子育て支援センターの充実に努めます。

また、市主催のイベントなどについては、引き続き多くの団体の参画を図り、市と市民活動団体との連携が強化できる環境づくりに努めます。

#### 【現状・課題】

本市では子育てサロンや子育てサークルなどにより、親子の交流やふれあいを中心とした地域での市民の自主的な活動が展開されていますが、活動内容の慣習化や、運営にかかわる人材の育成、確保などが困難な状況にあり、これらの問題を解決するための支援が求められています。

地域子育て支援センターでは、地域の子育てサークルやサロンの活動を支援するため、出前講座やサークルリーダー研修会の開催を行っています。

#### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
子育てサークル活動支援事業	地域ぐるみの子育てを支援する環境づくりとネットワークを促進するため、活動経費の一部を補助し、地域における子育て支援団体の育成と活動を支援します。	子育て支援センター

## (4) 子育て相談や情報の提供

### 【施策の方向】

地域子育て支援センターにおける相談・学習体制を充実させるとともに、各種教室を積極的に開催し、子育てに関する学習機会の充実に努めます。また、ニーズ調査からは子育てに関して不安を感じる人には相談できる仲間や友人がいる割合が少なく、ひとりで子育てをしながら子どもとの接し方について悩んでいる傾向がみられたため、相談・情報提供に努めるとともに、積極的な関わりを図っていきます。

また、家庭児童相談室の周知啓発に努め、利用しやすい相談体制を構築します。

そして子育てに関する情報を子育て応援サイトである「ぼかぼかタウン」の更なる活用を通し、総合的な情報提供を推進します。

### 【現状・課題】

子育てに関する相談や学習機会の提供については、地域子育て支援センターやつどいの広場、すこやか訪問で実施していますが、就学前と小学生の保護者の両方で約3割の人が不安を感じると答えていることから、0歳から小学生までを対象に支援体制をさらに充実させる必要があります。子育て情報については、ホームページや広報・パンフレットなどにより情報提供に努めています。

しかしながら、転入者が多い本市においては、転入後に子育て支援についての市の施策や地域での活動の情報が得にくいという声もあり、情報の一元化など、わかりやすい情報提供が望まれています。また、子育てサークルへの相談も増えており、サークル運営者側への支援も必要です。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育てガイドブックの発行や、子育て応援サイト「ぼかぼかタウン」で、子育て関連施設、子育てサークルのイベント情報、子育て豆知識など様々な子育て情報を提供します。	子育て支援センター
学習機会を通じた子育て支援情報の提供の充実	幼稚園・保育所において、子どもの人権や子育てをテーマにした学習会を開催し、職員と保護者が共に学ぶ機会を持つことで、子育て支援情報の提供の充実を図ります。	幼児課
すこやか訪問とブックスタート事業	生後6か月前後の乳児がいる家庭を保育士が訪問し、育児相談・情報提供を行うとともに、親子のコミュニケーションづくりのきっかけとして絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行うブックスタート事業の推進に努めます。	子育て支援センター
利用者支援事業（保育コンシェルジュ）	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育保育や、一時預かり、放課後児童ク	幼児課

	ラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなどの支援を行います。	
--	--	--

## 施策2 ひとり親家庭の自立支援

### 【施策の方向】

ひとり親家庭の相談にあたっては、相談件数の増加に伴う相談体制の充実を図るため、母子自立支援員を増員するとともに、市だけでなく県の関係機関の協力も得ながら、自立支援に向けた就業を中心とする相談業務を推進します。

従来から実施している各種助成制度については、今後も引き続き実施していくとともに、制度の内容などについて周知を図ります。

また、法改正によって、平成26年10月より父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金や生活資金などを貸し付ける制度）の創設など父子家庭に対する支援を拡充します。

### 【現状・課題】

ひとり親家庭については、児童扶養手当を支給するとともに、医療費の自己負担額助成や放課後児童育成クラブの負担金助成など各種助成事業を実施していますが、国が発表したひとり親家庭の貧困率は50%を超えており、今後さらなる対策が必要です。

また、就労意欲がある場合でも、保育所や放課後児童育成クラブへの入所が困難なことが大きな課題となっている場合もあるため、働きやすい環境整備が急務となっています。

様々な問題を抱えるひとり親家庭の相談窓口として、母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組んでいます。特に就業相談については、自立を促す上でも重要であることから、資格取得に向けての給付制度の活用や公共職業安定所などと連携を図りながら相談業務を行っています。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭や父（母）が重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母（父）、または父母に代わり児童を養育している養育者について、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課
母子家庭等相談業務の充実	ひとり親家庭の相談・支援の他、離婚前からの相談などに対応し、ひとり親家庭および寡婦の福祉の増進に努めます。	子ども家庭課
日常生活支援事業の推進	ひとり親家庭で日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要などき家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。（事前登録要）	子ども家庭課
ホームフレンド事業	ひとり親家庭の児童が気軽に相談できる大学生などを派遣し、学習指導などを行うことで、児童の自立心を養い、ひとり親家庭の福祉の増進と児童の健全な育成を図ります。	子ども家庭課

母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	労働経験のない人や雇用保険加入期間が1年未満の人が、就労に向けて受講した教育訓練講座受講費用の一部を助成します。	子ども家庭課
母子家庭高等技能訓練促進費	資格取得を目的とし、養成機関で2年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の対象者に、修業期間のうち2年を限度として生活資金を援助します。	子ども家庭課
DV被害者民間賃貸住宅入居時家賃等助成	緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭などおよびDV被害女性で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃などの費用の一部を助成します。	子ども家庭課
ひとり親家庭の医療費助成	ひとり親家庭の医療費の自己負担分の一部を助成します。	保険年金課
児童育成クラブ保育料の減免	ひとり親家庭の方が利用する際、保育料を減免します。	子育て支援センター
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親家庭の方が利用する際、利用料の助成を行います。	子育て支援センター

### 施策3 子育てしやすいまちづくり

#### 【施策の方向】

誰もが地域で安心して生活できるよう、子育て世帯、障害のある子どもなどに配慮した良質な公営住宅の整備、供給を進めるとともに、事業者の協力のもと良好な環境の確保と調和のとれた土地利用を促します。さらに公営住宅での居住安定後には、持家住宅などの取得を促進するとともに、道路から玄関までベビーカーで通行可能などユニバーサルデザイン化が図られた住宅の普及を目指します。

子育て世帯が多く利用する市内の施設に「赤ちゃんの駅」の設置を働きかけるとともに、子育て世帯へのバリアフリーの視点に基づき、施設や公園の整備に努めると共に、草津川跡地整備などの取り組みを通して、子どもと安心して遊び、自然と触れ合いながら、人とのつながりを築くことができる環境づくりを推進します。

また、自動車よりも歩行者や自転車の利用を優先する住宅地の開発を促進し、道路パトロールや公園遊具の点検による危険箇所の発見と早急な対応を図ります。

#### 【現状・課題】

京阪神のベッドタウンとして近年子育て世帯を中心に転入者が増加しており、マンション・戸建て住宅などの宅地開発が進められています。公営住宅では、老朽化した団地の建て替え工事により、バリアフリー化をなど多様なニーズに対応した住宅の整備を行い、平成21年度から86戸の戸数の増加を図りました。

歩道や公園を毎年度計画的に整備し、歩道を含めた道路の安全管理については、継続的に道路パトロールを実施しており、公園では遊具などの点検も定期的に行っています。また、子育て中の家族が外出時に利用できる、授乳スペースやおむつ替えベッドを備えた施設を「赤ちゃんの駅」として設置し、子育てガイドブックで紹介しています。

しかし、ニーズ調査では「子どもの遊び場や公園・歩道、子育てに配慮された公共施設の整備」を求める意見が就学前、小学生の保護者ともに高く、より一層の事業推進が必要です。

#### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
赤ちゃんの駅	外出時に身近におむつ交換や授乳できる場所のある施設などを赤ちゃんの駅として登録いただき、育児栄養相談会などの開催支援として、市に登録のある保育士・栄養士を派遣します。	子育て支援センター
通行者の安全確保のための歩道整備	通行者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道の整備に努めます。	道路課
公園の良好な維持管理	市内の公園について、子どもや子育て世帯を含め、安全に利用できるよう、遊具の点検などの維持管理	公園緑地課

	を行います。	
子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場などの整備	草津川跡地整備や（仮称）野村スポーツゾーンの整備などを通じて、子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場などの整備を行います。	草津川跡地整備課 公園緑地課
良好な環境の確保と調和のとれた宅地開発の誘導	都市計画法に基づく開発許可、建築許可および特定開発行為における審査の実施により良好な都市環境の確保と調和の取れた秩序ある街の形成に寄与していきます。	開発調整課
ライフスタイルに適した良好な住宅の供給	親子ファミリー、ひとり親家庭など、子どものいる世帯に適した間取りのある公営住宅を供給することにより、子育てがしやすい環境を推進します。	住宅課
住宅困窮者対策事業の充実	お貸しできる状態となった公営住宅を供給することにより、所得の少ない子育て家庭への住宅の支援を行い、子育てがしやすい環境を推進します。	住宅課

## 目標5 子育てと仕事が両立できる環境づくり

### 施策1 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

#### 【施策の方向】

今後も、仕事と子育ての両立をサポートしていくため、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを展開します。特に長時間にわたり就労している保護者の保育ニーズに対応するため、延長保育の充実や、保育ニーズの多様化に対応し、病児・病後児保育、一時保育、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）など、柔軟な保育サービスの供給体制の充実を図ります。

また、子育て世帯を地域で支援するという理念のもと、ファミリー・サポート・センター事業について、まちづくり協議会や町内会、各種団体へ広報周知を図り、利用者間のつながりを広げ、積極的な活用につなげていきます。

#### 【現状・課題】

仕事と子育てを両立するにあたって、就労時に子どもを安心して預けられることは最も重要な条件であり、その受け皿となる保育サービスは必要不可欠なものです。

これまで、延長保育の充実を図るほか、病児・病後児保育、一時保育、ファミリー・サポート・センターなど、各種サービスを展開してきましたが、年々利用者は増加傾向にあり、ニーズ調査でも多くの充実を求める声があることから、さらなるサービスの拡充が必要となっています。

ファミリー・サポート・センター事業では、他の事業と同様に新たな会員の確保に向けた効果的な周知方法の確立が求められています。

#### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	地域における子育てと就労支援を行うために、支援を受けたい依頼会員と支援を提供したい提供会員が、会員組織を構成し、援助活動を展開します。	子育て支援センター
保育所で実施する特別保育事業の充実	保育所において、延長保育・障害児保育・一時預かり保育・休日保育・特定保育などの特別保育を実施することで、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供に努めます。	幼児課
就労支援型預かり保育事業の実施	公立幼稚園で教育時間終了後や長期休暇中に保育を実施し、働きながら幼稚園に通わせたいというニーズに対応します。	幼児課
病児・病後児保育事業の充実	病気および病気回復期で、保護者の就労などにより家庭での保育が困難な場合、病児保育室で保育を行います。	子育て支援センター

<p>子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）業の充実</p>	<p>短期入所生活援助（ショートステイ）保護者の疾病などの理由で児童の養育が一時的に困難となった場合などに、市が指定する施設で1週間程度の短期間、保護者に代わって児童を養育します。          夜間擁護（トワイライトステイ）保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要性を認めたと、平日の夜間や休日に市の指定する施設に一時的に子どもを預け養育します。</p>	<p>子ども家庭課</p>
---	---	---------------

## 施策2 児童育成クラブの整備

### 【施策の方向】

児童育成クラブの定員増に向け、各地域のニーズを把握しながら施設整備などを推進し、バスでの送迎を行うなど、隣接する小学校間での利用を図ります。また、民間企業によるスポーツ、芸術などの習い事や塾と結合した児童育成クラブの開設を促し、選択できるようにしていきます。

### 【現状・課題】

就学児童を持つ家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、児童育成クラブの充実を図っています。これまで新たな専用施設の整備などを進めてきましたが、子育て世帯の転入と共働き世帯の増加により、地域によっては高学年を中心に定員数を超えるニーズが発生しており、施設の整備が緊急で求められています。

### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
児童育成クラブの充実	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	子育て支援センター

### 施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

#### 【施策の方向】

「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などの周知・徹底はもちろん、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の取り組みの趣旨について、市民が理解を深められるよう、啓発を進めます。

さらに、育児休業や子の看護休暇制度の導入と、利用しやすい職場の雰囲気など、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所などに啓発します。多様な労働条件の整備や、子ども・子育てに関する地域貢献活動、仕事と家庭の両立支援の取り組み事例などを企業に対して紹介します。

男女がともに子育てに参加できる環境づくりを推進するため、男性を対象とした子育て講座の開催や、事業所などとの連携、さらに次世代の親となる子どもたちへの学習機会の提供に取り組みます。そして、関係課及び関係機関との連携を強化し、仕事と子育ての両立支援に係る諸制度に関する情報提供を行います。

#### 【現状・課題】

仕事と家庭生活、地域生活などのバランスのとれた生活は、男女ともに望む生き方を実現するうえで不可欠です。

しかし、ニーズ調査の父親の1週間あたりの就労時間をみると、就学前の子どもを持つ父親のうち31.4%、小学生の子どもを持つ父親のうち26.6%が週60時間以上の労働をしており、父親の帰宅時間は、就学前・小学生ともに、およそ半数近くが9時以降となっています。

一方、事業所などでは、所定外労働の削減のための措置や年次有給休暇の取得促進のための措置の実施、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備などを進めていますが、中小企業や小規模事業者などまでなかなか浸透していない実態があります。

働く保護者が、子どもとともに過ごす時間を十分にとれるよう、また、地域活動にも参加し、保護者も子もいきいきとした日常生活が送れるよう、仕事と家庭・地域生活の調和のとれた働き方ができる社会の実現をめざし、国や県、事業所などと一体となって取り組んでいくことが必要です。

#### 【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
子育て世代を対象にした男女共同参画啓発講座の開催	子育て世代を対象にした男女共同参画啓発講座を開催します。	企画調整課
男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのため	男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。	企画調整課

の啓発		
育児休業や子どもの看護休暇 など各種制度の導入推進啓発	産業労政課の窓口にチラシやポスター等を設置し、啓 発活動を行います。	産業労政課

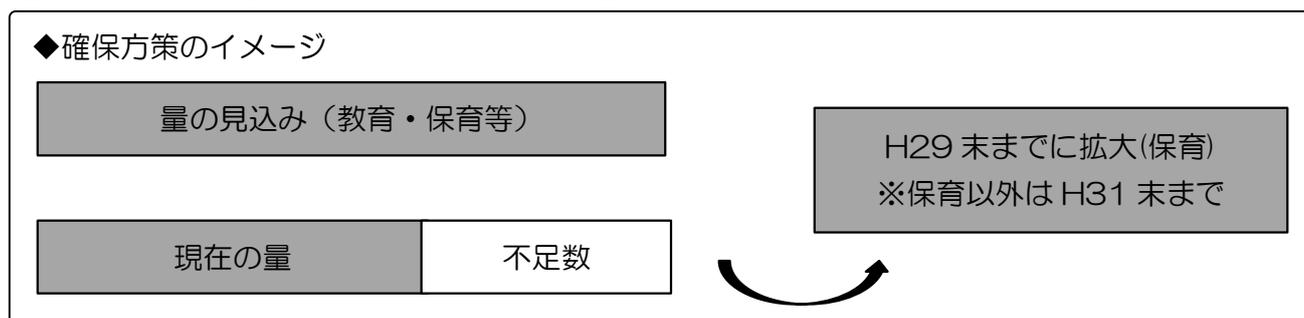
## 第5章 重点的な取り組み事項について

子ども・子育て支援事業計画の実施にあたり、次世代育成支援対策地域行動計画のリーディングプロジェクトの方向性を引き継ぎながら、子ども・子育て支援法に定める「幼児期の教育・保育」および「地域子育て支援事業（法定13事業）」に加え、「幼保一体化の推進」、「児童虐待防止対策の推進」、「ひとり親家庭の自立支援推進」、「障害児施策の推進」の4重点項目について、今後5年間の具体的な推進方策を定め、重点的な取り組みを行います。

### 1 幼児期の教育・保育

#### (1) 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で定める「幼児期の教育・保育」は、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに「需要量の見込み」・「確保方策（確保の量と時期）」を定め、不足数を、計画期間内に確保します。（保育は平成29年度末までに確保）



#### (2) 提供区域

幼児期の教育・保育の提供区域の設定は、本市においては、市域そのものがコンパクトであり、幼稚園・保育所においても通園区域を設けていないことから、事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能である「市域」を提供区域とします。

なお、確保方策の実施においては、各事業の地域的な需要や施設配置状況等を把握しながら、施設の適正配置に努めます。

(3) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

幼児期の教育と保育 (①保育の実施)

担当

幼児課

現 状

対象年齢：就学前児童  
 児童福祉法に基づき、保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、保育を実施する。  
 平成26年4月1日現在  
 施設数：公立保育所 6箇所（定員600人）、私立認可保育所 15箇所（定員2,005人）  
 家庭的保育施設 6箇所（定員18人）  
 入所者数計：2,761人（公立保育所619人、私立認可保育所2,125人、家庭的保育施設17人）

量の見込み算出方法

●国手引きによる見込み（就学前）【単位：希望者数（人）】  
 量の見込み（人）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向率（割合）

※量の見込みには、今後利用したいなど潜在的な需要を含むことから、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、  
 利用意向率は、H27年度からH31年度に向けて、徐々に増加するものとしている。

(単位：人)

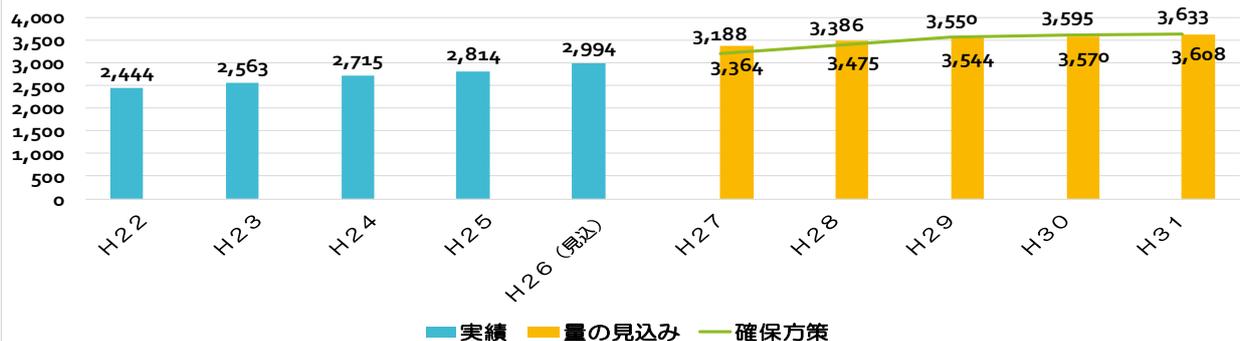
実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26(見込)
	申込数		2,444	2,563	2,715	2,814
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	3号保育認定(0-2歳)	1,345	1,410	1,449	1,496	1,547
	2号保育認定(3-5歳)	2,019	2,065	2,095	2,074	2,061
申込数計		3,364	3,475	3,544	3,570	3,608
確保方策(案)	3号保育認定(0-2歳)	1,331	1,414	1,455	1,490	1,528
	2号保育認定(3-5歳)	1,857	1,972	2,095	2,105	2,105
	確保数計(定員)	3,188	3,386	3,550	3,595	3,633
	内訳(※1)	【既存施設】2,881人 公立⑥600人 私立認可⑩2,005人 家庭的保育⑥18人 認可外②③258人				
		【新規増員】 私立認可分園①45人 小規模保育⑥114人 定員増その他68人	【新規増員】 私立認可創設130人 定員増整備等68人(※3)	【新規】 定員増整備等164人(※3)	【新規】 定員増整備等45人(※3)	【新規】 定員増整備等38人(※3)
備考	※1) 確保方策(案)の内訳中、○内の数字については、施設数 ※2) 認可外については、認可外移行可能性調査対象施設および自治会立施設のうち保育相当数 ※3) 定員増整備等については、需要量推移をみながら、幼保一体化(認定こども園)と併せた定員増、小規模保育所整備、認可外保育施設認可化移行、幼稚園預かり保育、弾力運用等(※4)等を組み合わせ、必要な増員を行う。 ※4) 「弾力運用」＝施設整備基準の範囲内で、定員を超えた受入れを行うもの					

確保方策(案)

○可能な限り早期の待機児童解消を目指して、小規模保育事業開設や認可保育所の新設、その他必要な施設整備等を実施する。(平成26年度に緊急対策事業実施)

○緊急対策実施後、需要量の推移を見極めながら、幼保一体化(認定こども園)と併せた定員増、小規模保育所整備、認可外保育施設認可化移行、幼稚園預かり保育、弾力運用(※4)等を組み合わせ、必要な増員を行う。

※4) 「弾力運用」＝施設整備基準の範囲内で、定員を超えた受入れを行うもの



## 幼児期の教育・保育（②幼児期の学校教育）

担当

幼児課

### 現 状

対象年齢：就学前児童  
 学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施する。  
 平成26年4月1日現在  
 施設数：公立幼稚園 10箇所（定員1,040人）、私立幼稚園 4箇所（定員785人）  
 入園者数：1,522人

### 量の見込み算出方法

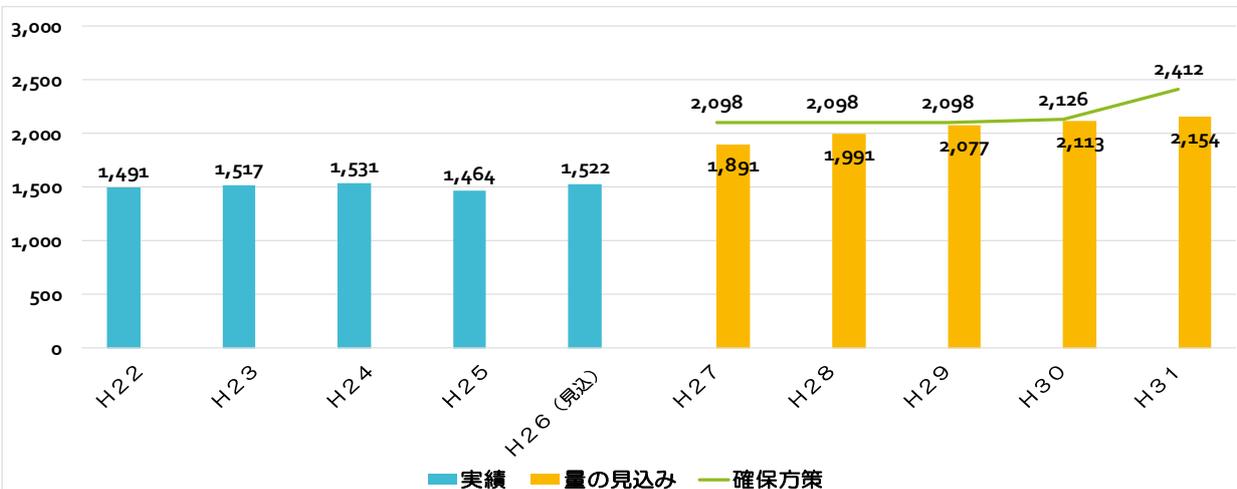
●国手引きによる見込み（就学前）【単位：希望者数（人）】  
 量の見込み（人）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向率（割合）

※量の見込みには、今後利用したいなど潜在的な需要を含むことから、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、  
 利用意向率は、H27年度からH31年度に向けて、徐々に増加するものとしている。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）	
	申込数		1,491	1,517	1,531	1,464	1,522
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31	
	1号教育認定（3歳）	397	456	522	563	617	
	1号教育認定（4,5歳）	1322	1354	1366	1357	1341	
	2号保育認定（3歳）	42	48	55	59	65	
	2号保育認定（4,5歳）	130	133	134	134	131	
	申込数計	1,891	1,991	2,077	2,113	2,154	
確保方策（案）	確保数（定員）	2,098	→			2,126	2,412
	内訳（※1）	【既存施設】 公立⑩ 1,040人 私立④ 785人 認可外（※2）273人	【新規】 認定こども園・3歳児保育拡充等による対応/314人（主として3歳児需要への対応）				
備 考		※1）確保方策（案）の内訳中、○内の数字については、施設数 ※2）認可外については、認可外移行可能性調査対象施設および自治会立施設のうち幼稚園相当数					

### 確保方策（案）

○幼稚園における需要の推移を見極めながら、幼保一体化に伴う認定こども園の開園等により、3歳児への幼児教育の拡充を図る。



## 2 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で定める「地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）」は、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに「需要量の見込み」・「確保方策（確保の量と時期）」を定め、不足数を、計画期間内に確保します。また、提供区域については、市域とします。

#### 地域子ども・子育て支援事業

法定事業名	区分	本市の事業名
①時間外保育事業	継続事業	延長保育事業
②利用者支援事業	継続事業	
③多様な主体の参入事業	新規事業	
④放課後児童健全育成事業	継続事業	児童育成クラブ
⑤地域子育て支援拠点事業	継続事業	つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター
⑥病児保育事業	継続事業	病児・病後児保育事業
⑦子育て援助活動支援事業	継続事業	ファミリーサポート事業
⑧子育て短期支援事業	継続事業	ショートステイ事業 トワイライト事業
⑨養育支援事業・要保護児童等に対する支援に関する事業	継続事業	養育支援ヘルパー派遣事業 要保護児童対策地域協議会
⑩乳児家庭全戸訪問事業	継続事業	すこやか訪問事業、養育支援訪問事業
⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業	継続事業	妊婦健診事業
⑫一時預かり事業	継続事業	
⑬実費徴収に係る補足給付事業	新規事業	

※⑫一時預かり事業、⑬実費徴収に係る補足給付事業については、国制度の動向を見極めながら、今後、量の見込みと確保方策を検討予定

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

①時間外保育事業 (延長保育事業)

現 状

担当

幼児課

対象年齢：0歳児～5歳児  
 勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、認可保育所の開所時間（11時間）を越えて保育を行う事業。  
 全認可保育所にて実施（公立6保育所、私立認可13保育園）

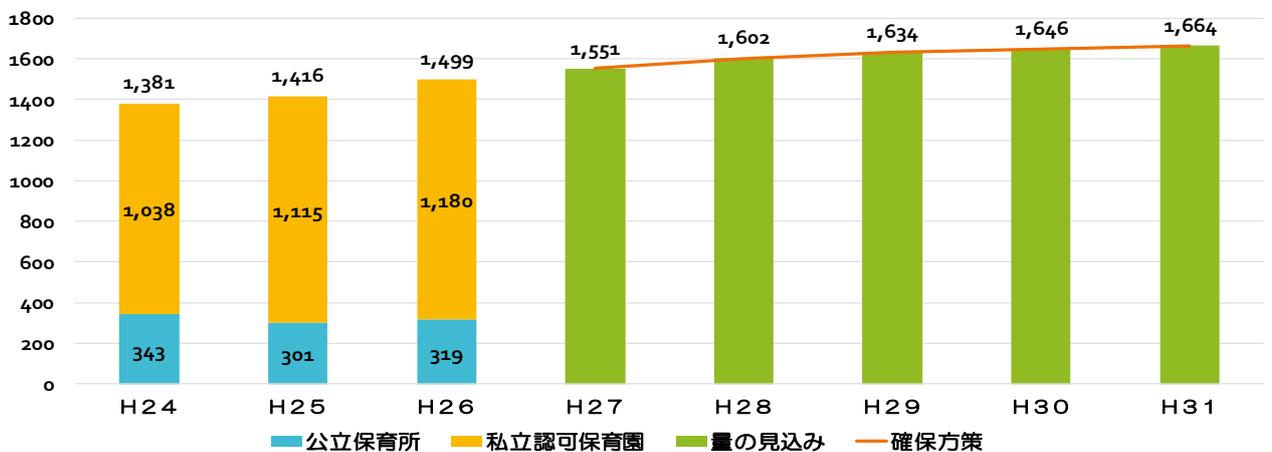
量の見込み算出方法

●本市独自の算出方法【単位：利用者数（人）】  
 H25の延長保育の利用率を参考に、保育の量の見込みに連動して、増加させるものとする。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	公立保育所	-	-	343	301	319
	私立認可保育園	-	-	1,038	1,115	1,180
計	-	-	1,381	1,416	1,499	
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延長保育利用者数	1,551	1,602	1,634	1,646	1,664
確保方策（案）	延長保育利用者数	1,551	1,602	1,634	1,646	1,664
備 考						

確保方策（案）

全ての認可保育所において実施されており、今後の新設される施設についても延長保育対応を行い、実施率100%を継続していく。  
 ※参考  
 全国実施率：約73%（厚生労働省資料より）



## ②利用者支援事業（利用者支援事業）

担当

幼児課

### 現 状

【H26より実施予定】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなどの支援を行う。

### 量の見込み算出方法

●国手引きによる量の見込み

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、算出する。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	人員配置数					
箇所数						1
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	人員配置数	2	2	2	2	2
箇所数	1	1	1	1	1	
確保方策（案）	人員配置数	2	2	2	2	2
	箇所数	1	1	1	1	1
<b>備 考</b>						

### 確保方策（案）

幼稚園・保育所利用者の申し込み・相談に対応する市役所（幼児課）窓口と、子育て支援事業の円滑な利用を促進するため、児童育成クラブ等の情報提供、相談・助言に対応する子育て支援センター窓口に、経験や熟知した利用者支援員を配置する。

### ③多様な主体の参入促進事業

担当

幼児課

#### 現 状

【H26より実施予定】

小規模保育事業を含め、特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業。

#### 量の見込み算出方法

量の見込み算定対象外

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
		-	-	-	-	-
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
		-	-	-	-	-
	参考：国手引き	-	-	-	-	-
確保方策（案）		-	-	-	-	-
備 考						

#### 確保方策（案）

小規模保育事業等の新規参入施設における保育の質の確保を担保するために巡回指導員を配置する。

## ④放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）

担当

子育て支援センター

### 現 状

対象年齢：小学生

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図るため児童育成クラブ「のびっ子」を開設している。

各小学校区に1か所ずつ（計13か所、定員1,040人）設置。（運営は社会福祉法人等に委託）

### 量の見込み算出方法

- 国手引きによる見込み（小学生）【単位：入会希望者数（人）】  
 量の見込み（人）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向率（割合）

※低学年についてはH23～26の実績の平均伸び率を参考に利用者数を推計し算定する。

高学年については、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、利用意向率がH27年度からH31年度に向けて、徐々に増加するものとし、ニーズ調査に基づき、算定している。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	入会希望者数		761	887	899	1,000
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	入会希望者数	1,323	1,384	1,441	1,518	1,591
確保方策（案）	確保数（定員）	1,320	1,450	1,450	1,530	1,600
	内訳（※1）	公設⑩：1040人 【新規】 民設⑦：280人	【新規】 公設①：90人 民設②：80人規模		【新規】 民設：80人規模	【新規】 民設：70人
備 考	※1）確保方策（案）の内訳中、○内の数字については、施設数 5月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課からの事務連絡に基づき、小学生調査の結果を「量の見込み」とする ・家庭類型別児童数（人）＝推計児童数（人）×潜在家庭類型（割合）					

### 確保方策（案）

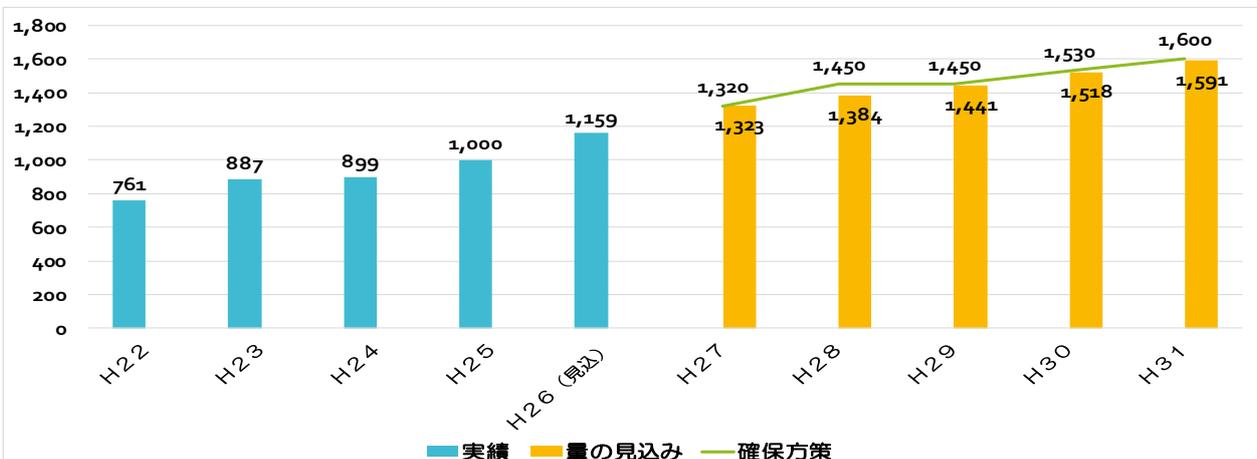
各小学校区に1か所公設児童育成クラブを設置するとともに、多様なニーズや待機児童対策として、40人規模の民設児童育成クラブを児童数の著しい増加の学区に設置し、近隣の小学校区の通所を可能とする。

新規整備予定

公設：1カ所（90人）

民設：12カ所（各40人）

（H27…7カ所、H28…2カ所、H30…2カ所、H31…1カ所）



**⑤地域子育て支援拠点事業**  
(つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター)

担当

子育て支援センター

**現 状**

- つどいの広場 対象年齢：3歳未満（市内3カ所）  
子育て親子が気軽に集い、子どもの成長や健康などの育児について語り合い、相談や交流するための場を提供。
- 地域子育て支援センター 対象年齢：就学前（市内2カ所）  
子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育園の資源を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行う。
- 子育て支援センター 対象年齢：就学前（市内1カ所）  
子育て支援の総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる居場所の提供、子育て相談、子育て支援に関する幅広い情報の一元化と提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、人材育成、地域の中での子どもの預かりあいの促進等を実施。

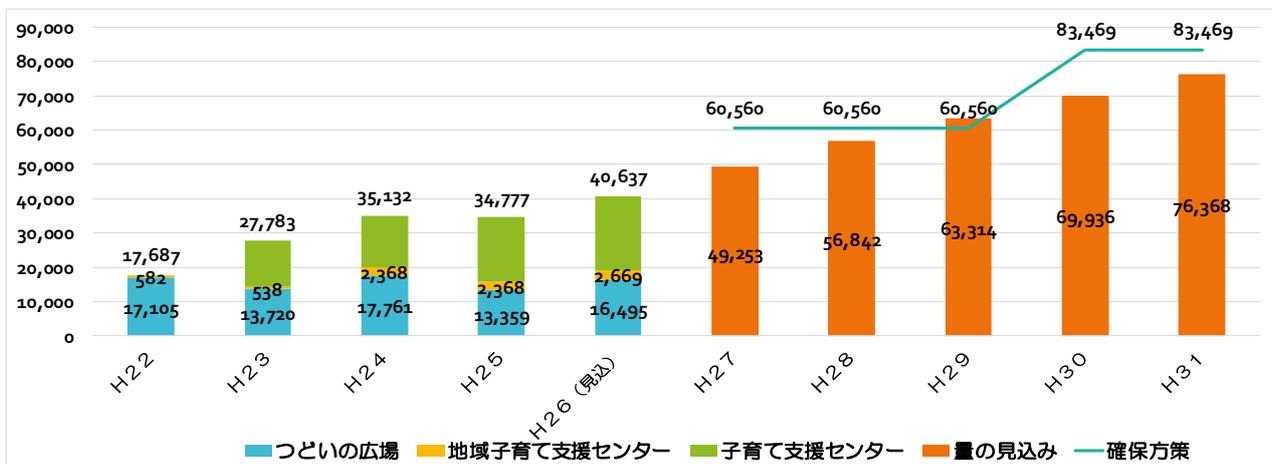
**量の見込み算出方法**

- 国手引きによる見込み【単位：延べ利用者数（人／年）】  
 $\text{量の見込み（人／月）} = \text{家庭類型別児童数（人）} \times \text{利用意向}$   
※量の見込みには、今後利用したいなど潜在的な需要を含むことから、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、利用意向率は、H27年度からH31年度に向けて、徐々に増加するものとしている。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	つどいの広場		17,105	13,720	17,761	13,359
地域子育て支援センター		582	538	2,368	2,368	2,669
子育て支援センター			13,525	15,003	19,050	21,473
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
延べ利用者数		49,253	56,842	63,314	69,936	76,368
確保方策（案）	内訳	60,560	60,560	60,560	83,469	83,469
		○つどいの広場 36,865人（4箇所） ○地域子育て支援センター 10,102人（2箇所） ○子育て支援センター 13,593人（1箇所）			【新規】 つどいの広場等（1箇所）22,909人	
備 考		・家庭類型別児童数（人）＝推計児童数（人）×潜在家庭類型（割合） ・利用意向＝利用意向率×利用意向回数（回／月） ・利用意向回数（回／月）＝ニーズ調査により把握した拠点等の平均利用回数（月）				

**確保方策（案）**

既存施設を活用し、量の見込みの確保を図っていく。また、平成30年度を目指して、新たな子育て支援施設を整備を図る。



## ⑥病児保育事業（病児・病後児保育事業）

担当

子育て支援センター

### 現 状

対象年齢：6か月～小学3年生

急な病気で集団保育が難しく保護者の方が仕事で忙しいときなどに、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に児童を預かり、保育・看護を行う。

病児保育室オルミス H21年8月開設（定員4名）

開室時間：月～金 午前8時～午後5時（最長午後7時）

受託事業者：コス小児科

### 量の見込み算出方法

●国手引きによる見込み【単位：延べ利用者数（人／年）】

量の見込み（人日）＝家庭別児童数（人）×利用意向

※量の見込みには、今後利用したいなど潜在的な需要を含むことから、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、利用意向率は、H27年度からH31年度に向けて、徐々に増加するものとしている。

●本市独自の補正

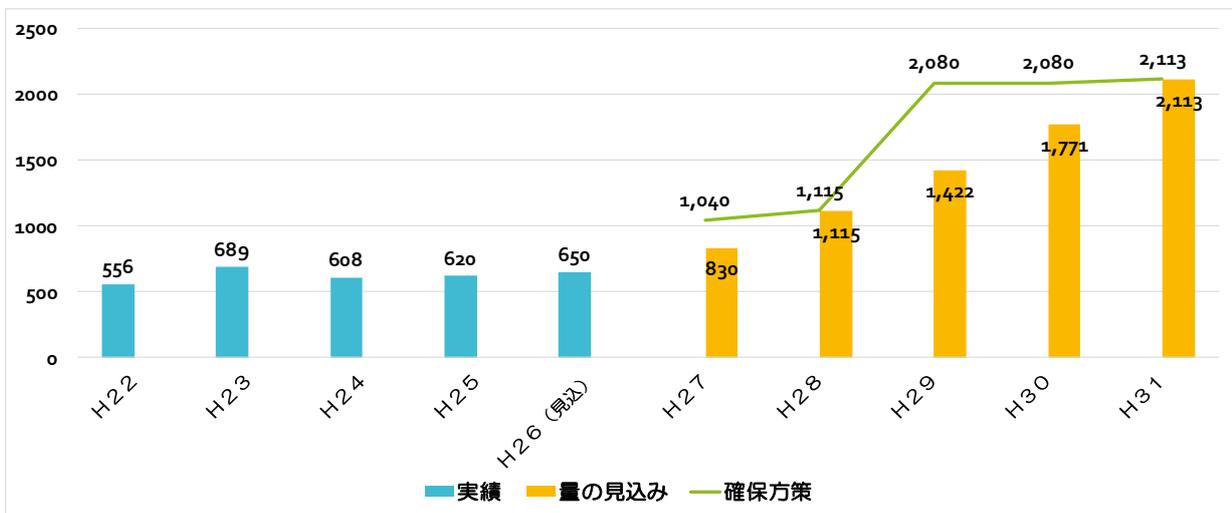
希望者のうち実際に利用する数を平成25年度の実績から算出。

「延べ利用者数」＝「量の見込み」×利用率

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	延べ利用者数		556	689	608	620
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用者数	830	1,115	1,422	1,771	2,113
確保方策（案）	延べ利用者数	1,040	1,115	2,080	2,080	2,113
	内訳	病児保育室「オルミス」 1,040人	弾力運用	【新規】 需要の高い地域での新設等 1,040人		弾力運用
備 考	・家庭別児童数（人）＝推計児童数（人）×潜在家庭別児童割合 ・利用意向＝利用意向率×利用意向日数（日） 利用率＝受診者／登録者 就学前＝181／837、小学生＝18／42					

### 確保方策（案）

利用希望者は多いが、病気になる実利用者はその1／4程度と実績から推測される。ニーズに見合うよう、人口増加の著しい地域への増設（1施設）を推進する。



## ⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

担当

子育て支援センター

### 現 状

対象年齢：3カ月～小学6年生

保育所、幼稚園、放課後児童育成クラブ等への送迎サービスを中心に延べ3,316名（H25年度実績）の利用がある。子育て支援センターに設置された事業所にて、利用会員と提供会員のコーディネートを実施。

H25年度末時点

登録者数…利用会員：1,020名、提供会員：176名

活動者数…利用会員：146名、提供会員：48名

### 量の見込み算出方法

●本市独自の算定方法【単位：延べ利用者数（人／年）】

H26年度の保育所・幼稚園・児童育成クラブ利用者数・申込者数合計に対するファミリー・サポート・センター利用見込み数の比率（60.8％）を各年度の量の見込み合計にかけて算出。

※国手引きによる見込み

国の手引きでは、放課後の預かりとして放課後の居場所づくりを前提としているが、実質の当事業の内容としては、保育所、幼稚園、放課後児童育成クラブへの送迎サービスが主であり算出には、なじまない。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	延べ利用者数		2,958	3,287	3,099	3,316
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用者数		3,895	4,114	4,297	4,382
確保方策（案）	延べ利用数	3,895	4,114	4,297	4,382	4,474
備 考						

### 確保方策（案）

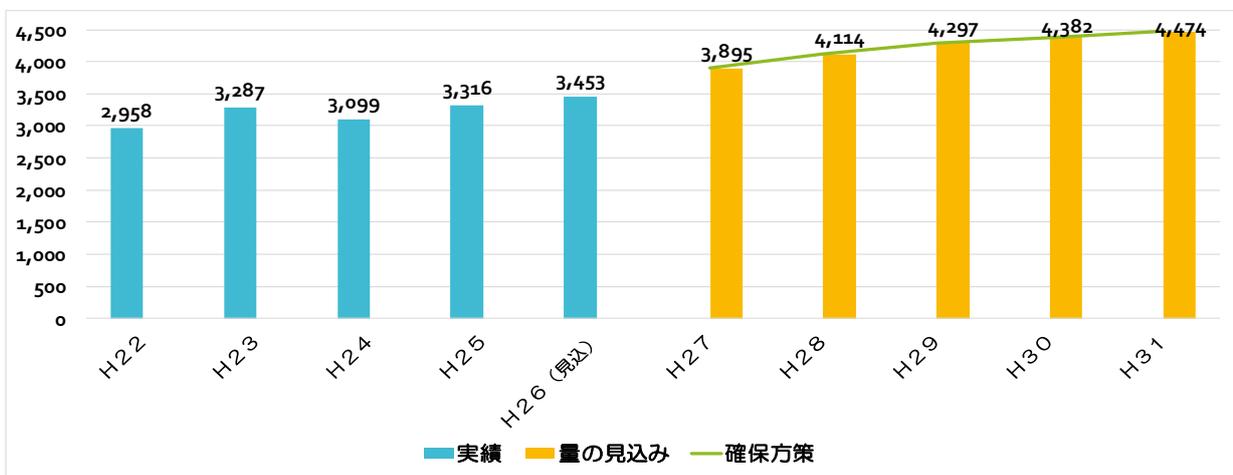
当事業は、利用会員と提供会員の相互援助を行っており、広報周知を図りながら、提供会員の増加（61名）を図る。

H31年度の必要提供会員の見込み

$4,474 \text{回} \div \text{提供会員の平均活動回数} 69.1 \text{回} = \text{必要提供会員} 64.7 \text{人}$

$64.7 \div \text{コーディネート成立割合} 27.3\% = \text{登録提供会員} 237 \text{人}$

$237 \text{人} - 176 \text{人} (\text{H25年度}) = 61 \text{人増}$



## (2) ⑧子育て短期支援事業

(子育て短期支援事業)

担当

子ども家庭課

### 現 状

対象年齢：0歳～18歳未満

●短期入所生活援助（ショートステイ）事業：（市内）24時間対応認可外保育施設2箇所、（市外）児童養護施設1箇所  
保護者の病気等の理由で、子どもを家庭で養育できない場合、児童養護施設等で7日以内で子どもを預かり養育する。

●夜間養護（トワイライトステイ）事業：（市内）24時間対応認可外保育施設2箇所  
保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要性を認めたととき、平日の夜間や休日に実施施設に一時的に子どもを預け養育する。

### 量の見込み算出方法

●国手引きによる量の見込み【単位：延べ利用日数】

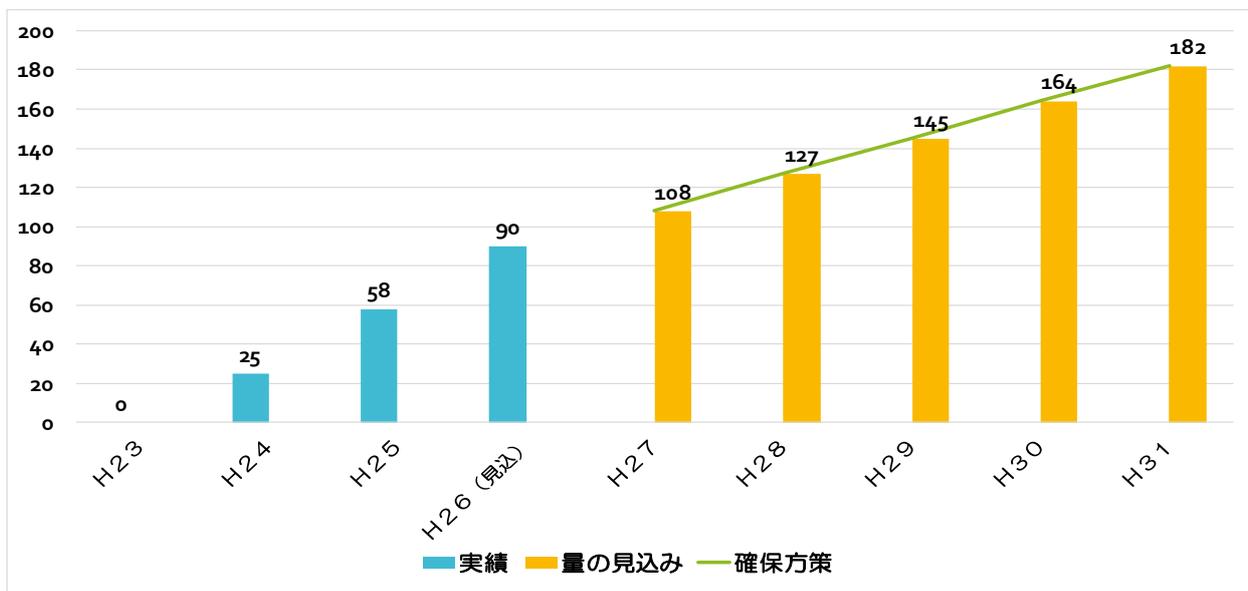
量の見込み（人日）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向

※量の見込みには、今後利用したいなど潜在的な需要を含むことから、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、  
利用意向率は、H27年度からH31年度に向けて、徐々に増加するものとしている。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	延べ利用日数	-	0	25	58	90
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用日数	108	127	145	164	182
確保方策（案）	延べ利用日数	108	127	145	164	182
備 考		<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭類型別児童数（人）＝推計児童数（人）×潜在家庭類型（割合）</li> <li>利用意向＝二一ス調査より把握した利用意向日数（日）×利用意向率（割合）</li> </ul>				

### 確保方策（案）

現行の指定施設で受け入れ可能な人数であり、3施設を維持する。



⑨ 養育支援事業・要保護児童等に対する支援に資する事業  
(養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会)

担当

子ども家庭課

現 状

- 養育支援ヘルパー派遣事業 対象年齢：0歳～5歳児  
保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対し、家事育児のヘルパーを派遣。  
民間ヘルパー事業所4カ所に委託
- 要保護児童対策地域協議会 対象年齢：0歳～18歳未満  
虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置。  
H25 虐待相談対応 406件

量の見込み算出方法

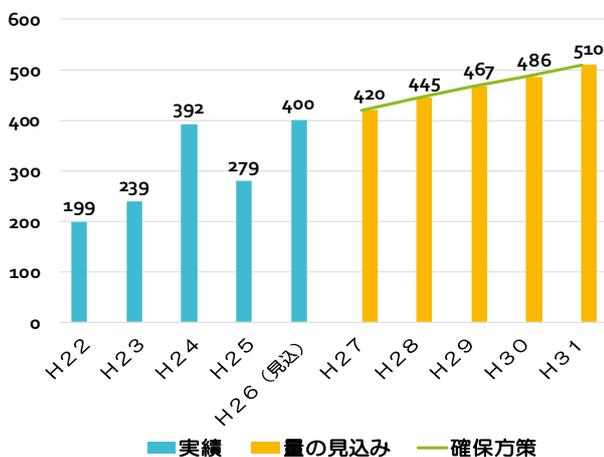
- 本市独自の算出方法
- ・ヘルパー利用時間【単位：利用延時間】＝前年度ヘルパー延利用時間×児童虐待相談対応件数前年度比率
- ・児童虐待相談対応件数【単位：件】＝0歳～17歳の人口×虐待相談比率

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26(見込)
	ヘルパー延べ利用時間	199	239	392	279	400
児童虐待相談対応件数	316	371	370	406	435	
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	ヘルパー延べ利用時間	420	445	467	486	510
児童虐待相談対応件数	458	484	506	528	553	
確保方策(案)	ヘルパー延べ利用時間	420	445	467	486	510
	児童虐待相談対応件数	458	484	506	528	553
備 考	※児童虐待相談対応件数 児童虐待相談比率H21～H25の実績から年0.09%増加 ※ヘルパー利用延時間 相談件数の伸びから対前年度比105%増加					

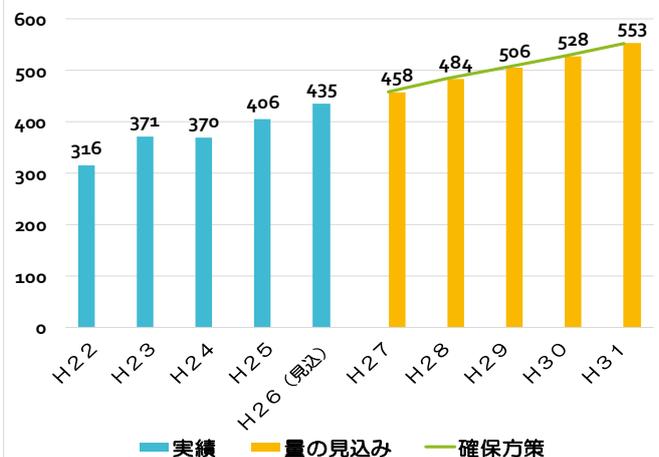
確保方策(案)

- 養育支援ヘルパー派遣事業・・・現行事業所で受け入れ可能な量であり、委託4事業所を維持する。
- 児童虐待相談対応・・・相談員の資質向上を図るとともに、人員増等による相談体制の強化を行う。

ヘルパー利用



虐待対応相談



## ⑩乳児家庭全戸訪問事業（すこやか訪問事業、養育支援訪問事業）

担当	健康増進課／子育て支援センター
----	-----------------

### 現 状

- すこやか訪問事業 対象年齢：出生～生後6カ月  
生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師または保健師が、生後6カ月頃に保育士が訪問し、児の発育・発達状況の確認と育児相談を行い、子育て支援に関する情報提供を実施。また、全数訪問することで育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげている。
- 養育支援訪問事業  
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行う。

### 量の見込み算出方法

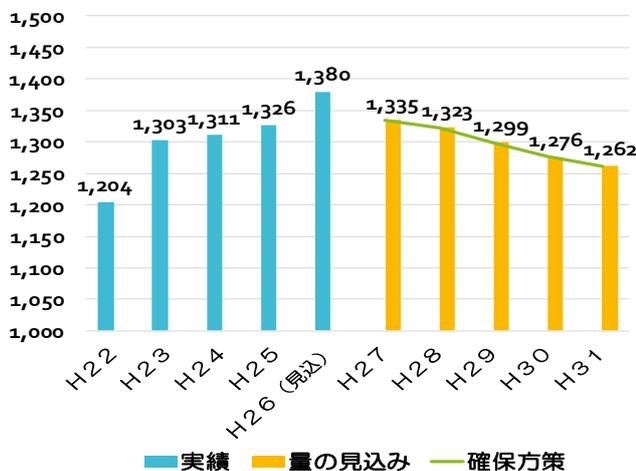
- 本市独自の算出方法【単位：訪問者数（人）】
- ・すこやか訪問見込み数＝0歳児推計人口＋H25年度里帰り訪問数（67件）
- ・養育支援訪問見込み数＝すこやか訪問者数×すこやか訪問に対する養育支援訪問の割合

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	すこやか訪問		1,204	1,303	1,311	1,326
養育支援訪問事業		215	131	144	197	206
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	すこやか訪問	1,335	1,323	1,299	1,276	1,262
養育支援訪問事業		200	200	197	195	194
確保方策（案）	すこやか訪問	1,335	1,323	1,299	1,276	1,262
	養育支援訪問事業	200	200	197	195	194
備 考	※すこやか訪問に対する養育支援訪問の割合 H25年度実績（14.81％）から虐待対応相談件数の伸び率（0.09％）ずつ増加させたもの H26…14.9％、H27…14.99％、H28…15.08％、H29…15.17％、H30…15.26％、H31…15.35％					

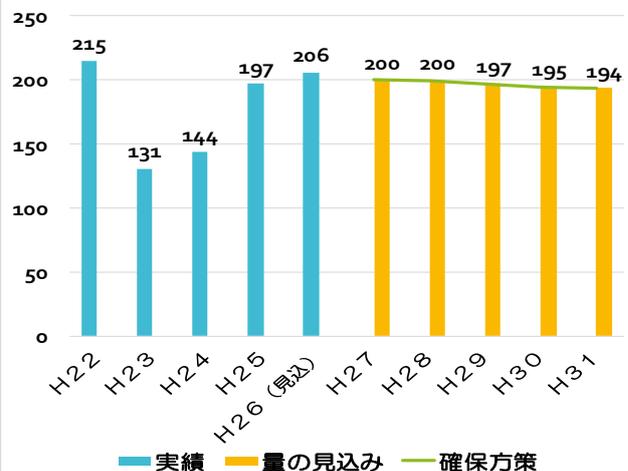
### 確保方策（案）

対象者への周知を行うとともに、保健師と助産師による訪問を実施する。

#### すこやか訪問



#### 養育支援訪問



## ⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診事業）

担当

健康増進課

### 現 状

対象年齢：妊婦全体  
 安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査費を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図っている。

一人当たりの助成上限額…94,560円（H25年度～）

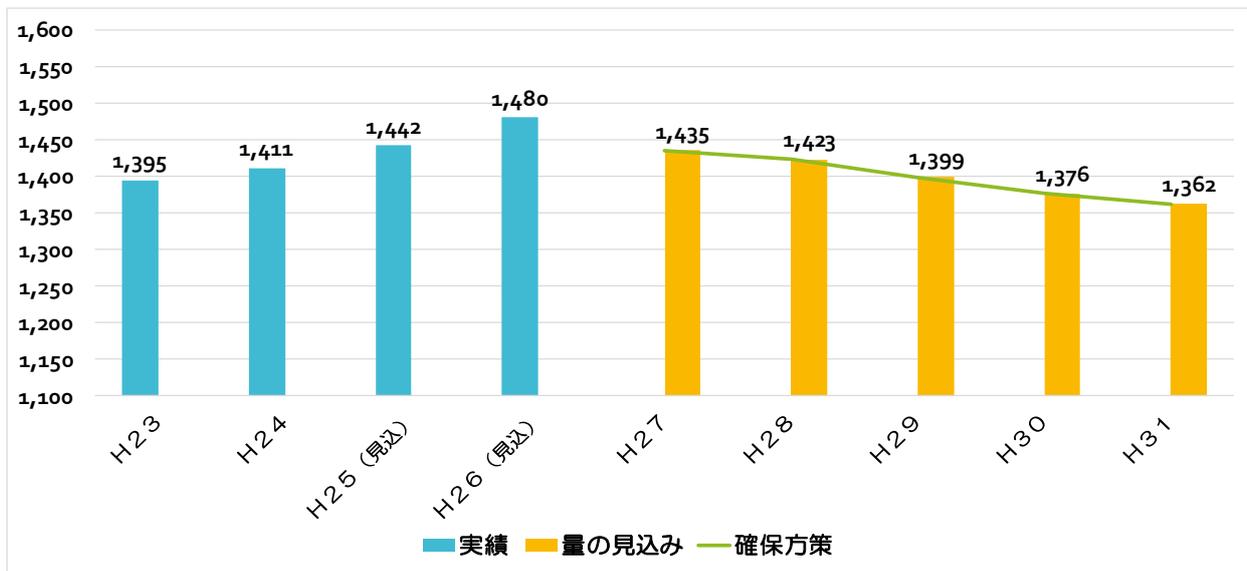
### 量の見込み算出方法

●本市独自の算出方法【単位：受診者数（人）】  
 H27～H31の乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みに、出産に至らなかった妊婦や転出入を考慮し、乖離の平均値である100人を加算。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	妊婦健診受診者数（人）			1,395	1,411	1,442
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	妊婦健診受診者数（人）	1,435	1,423	1,399	1,376	1,362
確保方策（案）	妊婦健診受診者数（人）	1,435	1,423	1,399	1,376	1,362
備 考	※加算する値はH23～H25の平均値から算出。 H23・・・92、H24・・・100、H25・・・116 平均・・・(92+100+116) / 3 ≒ 100					

### 確保方策（案）

妊婦健診にかかる14回の公費負担を行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保する。



### 3 幼児期の教育と保育の一体的提供（幼保一体化）の推進

#### 【施策の方向】（第4章を再掲）

幼稚園・保育所間での在籍状況のアンバランスや3歳児未就園層への幼児教育の提供など、本市の抱える課題を解決し、質の高い幼児教育と保育を一体的に提供することを目的に、幼保一体化を推進します。

幼保一体化の実施に際しては、幼保一体化の実施計画である「草津市幼保一体化推進計画」（別途策定）に基づくものとし、手法や時期、各施設の現状や地域性、施設の配置状況等を踏まえながら、幼保一体化のリーディングとして、公立においてモデル園を選定し、市民や保護者への広報周知を行いながら、幼稚園・保育所から、認定こども園への移行を推進します。

また、培われてきた幼児教育と保育の成果を相互に活かす取組みとして、公立幼稚園、保育所において、実践交流研修や人事交流の実施と併せ、草津市乳幼児教育・保育指針に基づき、就学前教育・保育に関する共通カリキュラムを作成し、幼稚園・保育所での教育・保育内容の共通化を推進します。

#### 【推進方策】

（草津市幼保一体化推進計画に記載）

#### 【目標値（ベンチマーク）】

##### （1） 保育実践交流研修の実施

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
受講者数	129	60	60	→ 継続実施			

##### （2） 乳幼児教育・保育カリキュラムの推進（共通カリキュラム）

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
推進 計画	乳幼児教育保育指針の策定	カリキュラム検討	試行検討	モデル園で実施	→ モデル園以外での実施検討		

##### （3） 幼保一体化モデル園の実施

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
モデル園	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所 開園	2～3箇所程度開園		

## 4 児童虐待防止対策の推進

### 【施策の方向】（第4章を再掲）

児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図り、地域、各関係機関と連携することで、虐待の早期発見、迅速な対応ができるよう各種支援事業を実施します。また、複雑化、多様化するケースに適切かつ迅速に対応するため、家庭児童相談室の職員の専門性の向上を図ります。

児童虐待は、様々な要因が絡みあって起こるものであり、単独機関だけで対応できるものではないことから、各関係機関が危機意識を持って情報を共有し、各機関が果たす役割を認識し、早期に適切な支援を行うために、調整機関である家庭児童相談室の充実と、「草津市要保護児童対策地域協議会」の体制強化を図っていきます。

### 【推進方策】

（検討中）

### 【目標値（ベンチマーク）】

#### （1） 児童虐待防止に関する啓発の推進

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
事業数	12	12	13	13	13	14	14

#### （2） 養育支援ヘルパー延べ利用時間（地域子ども・子育て支援事業の確保方策を再掲）

継続	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
事業数	279	400	420	445	467	486	510

#### （3） 児童虐待対応件数（地域子ども・子育て支援事業の確保方策を再掲）

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
事業数	406	435	458	484	506	528	553

## 5 ひとり親家庭の自立支援推進

### 【施策の方向】（第4章を再掲）

ひとり親家庭の相談にあたっては、相談件数の増加に伴う相談体制の充実を図るため、母子自立支援員を増員するとともに、市だけでなく県の関係機関の協力も得ながら、自立支援に向けた就業を中心とする相談業務を推進します。

従来から実施している各種助成制度については、今後も引き続き実施していくとともに、制度の内容などについて周知を図ります。

また、法改正によって、平成26年10月より父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金や生活資金などを貸し付ける制度）の創設など父子家庭に対する支援を拡充します。

### 【推進方策】

（検討中）

### 【目標値（ベンチマーク）】

#### （1） 母子自立支援員相談事業

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
相談件数	2,241	2,270	2,300	2,330	2,360	2,390	2,420

#### （2） 高等技能訓練促進費給付事業

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
実人数	9	6	6	6	6	6	6

## 6 障害児施策の推進

### 【施策の方向】

今後も発達障害についての認識・理解を促すとともに、児童発達支援センターでは、障害のある子どもの通所支援および相談支援・地域支援を一体的に行う施設として、関係機関との連携を一層推進しながら、乳幼児期から学齢期、青年・成人期まで各ライフステージに応じた幅広いニーズへの対応を図っていきます。

放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業等の実施により、障害のある子どもに対する活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。さらに、保育所や幼稚園、児童育成クラブ等での障害児に対する保育、教育等の充実を目指します。また、早期療育を目指した児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業を推進します。

### 【推進方策】

(検討中)

### 【目標値（ベンチマーク）】

#### (1) 児童発達支援事業

	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画		
実施箇所数	2	3	今後記載予定		
実人数	54	58			

#### (2) 放課後等デイサービス事業

	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画		
実施箇所数	4	9	今後記載予定		
実人数	93	130			

#### (3) 保育所等訪問支援事業

	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画		
			H27 計画	H28 計画	H29 計画
実施箇所数	1	2	今後記載予定		
実人数	9	10			

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 市民・地域社会・事業所・市の役割や責務

本計画は、子ども・子育てにかかわる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境など広範囲にわたるものであり、計画の推進にあたっては、市だけではなく、市民（家庭）、地域社会、企業、NPOや市民活動団体などがそれぞれの立場でその役割を認識し、相互に連携しながら、一体となって取り組むことが必要です。

#### ■本計画推進における各主体の役割や責務

##### 市民(家庭)では...

保護者は、子育てについて第一義的な責務を担うことや家庭が子どもの成長にとって基盤となることを自覚するとともに、保護者や家族が愛情豊かに、また、男女がともに子どもと関わり、育み、基本的な生活習慣や社会のルールを身に付け、命を尊び健やかな子どもの育ちを支えていくことが求められています。

##### 地域社会では...

地域社会は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、犯罪の防止など、子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流など、子育て家庭が地域で孤立することがないように、積極的な交流の取組などに参画することが期待されます。

##### NPOや市民活動団体では...

子育て支援や青少年健全育成など、さまざまな活動を展開しているNPO活動団体や市民活動団体は、身近な相談相手や子育て仲間、先輩として、子どもや子育て家庭に寄り添い、応援する役割が期待されています。市や企業、地域社会との連携を深め、より一層充実した活動の展開が求められています。

#### 連携・協働

##### 企業では...

企業は、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とする重要な役割を担っています。男女がともに仕事をはじめ家庭生活、地域生活をいきいきと送ることが、少子高齢化の日本を元気な社会にすることにもつながり、仕事と生活の調和を図る職場環境づくりが期待されます。

##### 市では...

市は、計画の推進主体として、子ども・子育て支援事業計画における施策・事業、施設整備等を包括的・計画的に取り組む役割を担っています。また、市民や企業・団体等との連携や協働における各主体の活動支援を図りながら、本計画を着実に実行していきます。

## 2 推進体制

### ① 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、多分野にわたる総合的な取り組みが必要となるため、関係各課との連携・調整を図り、施策の推進に努めます。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の子ども・子育て支援に関する知識と意識を高めるとともに、仕事と家庭・地域生活の調和が図れるモデル職場としての環境づくりを進めます。

### ② 市民との協働による推進

社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支援するためには、本計画を推進するためには、市民（家庭）、地域社会、企業、NPOや市民活動団体などが、本計画の理念を共有し、様々な社会の構成員が子どもと子育て支援にかかわる姿勢の共通認識を持ち、主体的に散り組めるよう、計画内容の広報・啓発を進めます。

また、計画の進捗管理については、本計画の検討・策定にあたった「子ども・子育て会議」を、市民参画による評価体制としても位置付け、毎年度開催し、本計画の進捗状況を評価します。

### 3 計画の検証方法と中間年度での見直し

本計画の5つの目標、27の施策ごとに、施策の方向で示した事業の実施状況について、毎年度、進捗状況把握・評価シートにより、関係課が把握・自己評価を行います。自己評価は、施策の方向通りに事業が実施できたのかどうかを、評価します。

本計画において、量の見込みと確保方策や目標値を設定する事業（注1）については、数値による把握・評価を行います。

上記の評価を数値化することにより、どの目標・施策の進捗状況が遅れているかなどを明確にするとともに、その理由や事業の実施に伴う問題点や課題も明らかにします。

庁内体制による自己評価に加え、子ども・子育て会議による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対応の推進を図ります。

また、子ども人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、中間年度である平成29年度（2017年度）を目途に、量の見込みと確保方策および数値目標について見直しを行います。

（注1） 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業（13事業）、  
幼保一体化の推進、児童虐待施策の推進、ひとり親家庭の自立支援推進、  
障害児施策の推進

#### ■計画の進行管理のイメージ



草津市子ども・子育て支援事業計画

平成 年 月